

## 第三章 近 世

### 第一節 郡内領の支配者

#### 鳥居彦右衛門元忠

鎌倉時代の初期、郡内領へは桓武平氏秩父流の小山田氏が入封支配した。以来、天正十年（一五八二）三月十一日、武田勝頼が天目山下田野（大和村）、に滅亡するとその直後、郡内領主小山田信茂も三月二十四日、織田信長の命により甲府善光寺で殺され、小山田氏もあえなく滅び去った。

甲斐一国を手中にした信長は、家臣河尻秀隆を甲斐国に封じ統治させたが、本能寺で信長が急死すると、六月十五日秀隆も甲州民の一揆によって甲府岩窪で殺された。国主のない甲斐国は徳川・北条両氏の争いの場と変わり、結末は家康が覇権をにぎることとなった。家康は十二月二十一日、平岩親吉を甲府城代に、穴山勝千代に河内領を安堵。郡内領には北条戦の功者、鳥居彦右衛門元忠を封じた。

#### 加藤光吉

天正十八年（一五九〇）七月十三日、家康の関東移封により、甲斐国は秀吉の姉瑞竜院の第二子、豊臣秀勝が拝領し、郡内領は家臣の三輪五右衛門尉近家が支配した。この年、鳥居元忠は上総国矢作四万石として移封した（『甲斐

国志』。翌十九年三月には秀勝は岐阜城主となり、加藤光泰が甲斐国に入り、その族臣、加藤光吉が郡内領主となった。この光吉が鳴沢村に発給した「材木・御巢鷹御用」の文書が役場に残されている。(第六節参照)

文禄元年(一五九二)六月、朝鮮の役には光泰は千人の軍勢を率いて、光吉とともに従軍したが、翌二年八月二十九日、光泰は釜山で病没した。その子、作十郎貞泰は美濃国黒野に転じたので光吉もこれに従った。

#### 浅野良重

文禄二年十一月、甲府城主に浅野長政・幸長父子が、郡内領主にはその家老浅野良重が任命された。良重は同年末から谷村に居城し、同三年には谷村館の桂川対岸に勝山城を築城した。居館と勝山城を総称し勝山城とよんでいる。また同年、郡内領の総検地(大開検地)を行い、石高一万八千四百十八石二升を決定した。また、同年、富士吉田市の北口本宮富士浅間神社の西宮本殿を再建した。村役場には、良重の「材木・御巢鷹御用」文書一通が現蔵される。

『山梨百科事典』には、良重について次の記録がみえる。「浅野左衛門佐良重(初名氏重)は、長政・幸長に歴任して長晟の老臣となる。浅野氏甲斐領国時代は都留郡を領した。大坂夏の陣に出陣、四月和泉樫井で大野治房の軍と戦い、塙団右衛門直之を切った。のちに長晟に成敗されたとも、浪人したともいう。」とみえる。『甲斐国志』も晩年のことには触れていない。

浅野長政・幸長父子は、甲府城の築城工事をほとんど完成させ、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の役には徳川方に属し、その戦功を認められ、同年幸長は紀伊国三十七万六千五百石余を与えられ、紀州和歌山城主となった。父長政は江戸に住み晩年を静かに送った。

#### 鳥居成次・成行父子

慶長六年(一六〇一)、浅野氏転封後、甲斐国を再領した徳川家康は、再び平岩親吉を甲府城代とし、郡内領には鳥

居成次を封じた。成次は久五郎ともいい、彦右衛門元忠の三男で、元亀元年の生まれである（『甲斐国志』は二男）。関ヶ原の役では首級二十八をあげる活躍をし、その軍功により慶長六年（一六〇二）、父の旧領郡内領一万八千石余を与えられた（『寛政重修諸家譜』）。

元和二年（一六一六）、徳川忠長（駿河大納言）が甲府城主となると（『甲府城総合調査報告書』）、忠長の家老職となった。成次の郡内領統治の政策を直接示す資料はないが、本村には二通の「御巢鷹御用」についての成次文書が役場に現蔵されている（第七節御巢鷹山参照）。

『近世甲斐の史的研究』（手塚寿男著）によると、「後年間接的な文書について見ると、米産の乏しい郡内では年貢は金納や雑穀・絹・紬などの物納部分が大きく、その一部については、一定の割合で米に換えて農民に還元する替米かえまいによる夫食の補いとしたほか、郡内にも小切金納が行われた村があった模様である。年貢の三分一を小切、三分二を大切として、小切分は定率で換算の上金納する大小切租法が、伝統的に武田信玄から始まったとすることに合理的な徴証がなく、史料の上からは、元和四年（一六一八）、または寛永七年（一六三〇）と推定される年貢勘定目録に「小切金納（略）但耆両ニ付拾壹表一斗かへ」の文言を見ることができ、大小切は国中にも適用されたというのが通説であるが、鳥居成次が甲府に在城したことのない徳川忠長の家老であり、また同時に郡内領主であった元和と寛永初年に限っては、彼が自領内にもそれを適用した可能性は十分ありうることである。」と、農民に還元する替米のことや、年貢の小切金納などの可能性など、成次の財政政策を述べている。

成次は寛永八年（一六三一）六月十八日病没した（六十二歳・神田吉祥寺）。その子、従五位下淡路守成行は、父の遺領三万八千石と、忠長の家老職とを継承した。しかし翌九年六月二日、徳川忠長が狂乱のかどで改易となり、成行もそれに連座の意味で改易となった。成行は鳥居左京亮忠恒に預けられ出羽国山形に蟄居した。

同年十月二十三日、甲府は城番制となり、大久保玄蕃頭忠成が甲府に在番、郡内谷村には本堂伊勢守茂親・設楽甚三郎貞代が在番を命ぜられた。その代官は糸原甚右衛門・坪井金太夫(『秋元家甲州郡内治績考』)であった。

### 秋元但馬守泰朝(やすとも)

秋元氏は、関白藤原道兼から八代目の孫、宇都宮掃部助頼綱の子左衛門次郎泰業が嘉禄年中、上総国周<sup>す</sup>准郡秋元庄を領有し秋元氏を名乗ったのがはじまりである。

泰朝は天正八年(一五八〇)、深谷に生まれ初名を牛坊とよんだ。のち孫四郎・茂兵衛・但馬守に任官した。天正十年(一五九〇)、人質として小田原にあつたが父のもとに逃げ帰り、文禄元年(一五九二)、十三歳のとき父とともに徳川家康に拝謁した。慶長五年(一六〇〇)、関ヶ原の役に従軍、その戦功が認められ、同七年武蔵国足立郡のうちにて采地五百石を賜った。翌八年、家康の將軍宣下御拝賀として入洛。二月十三日、京都で従五位下但馬守に任官、のち駿府で御近習衆出頭人となった。

慶長十九年(一六一四)、大坂冬の陣に従軍、講和条件の大坂城惣堀の埋めたて工事が進まないのを泰朝が代わって難工事を完成させた。家康は、「其はからひの、かしこさを御感ありて」として、二千石を泰朝に増した。元和二年(一六一六)四月十七日、家康が死去、遺命による久能山への埋葬、翌年三月日光山に御遷座の時も尊骸に従い力を尽くした。元和八年(一六二二)、父長朝が致任(ちし・官を辞すこと)したのでその後を継ぎ、一万五千石の惣社城主となった(『寛政重修諸家譜』)。

寛永十年(一六三三)二月三日、但馬守泰朝は三千石を加増され、上州惣社から甲斐国郡内領一万八千石に転封、谷村城主となった。以後、寛永十九年(一六四二)十月二十三日没するまでの(六十三歳)約十年間、郡内に数々の治績を残した。泰朝の主要治績をあげると次の通りである。

○ 寛永十三年（一六三六）、家臣高山五兵衛・林善兵衛・萩谷又右衛門を奉行として、都留市十日市場から下谷まで、総延長三里二十一町の大堰を完成し、開田を促進、流域に穀倉地帯を造成した。

○ 泰朝が谷村へ入封のころ、江戸では人口が急増期を迎えた。これに着目した泰朝は江戸向けの絹生産を発達させるため、養蚕を奨励、前領上州より織布機具を導入し、全国的な郡内絹に発展させた。

秋元越中守富朝（とみとも）

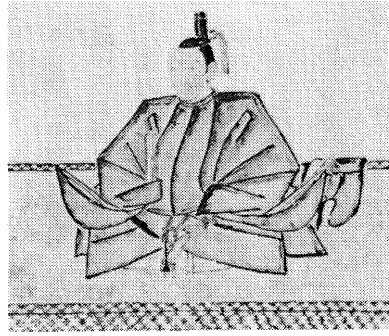
『寛政重修諸家譜』には、富朝は慶長十五年（一六一〇）物社に生まれ、初名を長丸といい、掃部・越中守を名乗り、母は秀綱女とある。五歳のとき家康に拝謁。寛永十一年（一六三四）十二月晦日、従五位下越中守に叙任。同十九年十二月二十四日、父の遺領（郡内領）を継ぐ。明暦三年（一六五七）六月十七日谷村で没。四十八歳とある。次に富朝の主要治績をあげる。

○ 寛永二十年（一六四三）十二月、後陽成天皇の第八宮、智恩院門主二品良純法親王は、鳥原の遊女、三芳野との不行跡が勅勘に触れ、湯島（甲府市湯村）に配流された。のち下積翠寺（甲府市）興因寺に移るさい、富朝がその警護の役に当たった。『秋元家甲州郡内治績考』

○ 郡内領の富士山麓は富士の雪解け水（雪しろ）の災害にしばしば見まわられた。富朝は寛永二十年（一六四三）、酒井権左衛門を奉行として、上吉田・新屋・松山の三カ村に命じ、上吉田の「諏訪神社ノ辺方八町ノ地ヲ劃シ松樹数万株ヲ移植」雪しろを防いだ。『秋元家甲州郡内治績考』

○ 正保元年（一六四四）十二月、幕府から国絵図・城絵図の提出を命ぜられ、正保絵図を作成した。

『秋元家譜』に、「明暦三年正月、江戸に大火があり、邸宅が罹災し、累代の文書宝器などが烏有に帰し、十九日富朝は密命を奉じ谷村に赴く。」とある。いわゆる明暦三年（一六五七）、の振り袖火事で江戸藩邸が罹災したことがわか



秋元但馬守喬朝画像

る。しかし、なんの密命を奉じて谷村へ来たのか不明である。同年六月十七日、谷村で没した。四十八歳の若さであった。

秋元但馬守喬朝（喬知・たかとも）

喬朝は慶安二年（一六四九）の生まれで、富朝の養子である。富朝には男子がなかったため、その娘、おけい（戸田越前守忠昌に嫁いで生んだ甚九郎（長男）を、明暦二年（一六五六）に養子として迎えた。明暦三年（一六五七）六月十七日、富朝が没したため、同年十月二日、その遺領一万八千石を甚九郎（喬朝）が相続した。江戸城伺候の間は、雁の間と定められ、十月五日將軍家綱に拝謁し、富朝の遺物、信国の刀を献上した。九歳のときである。

万治三年（一六六〇）、従五位下但馬守に任官している。養父富朝との生活はわずか一カ年のことで、幼少の藩主となつたのである。郡内にはほとんど来たことはなく、江戸藩邸住まいで、実父、戸田忠昌がかげの力となつていた。そのため後年の喬朝の栄進にはめざましいものがあつた。

『寛政重修諸家譜』には、寛文六年（一六六六）八月、「始めて所領へゆくのとまを許される。」とあり、この時期は郡内最初の農民闘争のはじまつたときで、そのための「所領へゆくのとま」であつたのであろう。

寛文七年（一六六七）三月四日、郡内農民の代表庄屋二名は、谷村の秋元役所へ小切租法適用による減租を歎願している。翌八年二月四日、前年役所へ愁訴した代表二名が処刑されるといふ凄惨な事態が発生し、年貢減石などの闘争は延宝九年（一六八二）ころまで続いた。

『秋元家甲州郡内治績考』には、「難渋願ノ事」として、「乍恐申上候儀ハ、往古ヨリ甲斐国ノ国法ノ修勘ヲ亡失、

御年貢始メ諸運定高直ニ相成リ、猶亦檢地改メ替御繩入ノ趣味模様ニ付百姓一同御年貢始メ諸運定御上納ニ差開リ、難波打ツ、キ一同困難ノタメ、他国ニ越シ住居スル者多人数ナリ、……(略)」とあり、減租歎願書は各村役所に提出され、寛文六年から、翌七年まで延べ二万人の歎願が行われ、国元の役人では処理できず、領主自らが現地調査にのり出したのであろう。

喬朝が郡内領を襲封以来、領主と農民の間は大きくくずれかけていた。正租は八割以上にも及び、主要食糧源である替米かえの還元率は、鳥居氏時代より引き上げられ、その他、さまざまな名目による雑租の賦課が農民をますます苦しめた。

延宝八庚申年(一六八〇)一月十四日、秋山村の左近・新倉村多郎左衛門・戸沢村孫兵衛・小沼村勘右衛門・花咲村孫兵衛・綱野上村八左衛門・小明見村武兵衛の七人は、秋元撰津守の江戸藩邸へ、三たび減租の歎願状を提出した。この七村の代表のほかに、五十六人も江戸へ出てこれを応援した。

歎願書には、「検地御繩入替ノ儀ハ、江戸御家老岡村庄太夫様ノ仰セ御指図ノ通りニ候ヘ共、其レヨリ御年貢ノ取増ハ年々高直ト相成リ、百姓一同立行カス、他国ニ越シ、亦ハ餓死致ス人モ数多出ル有様ト相成リ候ニ付、……(略)」(『秋元家甲州郡内治績考』)。とみえ、寛文九年の検地以来、厳しい租税の取り立てがあつたことを示している。

江戸藩邸では左近ら七人の代表に帰村を命ずる一方、各村役所に命じて嘆願者らの処罰を図ることとした。帰村途中これを聞いた左近ら七名は江戸に引き返し、秋元氏の悪政をしたためた訴状をもって、翌延宝九年(一六八一)正月二十二日、ついに江戸町奉行所へ越訴(おっそ・所定の順序を経ず訴え出ること)を執行した。

左近ら七人は秋元家に引き渡され、二月十四日谷村の城下にかえされ投獄され、二月二十五日、金井河原で左近は磔刑、残る六人も死罪打ち首の極刑に処せられた。以上が「秋元騒動」の結末である。

騒動は寛文六年（一六六六）ごろから始まった。生産力を無視した過酷な重税を押しつけられた農民は、領主に年貢減免の嘆願を何回か行つた。領主はこれを取り上げず弾圧を加えるのみであつた。そのため江戸町奉行所へ越訴に及んだのである。しかし、越訴は幕府の厳しく禁止するところであり、斬首という極刑で一揆はあえなくつぶされてしまった。都留市金井の用津院（つしん）には、犠牲者七人を六地藏に託して冥福を祈つた塔や、首洗いの樋が往時を物語っている。

番朝の重税策を物語る言い伝えは郡内に多い。郡内には腰高障子が多い。これは障子紙に対する税が高かつたためだという。また縁側の障子、窓の障子に対し「長障子の税」を取つたともいう。ために当時の家屋には障子がなかつたという。

『やまなし史跡めぐり』には、「なぜ、秋元氏はかくも重税を課したのだろうか。その一つに次のようなことが考えられないだろうか。番知は但馬守・摂津守・奏者番・若年寄・老中とトントン拍子で出世している。だが、国元はわずか一万八千石。この石高で老中を張っていくのは大変なことで、金の力が必要であつたらうことは想像にかたくない。」と結んでいる。

越訴事件の起きた天和元年（一六八一・九月改元）は、將軍綱吉の就任二年目に当たる。その下に番知の実父、忠昌は老中となり、番朝は寺社奉行、翌二年には若年寄に任じ京都所司代を歴任して、元禄十二年（一六九九）、老中に就任し、幕閣の中樞に座すまでに栄進した。実父戸田忠昌の引き立てのあつたことは疑いない。次に番朝の治績を紹介する。

○ 番朝は領民の食糧自給を確保するため、泰朝の治水工事にならつて、今井堰・梁尻工事・新倉掘抜工事と、三つの水利事業を行っている。



○ 今井堰・延宝三年（一六七四）一月、今井半兵衛を奉行とし、暮地・小沼両村民を中心に桂谷（桂川流域）・阿曾谷（富士山北麓、東西の諸村）の助郷人足を動員し、天家坂上に溝渠を開き暮地・小沼の用水とした。

○ 梁尻工事・延宝二年八月、山中湖出口の梁尻と、忍野八海を結ぶ丸尾を開きくする工事に着手、その延長十二町余を、一カ年に長さ四町ずつ三年で仕上げる計画を立て、大明見・新倉・小明見・上吉田・新屋・松山・下吉田の七カ村に工事を行わせ、延宝五年（一六七七）三月竣工させた。

○ 新倉掘抜・元禄三年（一六九〇）一月、河口湖から剣丸尾の赤坂まで、約三十町余のトンネル工事に着手。難工事のため伊勢国から掘抜師を招き、両側から掘り進んだが、穴の食い違いで失敗した。

元禄元年（一六八八）、將軍綱吉は柳沢吉保・牧野成貞を側用人に取り立て、將軍独裁体制の確立を目指した。吉保は同七年（一六九四）には川越城主として七万二千石を与えられ老中格となった。同十一年には席次が老中の上に進み、十四年には家門に准ぜられ、松平の姓と將軍の名を賜り、保明を改め吉保と名のつた。

当時の幕閣は大老井伊掃部頭直該の下に、阿部豊後守正武、喬朝の父、戸田越前守忠昌・土屋相模守政直・小笠原佐渡守長重らの老中四人によって構成されていたが、実質的には大老格であった柳沢美濃守吉保によって掌握されていた。元禄十二年（一六九九）九月、喬朝の実父戸田忠昌が死去すると、十月六日その後任に秋元但馬守喬朝が老中に任命されるといふ異例の出世が認められた。

喬朝は宝永元年（一七〇四）十二月一日、一万石が加増され、翌二年三月二十三日、谷村を引き払い武州川越城に移った。以後郡内領は幕末まで天領となった。柳沢吉保は、宝永元年十二月二十一日、甲府へ所替えとなり、その所領は十五万一千二百八十八石七斗三升九合となった。

宝永四年八月に老中を退任した喬朝は、正徳元年（一七一一）、一万石の加増を受け、六万石となったが、同四年八

月十四日、六十六歳で病没した(『秋元家譜』)。法名は義舟喬知済川院で、葬地は上州惣社の光嚴寺である。

『秋元家甲州郡内治績考』や、役場所蔵文書にみえる秋元家の家臣をあげると次の通りである。

岡村庄太夫・高山甚五兵衛・高山伝右衛門・高山又兵衛・高山七右衛門・高山五兵衛・新井勘兵衛・村岡七右衛門・河内長三郎・清水又右衛門・杉田九郎兵衛・高山新五左衛門・高山喜左衛門・高山小左衛門・町田左五右衛門・安中六兵衛・安中五郎兵衛・安中弥市右衛門・酒井権左衛門・神保弥兵衛・石井茂兵衛・今井半兵衛・新美彈右衛門・林善兵衛・佐々木総右衛門・磯伝左衛門・関口助兵衛・根岸弥五右衛門・武藤次郎左衛門・萩谷又右衛門・萩谷伝兵衛・石川安兵衛・安部久太郎・堀内重太夫・矢貝清太夫・岡谷右衛門・関口与三左衛門・有川四兵衛・田中重右衛門・岡田喜兵衛・岡村門左衛門・加藤久左衛門・相生礪右衛門・大久保庄太夫・大友理左衛門・奈良甚五衛門・広田九兵衛・荻野伝右衛門・三木次郎左衛門・岡田喜兵衛・三木九郎右衛門・福井市郎兵衛・山本治郎左衛門・山本六右衛門・清水又左衛門・坂東瀬左衛門・根岸吉左衛門・牧野小左衛門・関口六郎右衛門・岡谷三太夫・根岸次郎兵衛・萩谷与五右衛門・桜井文右衛門

## 代官

天領下の村々の民政を預かったのが代官で、代官は勘定奉行の配下にあつた。旗本の中から選任され、禄高は百五十俵で、家禄の満たないものは在職中に不足分が与えられ、ほかに役料の支給もあつた。代官所の機構は大きく地方・公事方に分けられていた。地方は年貢の徴収等がその主要任務で公事方は領内の司法検察を扱つた。一代官所の支配範囲は通常五万石とされ、経験によって十万石余に及んだものもあつた。役人は江戸詰め、代官所詰め合わせて二十余名で、手付と手代に分かれ、手付は旗本の中から代官が選任、勘定奉行が任命した。手代は民間から代官が選任して任命した。谷村代官所は二万八千七十七石余を支配、今の都留市、都留簡易裁判所のとこに陣屋が置かれていた。宝永二年(一七〇五)には、都留郡は上郷と下郷に分けられ、町野惣左衛門(上)・清野与右衛門(下)の二人の代官が支配した。

享保十一年（一七二六）には、石和代官所の支配下におかれ、谷村代官所は石和代官の出張陣屋となった。その後、甲府・甲府上飯田・市川・石和などの預りになっている。

次の記録は正保元年（一六四四）正月十一日、幕府が発した代官の守るべき心得で、「徳川禁令考二二〇五」に所収されている。

覚

- 一、此以前より度々被仰出御法度之趣、弥無油断可被申付之、若於疎略は、可為越度事、
- 一、御代官所中仕置、万事入念大切に存、御後闇儀不仕、毎年苗木之種をふせさせ、山林竹木を植立、郷村も次第によくなり、連々納方も上り、百姓をも令介抱身上持立候様に可被入精事、
- 一、物每正路に致し、奢なく心之及所才覚を出し、御用無滞調之、御勘定引負不仕様に、常々可被相嗜事、
- 一、堤井堀川除之儀、毎年正月十一日より普請申付之、早損之所は水かゝり候様に致し、忽論水懸かり、田畑損亡之地ハ、水はき落し堀等、入念可被申付事、
- 一、御代官所之内へ、私のかしもの、諸商売停止事
- 一、御代官所にて手作無用事、但新田ひらき候場は御勘定所之断、其上可申付事、
- 一、御年貢米下知なくして、其所にて払申間敷事、
- 一、関東方口米は納三斗七升入屯儀に付屯升宛口銭は永百文ニ付三文宛上方分は屯石ニ付三升宛也、御定之外不可取事、
- 一、毎年納方割付、惣百姓性に不残見せ、為致加判、以来迄無出入様に可申付事、
- 一、御年貢米入念、升目高下無之様可申付事
- 一、御代官所之人馬入候時ハ、御用之品々書注之、手形を出し、つかひ可申事、
- 一、諸法度不相背様に、毎年五人組改可申事、
- 一、吉利支丹宗門之儀、前廉申触候通、堅可申付之、郷中に有之行人、乞食迄、不審成もの念入改可申事、
- 一、御年貢米御藏え納候節、可被入念事、附、船にて相越候所は、上乘・船頭私曲不仕様に可被申付之、欠米おほく立、いらざる入用百姓に申掛、不作法之儀於有之は、穿鑿之上、曲事可申付事、

一、御年貢納候庭帳に 其時之百姓に判形いたさせ、名主方より小百姓へ手形を出し、以来迄無出入様に可仕、庭帳のとち目ことに手代押切印判いたし、重て穿鑿可仕事、

一、郷中にて諸役入用之儀、惣百姓立合、小帳を作り、加判を致置、其帳のとちめくゝに手代押切印判仕、重て出入無之様に可申付事、

一、御代官所中公事有之時ハ、能々致穿鑿濟候儀は忽論可被申付之、若落着難仕儀は、証文証拠取集、雙方奉行所之指越可申事、

一、御作事方并御造營其外万入用之儀、致僉議、入念可被申付事、

右条々、從此已前度々雖相触候、弥無油断入念仕置堅可被申付之、若於疎略は、可為越度者也、

寛永廿一年正月十一日

曾根源左衛門  
杉浦内蔵充  
伊丹順斎  
酒井和泉守

上方御代官衆中  
関東方御代官衆中

谷村陣屋代官表

就任年	代官名	備考	就任年	代官名	備考
宝永二年	町野惣左衛門	上郷	享保元年	野田次郎右衛門	
"	清野与右衛門	下郷	"	会田伊右衛門	
"	平岡次郎右衛門	上郷	"	堀内六郎兵衛	
"	平岡彦兵衛	下郷	享保四年	馬場源五右衛門	
宝永三年	柳沢氏預り	(柳沢吉保)	"	朝倉半九郎	
正徳三年	長谷川六兵衛		"	原新六郎	

享保五年	江川太郎左衛門	上郷	寛政四年	小笠原仁右衛門	石和預り
〃	川原清兵衛	下郷	寛政六年	川崎平右衛門	石和預り
享保十一年	小宮山柰之進	石和預り	文化元年	蓑笠之助	石和預り・文化五年没
享保十二年	山田治右衛門		文化五年	野田松三郎	甲府預り
享保十四年	齊藤喜六郎		文化六年	矢橋松次郎	
寛保中	齊藤喜六郎		文化十四年	鈴木伝市郎	
延享四年	増田太兵衛		文政元年	山本大膳	石和預り
寛延元年	小川新右衛門	上飯田預り	文政六年	吉川榮左衛門	市川預り
寛延二年	山本平八郎		文政十一年	大貫治右衛門	石和預り
宝曆八年	伊奈半左衛門		天保二年	柴田善之丞	石和預り
宝曆九年	江川太郎左衛門		天保六年	井上十左衛門	石和預り
宝曆十三年	会田伊右衛門		天保七年	西村貞太郎	石和預り
明和元年	藤本甚助	短期甲府上飯田預り	天保九年	江川太郎左衛門	伊豆・葦山
〃	大岡十三郎	石和預り	〃	小林藤之助	市川預り
明和四年	岩松直右衛門	石和預り	天保十一年	篠本彦治郎	石和預り
明和七年	真野惣重郎	石和預り	天保十三年	佐々木道太郎	石和預り
安永三年	久保平三郎	石和預り	嘉永四年	森田岡太郎	〃
天明四年	中井清太夫	甲府預り	安政二年	清水孫次郎	〃
天明七年	平岡彦兵衛	甲府預り	文久元年	内海多次郎	〃
天明八年	守屋弥惣右衛門	甲府預り	文久三年	増田安兵衛	〃
寛政二年	江川太郎左衛門	葦山預り	慶応三年	柴田桂次郎	〃
寛政四年	野田文蔵	駿府・島田	慶応四年	石田守人	〃
〃	江川太郎左衛門	伊豆葦山			

## 第二節 江戸時代の鳴沢村

### はじめに

村の概要を知るための基本資料に、村明細帳・検地帳・名寄帳・宗門帳・五人組帳などを挙げることができる。これらのうち鳴沢村には、寛延二年（一七四九）巳三月の甲斐国都留郡成沢村高反別村差出帳（明細帳・渡辺泰一家所蔵）安政三年（一八五六）辰二月日の宗門人別改帳（渡辺治徳家所蔵）・寛文九年鳴沢村検地水帳（一六六九・役場所蔵）・享和三亥年（一八〇三）三月の家数人別惣寄改帳（渡辺常雄家所蔵）などの諸帳簿が現存されている。

以下これらの資料をもとに村の様子をさぐってみたい。

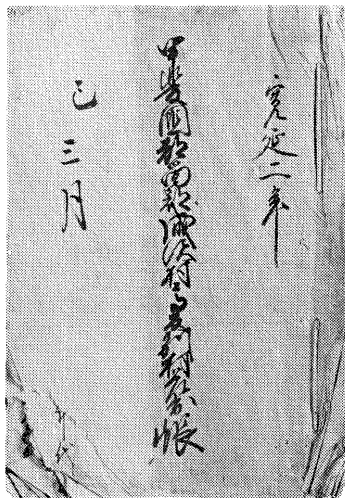
### 村明細帳

村明細帳は現在の村勢要覧ともいえるもので、村差出明細帳・村差出万書上帳・村鑑明細帳・村有無書上帳・御尋之趣書上帳と表紙に書かれている。内容はその目的によって多少の違いはあるが、村高・年貢・用水・普請場・山林入会・御巢鷹場・人口・戸数・村の位置・田畑の反別・作物・秣場・農間のかせぎ、助郷の負担・牛馬数・神社仏閣などの明細が調査記録されている。

この明細帳は年々提出されるものではなく、幕府の巡見使が派遣された場合、領主、代官等の回村、交代の時などに役人に提出したもので、その時々事情によって内容が詳細なもの、簡単なものなどが見受けられる。また、支配者が村の貢租の負担力、その他何らかの必要から作らせたもので、村方としては租税の過重からのがれるため、作為

的に報告されたものも多いといわれている。

本村現蔵の「甲斐国都留郡成沢村高反別村差出帳」控は、比較的内容にくわしい。宛先は甲府・上飯田御役所代官小川新右衛門である。寛延一、二年の当地方の支配者は、甲府上飯田役所のお預りとして代官は小川新右衛門であった。同年（月日不詳）から谷村役所（上飯田預り）の代官は山本平八郎に交代となっている（『山梨郷土史年表』）。この明細帳は代官の引き継ぎのために提出されたものと思われる。



寛延2年の成沢村明細帳表紙

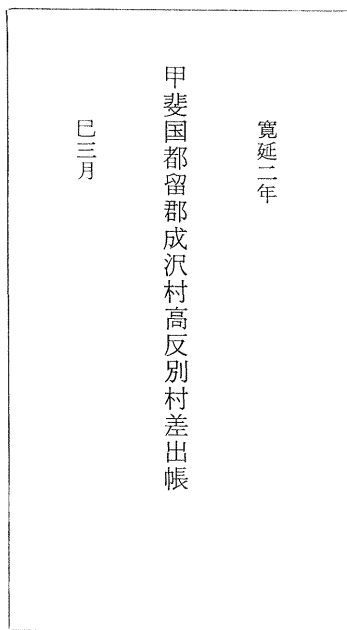


表 紙

寛文九酉年秋元但馬守様御代  
 百姓検地ニ被仰付候節御水帳三冊  
 一高六拾五石八斗四升九合  
 畑屋敷共

内七升卷合高不足

此反別三拾八町貳反七畝拾九步

此訳ケ

上畑貳町五反八畝六步

石盛四斗代

分米拾石三斗貳升八合

中畑四町三反步

石盛貳斗代

分米拾石七斗五升也

下畑拾貳町壹反七畝五步

石盛壹斗五升代

分米拾八石貳斗五升七合

下畑拾貳町四反七畝廿步

石盛壹斗代

分米拾貳石四斗七升七合

見付畑四町四反四畝廿五步

石盛五斗代

分米貳石貳斗貳升四合

桑六拾三束

石盛四合代

分米貳斗五升貳合

屋敷貳町貳反九畝廿四步

石盛五斗代

分米拾壹石四斗九升也

高外



一山畑九町五反拾歩

切替之場

此取米五石五斗六升之内九升米納<sup>米</sup>七合改<sup>納</sup>ふ足

此訳ケ

上山畑廿四歩

石盛九升代

此米七合

中山畑壹反七畝廿三歩

石盛七升代

此米壹斗貳升四合

下山畑貳反貳畝五歩

石盛五升代

此米壹斗壹升壹合

下々山畑貳反八畝拾貳歩

石盛三升代

此米八升七合

桑六束半<sup>マ</sup>小半<sup>マ</sup>

石盛四合代

此米貳升七合

上野畑五反六畝拾七歩

石盛九升代

此米五升九合

中野畑貳町五反九畝七歩

石盛七升代

此米壹石八斗壹升五合

下野畑五町六反五畝拾貳歩

石盛五升代

此米式石八斗式升七合

一野畑拾四町五反六畝七步

此取蕎麦九石四斗七升也

切替之場

蕎麦納

内九□□<sub>欠</sub>

此訳ケ

下ノ野畑拾壹町九反拾五步

石盛六升七合代

此取蕎麦七石七斗六升七合

見付野畑貳町六反五畝貳式步

石盛六升代

此取蕎麦壹石五斗九升四合

桑拾束

石盛壹升代

此取蕎麦壹斗也

右之蕎麦先年ノ金三兩定納ニ仕来申候

一永五百文

保太木役納

一永六貫貳百五拾文

材木代納

一御年貢米之儀、毎年御直段を以て金納仕候

口米ハ、取米壹石ニ三升ツヽ納申候、口米之儀、田米御直段ニ而金納仕候

卯年金壹兩ニ  
田米三拾五石ニ付四拾貳兩カヘ  
畑米壹石八斗三合三勺三才

- 一 毎年御検見御引方、御差紙出候節惣百姓寄合申割合仕候
- 一 当村畑作大麦、小麦、粟、稗、大豆、(次)□□、蕎麦、なだこん作り申候、大麦ハ富士山日影故少ミ作り申候、
- 一 畑之番共ニ下コヘ馬屋用申候、下コヘ之義、五里六里宛罷越買申候、
- 一 畑之土黒土野土ニ御座候、
- 一 当村御巢鷹場山之義、劔山、大すミ山、きもの焼、三敷、駿河境丸山五ヶ所ニ御座候、御鷹見付次第江戸御鷹奉行江持参仕、御金戴改仕候、
- 一 用水之義村之上山沢ノ之流溜メ水ニ仕用申候、
- 一 薪之儀富士山之内ニ而取申候、
- 一 萱、秣之義も富士山すそのニ而取申候、拾四年以前惣百姓相談ニ而、名主給金一兩付申候、組頭給無御座候、定夫之義ハ百姓一日替り相就申(候)□□、
- 一 当村ニ市場無御座候ニ付、買物之義、石物類(惣)ハ甲府町ニ而買申候、小買物之(義)□□、谷村、上吉田村、川口辺ニ而相調申候、せん(茶)□□茶ハ駿州富士郡ニ而買申候、
- 一 道法之義ハ、江戸江三拾弍里、小田原江拾六(里)□□、三嶋江十五里、沼津江十五里、富士郡江六里、甲府御城下迄拾壹里、当国谷村江六里御座候、
- 一 当村ハ富士山江午未ニ当リ、村(之)ハ南ニ当リ申候、
- 一 蚕之儀、宜敷年トふ宜年ト平均仕候所、凡三四拾兩ほと仕候、
- 一 当村蚕宜敷年ハ村中ニ而七八拾兩程も可仕候、
- 一 当村悪所之場ニ而、地面悪敷、作毛ニかけい無御座候ニ付、第一山稼ニ而渡世送り申候、富士山之内江罷越、年

中材木、笹板、木舞、惣而之木物ヲ取、他領ハふ及申、当国共ニ売出し申候、先年ノ御地頭様ノ御手形もふ申請  
こくいを打ち方ニ御番所通り申候、古来より成沢村山本ニ而駿州往還通下ハ成沢村内山ニ而、其外山上ハ、大嵐

・勝山・木立・舟津・浅川・当村共右六ヶ村入会、山稼仕候、

一当村之義、常々男ハ山稼、女ハ薪を取り其間に麻布・木綿織申候、自分ノ之着用ニ仕候

当国下吉田村月江寺末

一寺考ヶ所

齊家宗通玄寺

御除地境内七畝貳拾歩

分米三斗八升三合

一阿弥陀堂卷軒

堂守 彦左衛門

除地此地内卷畝貳歩

一阿弥陀堂卷軒当村通玄寺抱

同 太右衛門

同断此地内四歩

一积迦堂

同 作兵衛

同断此地内卷畝貳歩

一同堂卷軒

同 彦左衛門

同断此地内卷畝貳歩

一阿弥陀堂卷軒

同 縫左衛門

一大明神宮

宮守 源兵衛

同断此地内森共三反三畝拾五步

一 魔王宮

宮守 權左衛門

同断此地内森共ニ老町

一 山神宮

同 太兵衛

同断此地内六反步

一 山神宮

同 六兵衛

同断此地内老畝步

一 同 宮

同 彦左衛門

同断此地内老畝貳拾步

一 獵師鉄炮六挺 何ニ而茂御役無御座候

但永五拾文つゝ上納仕候

内

老挺 長三尺貳寸  
玉目三匁三分

持主 久右衛門

老挺 長三尺貳寸  
玉目貳匁八分

同 治兵衛

老挺 長三尺貳寸  
玉目三匁

同 源左衛門

老挺 長三尺三寸  
玉目三匁五分

同 伝兵衛(衛之) □

沓挺 長三尺沓寸  
玉目三匁

同 与四右□□

沓挺 長三尺五寸  
玉目三匁

同 甚 兵衛

沓挺 長三尺四寸八分  
玉目貳匁貳分

同 与市右衛門

一 四季打鉄匂三挺 何ニ而茂御役無御座候

内

沓挺 長貳尺九寸九分  
玉目三匁

持主 数右衛門

沓挺 長三尺貳寸六分  
玉目貳匁五分

同 源五右衛門

沓挺 長三尺貳寸五分  
玉目貳匁八分

同 吉兵衛

一名主、組頭、小百姓共御用ニ付、他所江罷越候節、雜用、はたこ之儀、惣百姓ノ其時ニ入用程割合出申候

一 百姓之内出入有之、其儀ニ而名主、組頭、五人組陣屋并江戸江罷越候節、雜用諸事入用之義、出入之者共双方ノ

出し申候

沓枚ハ切支丹札

一 村御高札四枚 内 沓枚ハ火付御吟味札

沓枚ハ三笠博奕札

沓枚ハごうそ、てうさん、そうそ人之札

切支丹札ハ先年々建申候、火付御吟味札ハ正徳元年建申候、三笠博奕札ハ享保十一年河原清兵衛様御代建申候

一 当村畑売買小作入上ケ之義

上畑壹反歩拾年季ニ売申ニハ 金三分くらい

但シ入上ケ年貢金貳朱くらい

中畑壹反歩拾年季ニ売申ニハ金貳分くらい

但シ入上ケ年貢壹朱くらい

下畑壹反歩拾年季ニ売申ニハ金壹分くらい

但シ入上ケ年貢壹朱くらい

一 百姓家作之儀自分之持林或ハ富士山(江カ)罷越材木取家作仕候、

一 百姓持林六拾貳ヶ所 但シ□□(検地之カ)

是ハ寛文九酉年秋元但馬守様御代□□(實カ)節御水帳ニ御書載被下候得共、御年□(實カ)御免被遊候、

一 下人召抱出替之儀、極月晦日くくに出替り申候

拾六年前以前当国鹿留村江引越候 常 宝 院

一 鍛冶冶老人 次郎右衛門

一 村高六拾五石八斗四升九合 屋敷畑共

内

高八斗四合 巳ノ年砂入引

高八斗七升五合 卯ノ年石砂入引

残高六拾四石壹斗七升他

家数百九拾八軒 惣人数九百貳拾三人

但シ巳ノ年人別 内男四百八拾人

女四百四拾老人

僧二人

馬八拾七疋

右之通当村諸色明細御尋被遊候付、御上納ヲ□□<sup>(欠)</sup>、有来ル品ニ員数毛頭無相違書上申候、此外何ニ而茂、書上候義一切無御座候、若隱置候而、後日ニ被及御聞候ハ、私共何様之越度ニも可被仰付候、為其帳面差上ケ申候処、仍而如件、

寛延二年巳三月

名主

組頭

百姓代

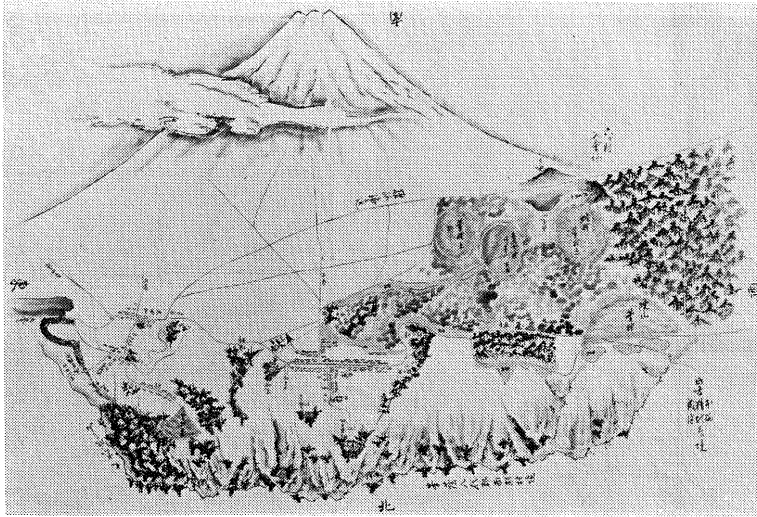
百姓

小川新右衛門様

御役所

以上が明細帳の内容である。まず冒頭に寛文九年の秋元喬知の百姓による検地水帳三冊の所在が記され、村高の六





江戸末期のものともみられる村絵図

拾五石八斗四升九合に対する内容、上畑・中畑・下畑・野畑・山畑・屋敷などの面積、一反当たりの収穫量である石

盛（こくもり）か記録されている。年貢の租率を決める方法は二つある。検見取法と定免法であるが、本村は前者の検見取法をとったことが記録されている。

次に書かれた内容は畑に作付けする作物の種類、肥料、土質などであり、本村では米の作付けはみられない。この帳面に出てくるものは大麦・小麦・粟、稗、大豆、蕎麦、菜、大根であり、蕎麦はかなり良質のものが穫れたものと思われる。田畑の肥料は山野の雑草を刈り馬に踏ませた堆肥である。また、しもごえを二十キロ、二十六キロの遠方に買い求めているが、内容不明であるがかなりの労力と経費がかかったはずである。

御巢鷹山の場所は劔山・大すみ山・きもの焼・三敷・駿河境丸山の五カ所をあげ、巢鷹を江戸の鷹奉行所まで持参して改めをうけ褒賞金を受けたことも記録され興味深い。以下明帳帳の内容を要約して個条書きとした。

○ 用水は村の山沢の水を引き溜め集めて、飲用その他に利用した。

- 薪は富士山内のものを取り利用した。
- 萱、秣も富士の山麓で取り利用した。
- 村全体で協議の上名主の給与を一年一兩と決めた。組頭(長百姓)の給与はなく定夫(村のために小用をたす人で、本村では定使・じょうずかいといった。)は百姓が一日交代でこれに当たった。
- 当村には市場がないので買ひ物は、穀物類は甲府で、小さい買ひ物は谷村、上吉田村・河口辺で調達し、せんじ茶は駿州の富士郡で買ひ求めた。
- 鳴沢村から主要地への道のりは、江戸へ三拾貳里(百二十八<sup>キロ</sup>)、小田原へ拾六里(六十四<sup>キロ</sup>)三嶋へ十五里(六十六<sup>キロ</sup>)、沼津へ十五里(六十<sup>キロ</sup>)、富士郡へ六里(二十四<sup>キロ</sup>)、甲府御城下まで拾壹里(四十四<sup>キロ</sup>)、当国谷村へ六里、(二十四<sup>キロ</sup>)である。
- 当村より富士山は南の方角に当たたる。
- 蚕の儀(養蚕)は毎年平均した収量で、その金額は村中で三、四十兩であつた。特によい年は七、八十兩の収入をあげることもあつた。
- 当村は悪所(地味不良)で作物の実りも薄く農業だけでは家計を立てることはできない。そのため山稼ぎを第一の渡世(職業)として、年中富士山中に入り込み、材木・笹板・木舞などすべての木物を取り、他領はもちろん、領内ともに売り出している。先年より材木出荷の手形を代官所より申し請けず、材木の小口に「こくい」を打つて手形がわりとして御番所(口留番所・関所)を通行した。
- 駿州往還通り道下は成沢村の持ち山で、そのほかの山上は、当村が山元で大嵐・勝山・木立・舟津・浅川の六カ村の入会山である。

- 日常は男は山稼ぎ、女は薪を取りその間に麻布や木綿を織って家用着とした。
- 寺院は通玄寺一カ所で、阿弥陀堂が三カ所釈迦堂二カ所があり、神社は大明神宮・魔王宮・山神宮の三カ所があった。
- 獵師鉄鉋が七挺あり、鉄鉋のサイズ、玉の目方などの詳細が記録され、上納金五十六文ずつを納め使用していた。このほかに四季打ち鉄鉋が三挺あった。
- 名主・組頭・小百姓が公用で外出し宿泊したり雑用をたした場合その費用は村中の百姓に割り当て出金した。
- 百姓のうちに出入（訴訟）などがあり、名主・組頭・五人組のものが、代官所や江戸へ出向いて事件の処理に当たった場合の費用は、出入りの者（甲・乙）の負担とする。
- 村の高札場には四枚の高札が掲げられている。その内容は切支丹・火付御吟味札・三笠博奕みかさ・ごうそ、てうさん、そうそ人の札で切支丹札は古くからあり、火付札は正徳元年、三笠博奕みかさ札は享保十一年河原清兵衛代官のときに建てられた。
- 当村の畑売買、小作料については、上畑を一反歩十年季で売った場合、金三分くらい、また小作料は年貢金で二朱くらいであった。以下中・下畑の売買価格、年貢金もそれぞれ示されている。
- 百姓が家を建てる場合、自分の持ち山、または富士山の材木を取って材料とした。
- 百姓の持ち林は六十二ヶ所にあった。（この項は紙が切れているため判読不明の力所があり、一部はさく除した。）
- 下人（名主の小屋住みで労働力の提供者）の交代は年々十二月の晦日とした。
- 当村に常宝院という寺があったが十六年以前の享保十七年（一七三二）ころに鹿留村（都留市）へ引き移った。
- 次郎右衛門という鍛冶職一人が住んでいた。

○ 村高は六拾五石八斗四升九合（屋敷・畑とも）である。

○ 家数は百九十八軒で、人口は九百二十三人その内訳は男四百八十人、女四百四十一人、僧侶二人、それに馬八十七頭が飼育されていた。

#### 村役人

代官の指揮を受け、一村の管理に当たるものを村役人といい、村方三役・地方三役ともよばれた。これには名主（庄屋）・組頭（長百姓）・百姓代が置かれていた。名主とよぶのはおもに東国で・庄屋は西国で使われた。鳴沢村では江戸時代の比較的古い時期には庄屋・肝煎（きもいり）が用いられ、のちに名主と代わっていった。組頭は名主の補佐役で筆算にたけたものが選ばれ、本村ではのちに長百姓おとなといった。

百姓代は文字通り百姓の代表で、名主や組頭の行為の不正を監視する役目で、村入用の使途の監視や郷藏に納める年貢米の出納に立ち合い、名主とともに封印をする役目でもあった。

名主には世襲制と交代制があり、交代制には領主が指定するもの、前任者が後任者を決めて願い出るもの、村民の選挙によるものがあった。選挙といっても今のように全村民が投票するのではなく、本百姓である戸主が投票した。選ばれる側も誰でもよいということではなく村内の家柄の高い者の中から選ばれた。

組頭（長百姓）も交代制で、その選任は選挙による場合と名主の指名によるものがあり、名主の選出は代官所の許可が必要で、組頭は届け出るだけでよかった。また、本村の村方三役の人員構成は、安政二年の夫銭帳をみると、名主二名、組頭三名、百姓代二名であった。

次の文書は当村渡辺泰一家に所蔵されるもので、名主の交代を選挙によって決めたものである。名主役は二人の者が年番で勤めていたが、名主伝五右衛門が病弱で勤務にたえられないため、村中で相談の結果、選挙を行った。その

結果長百姓（組頭）の善四郎が当選したので、名主役を仰せつけられたいと代官所へ願ひ出たものである。名主役の許可が出た上は、まず年貢上納を第一と心掛け、その他御役金引負等も必ず責任を持ち、お上へご迷惑はおかけしないと誓約している。

乍恐連判書付を以奉願上候

一成沢村名主役之儀前々々兩人に而、年番ニ相勤罷有申候処、伝五右衛門儀、殊之外病身ニ罷成、名主役相勤兼申候ニ付、右之段惣百姓共ニ申聞候ニ付、尤奉存候間、村中ふ残寄合相談之上、入札ニ付候処、長百姓之内善四郎ト申者落札ニ相究リ申候ニ付、名主役之儀、被仰付被下置候ハ、難有奉存候、尤役儀相勤申候内、第一御年貢、其外御役金引負等仕候て、御上様御差遣ニ不相成様、急度弁済可仕候、為其惣百姓御請連印、改之奉指上候 以上

享和四年

子正月

落札名主

善四郎

川崎平右衛門様

退 役

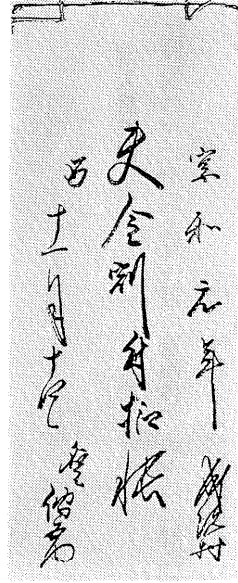
伝五右衛門

御 役 所

惣 百 姓  
役 人 中

村入用夫錢

江戸期の村は形式上は一種の自治体であった。村にかかった費用は村民自らが負担しなければならぬし、また予算というものがなかったので、村費は必然的に後払い勘定であった。その費用はかかった時々順次付け立て（記帳）



紙表帳控付割金夫

していくのが村夫錢帳である。この帳面の名まえはいろいろあるが、甲斐国では「村入用夫錢帳」（むらいりようぶせんちよう）とよんでいた。

これは村の財政の基本となる資料であるため、幕府領の鳴沢村では毎年谷村代官所へ新しい夫錢帳を持参し検閲を受け、表紙に役所の印をもらって記入をはじめの

である。鳴沢村に残された夫錢帳はタテ三十九・五疋、ヨコ十四疋の縦帳和紙袋綴りのものであった。このように代官所の綴り目印をもらい厳しくしても、いつの世も同じこと、不正はつきものであった。村明細帳にも問題があったように、支配者に対してばかりでなく、村役人と小前百姓との間にもしばしば争いがあった。

この帳簿は二冊が作られ一年分の入目を順次付け立て、一年たつとそれを合算し再び代官所へ提出し検閲を受け奥印をもらい、一冊を代官所へ、一冊を村に保管した。

<p>安政三年</p> <p>去卯正月の十二月迄村入用夫錢帳</p> <p>辰五月 日</p> <p>都留郡</p> <p>成沢村</p>
---

紙 表

一金式分式朱

渡辺泰一家所蔵

四百六拾文

是ハ郡中割

一錢百文

是ハ金井夫錢

一金壹兩

名主給

一金三兩

四百六拾壹文

是ハ年中火防祭り、山神祭り村中惣百姓出会いたし候節入用

一金壹分貳朱

是ハ年中役宅高筆墨紙小賄

一金四兩三分貳朱

五百六拾三文

是ハ正、五、九、十一月四節風祭り雪祭り其外祭礼入用

一金四兩三分貳朱

貳百八拾文

是ハ山中之村方故猪鹿をどし鉄匂打候節焰硝火繩等入用

一金貳兩貳朱

五百三拾六文

是ハ山々嶽々御初穂入用

一金四兩貳分貳朱

貳百文

是ハ宗門改諸勘定之節入用

ノ貳拾壹兩貳分

貳貫六百拾貳文

此調錢

百三拾四貫六百四文

但し金壹兩ニ付

六貫四百文替

右高家數ニツ割

六拾七貫三百貳文

是ハ高ニ割

六拾七貫三百貳文

是ハ家數別

一村高六拾五石八斗四升九合

内七石四升九合

役人高夫引

高五拾八石八斗ニ割



高卷斗ニ付

調

百拾四文余

一家數百八拾軒割

調

三百七拾三文九分

右者去卯年正月より極月迄、村入用書面之通り相違無御座候ニ付、村中惣百姓得心之上割合付、此外之内預而増割等一切ふ付候、万一難敷割方等後日相知申候ハ、名主・組頭・惣百姓迄何様之曲事ニ茂可被仰付候、依之惣百姓一統連印、付帳面差上申候如件

都留郡成沢村

百姓

菊之進<sup>印</sup>

嘉右衛門<sup>印</sup>

与右衛門<sup>印</sup>

(以下百八十四名  
百姓名略)

成沢村

名主 甚之丞<sup>印</sup>

同断 房藏<sup>印</sup>

清水孫次郎様

谷村

御役所

組頭 弥右衛門 印  
同断 徳右衛門 印  
同断 菊之進 印  
百姓代 五右衛門 印  
同断 重左衛門 印

前書見届置もの也

谷村

(安政三年)  
辰五月

御役所 御

以上が安政二年(一八五五)正月から十二月までの村入用夫銭の内容である。歳出目は郡中割(地方税の一種・甲斐国では治水費などの農民負担分を各村の郡中割懸高で割って徴収した)。などで名主の給与は年間一両であった。宗門改め諸勘定の入用四兩二分二朱、そのほか、火防祭り、山神祭り、筆墨紙代、正、五、九、十一月の四節の祭りの費用、猪鹿おどし鉄砲の費用、山々嶽々の御初穂入用などで合計二十一兩二分、銭二貫六百十二文が支出され、この経費は戸数割、高割によって村民が負担した。帳末には夫銭の監査結果ともいえる「前書見届置もの也」として、谷村役所の角印が押されている。

宗門改め

宗門改めは、毎年または隔年三月に行われた。徳川幕府が切支丹（キリスト教）を厳禁するために行った方法である。寛永十四年（一六三七）、肥前国に島原の乱が起こつてからは一段と厳重となつた。まず寺院に命じ宗門人別帳を作らせた。この帳簿には戸主の姓名・年齢、子女は一歳から記入させ、娘の嫁入り先、年月日など家族全員、雇人までその明細を記入させ、戸主の印判を押させた。さらにこれらの者たちが確かに当寺院の宗派を信仰し、キリスト教徒とは関係はないと添書証明のうえ、毎年三月～六月ころまでに名主に提出した。

名主は各寺院から出されたものを集計して戸数、人口その他を記入確認し奥書きに押印の上代官所に提出した。こうしてキリスト教に走ることを防いだが、その細部の調査・探索については五人組制度を厳しくし、それに当たらせた。

このようにして名主が一括集計、提出したのが宗門改め帳で、その巻頭には寛文四年（一六六四）十一月二十五日発せられた切支丹禁制の触れ書きが毎回書きしるされている。宗門改め帳はこうした必要のために作成されたものであるが、戸籍の調査の行われなかつたこの時代、これが戸籍代わりとなり、人口動態その他もろもろの研究資料となる貴重な資料である。

本村に残された資料に安政三年（一八五六）辰二月の「宗門人別改帳」（下書き）がある。その一部分と集計を次に記録する。

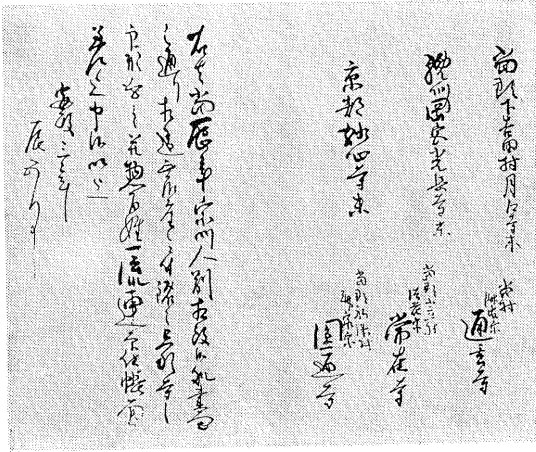
安政三年
宗門人別改帳
辰二月 日
都留郡成沢村

紙 表

この宗門人別改帳には寛文四年十一月発令された「覚」・「口上の覚」などの前書きはみられない。（渡辺治徳家蔵）

一曹洞宗鹿留村西方寺旦那

高三斗九升五合四勺



宗門人別改帳奥書き

娘	倅	嫁	弟	母	父	妻	多左衛門
せ	太	さ	徳右衛門	さ	多右衛門	ふ	辰三十四
辰九才	吉	い	辰二十四	の	辰六十六	く	辰三十二
	辰四〇 <sup>(才)</sup>	辰二十一					
	弥						
	二才						

メ九人 内男四人  
女五人

馬 耆 疋

この家の家族構成をみると、家族数は九人で老夫婦とその息子二人の家族が一緒に住んでいたことになる。長男の多左衛門夫婦には娘せい（九歳）、息子太吉（四歳）、娘ミ弥（二歳）の三人の子供があった。九歳の娘があるので多左衛門夫婦は二十四、五歳で結婚したことが想像される。また弟徳右衛門は二十四歳、その嫁さいは二十一歳で子供がないところをみると新婚間もない夫婦であり、この兄弟二家族はいずれも早婚であったことといえる。またこの家の農業生産高は三斗九升五合四勺で鳴沢村では中堅クラスであった。次にこの帳簿の集計の部分と、奥書を掲載する。

濟家宗下 吉田月江寺末 当村通玄寺

住持

メ僧耆人

恐 山  
四十五

惣人数 八百五拾耆人内 男四百七人  
女四百四拾四人

僧耆人

山伏耆人

馬九拾疋

一惣家数百九拾五軒

外名主貳軒

外寺卷ケ寺

右者代ニ拙寺共、且那紛無御座候ニ付、銘ニ改印形仕候処相違無御座候、万一御法度之宗門之由申者御座候ハ、拙寺共罷出、急度御申訳仕可申候、依之印形仕、差上申候処如件

当郡夏狩村宝鏡寺末

当郡鹿留村

曹洞宗

西方寺

当国身延山久遠寺末

当郡大嵐村

法華宗

蓮華寺

当郡下吉田村月江寺末当村

济家宗

通玄寺

駿州岡宮光長寺末

当郡小立村

法花宗

常在寺

京都妙心寺末

当郡船津村

济家宗

円通寺

右者当辰年宗門人別相改候処、書面の通り相違無御座候ニ付、銘ニ且那寺之印形取之、并惣百姓一統連印帳面差上申候 以上

安政三年

辰五月

成沢村

清水孫次郎様

谷村 御役所

安政3年の家族構成一覽表

合 計	一 〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	家 族 数	
	人											
一 九 四 戸	二	四	〇	一	六	二	五	三	五	四	三	戸 数
	五戸											
八 八 七 人	二	〇	三	六	八	〇	一	一	二	一	五	人 口
	五人											

以上が宗門人別帳の概要であるが、当村の且那寺は、通玄寺のほかに、西方寺、蓮華寺、常在寺、円通寺の四カ寺に分散していた。その内訳は西方寺に七戸三十二人。蓮華寺に二十一戸、九十一人。通玄寺に百三十四戸、五百六十七人。常在寺に九戸、二十九人。円通寺に二十八戸、百三十五人がそれぞれ登録されていた。また、帳簿の最後には、この宗門人別帳はそれぞれ且那寺の証明印をうけ、間違いないことを誓約している。

次の表はこの帳簿から集計した本村の家族構成一覽である。全戸数は百九十四戸、人口八百八十七人であるから一戸当たりの人員構成は四・五七人となっている。また、四人家族が四十三戸、ついで五人が三十五戸とこれに続いている。一人暮らしの家は五戸、十人家族の家が二戸あった。

安政3年の年齢別人口一覽表

生 年	女	年齢	男	男女計	生 年	女	年齢	男	男女計
1767明和4	1	90		1	1817	6	40	5	11
1768		89			1818文政元	6	39	9	15
1769		88			1819	8	38	8	16
1700	1	87		1	1820	6	37	6	12
1771明和8	2	86		2	1821	8	36	7	15
1772安永元		85			1822	8	35	6	14
1773		84			1823	11	34	7	18
1774		83			1824	6	33	3	9
1775		82			1825	8	32	10	18
1776	1	81		1	1826	7	31	4	11
1777	1	80	1	2	1827	4	30	12	16
1778	2	79	1	3	1828	3	29	5	8
1779	1	78		1	1829	5	28	5	10
1780	1	77		1	1830天保元	5	27	5	10
1781天明元	5	76	4	9	1831	5	26	5	10
1782		75	1	1	1832	3	25	6	9
1783	2	74	3	5	1833	10	24	13	23
1784	1	73	1	2	1834	12	23	5	17
1785	2	72	2	4	1835	5	22	9	14
1786	1	71	4	5	1836天保7	7	21	4	11
1787	3	70		3	1837天保8	2	20	3	5
1788	1	69	2	3	1838	3	19	3	6
1789寛政元	1	68	3	4	1839	9	18	4	13
1790	1	67	2	3	1840	6	17	8	14
1791	7	66	5	12	1841	6	16	5	11
1792	4	65	6	10	1842	14	15	8	22
1793	6	64	4	10	1843	5	14	5	10
1794	4	63	1	5	1844弘化元	7	13	6	13
1795	5	62	2	7	1845	8	12	7	15
1796	6	61		6	1846	5	11	8	13
1797	7	60	5	12	1847	9	10	8	17
1798	5	59	2	7	1848嘉永元	9	9	12	21
1799	3	58	2	5	1849	9	8	10	19
1800	4	57	3	7	1850	11	7	12	23
1801享和元	4	56	2	6	1851	7	6	8	15
1802	4	55	5	9	1852	16	5	15	31
1803	6	54	9	15	1853	7	4	10	17
1804文化元	6	53	4	6	1854安政元	16	3	9	25
1805	10	52	5	15	1855	20	2	16	36
1806	4	51	6	10	1856	10	1	5	15
1807	8	50	7	15	合 計	469	年齢	424	889
1808	8	49	7	15					
1809	3	48	4	7					
1810	2	47	3	5					
1811	9	46	3	12					
1812	2	45	5	7					
1813	2	44	4	6					
1814	2	43	4	6					
1815	4	42	3	7					
1816	5	41	3	8					

鳴沢村では天保8年飢饉のため110人  
(内、子供28人)が死亡している。



前の表は年齢別（男女別）の村内在住者一覧表であるが、前表もそうであるが宗門人別改帳が下書きで完全でないため集計のミスが何カ所かにみられ、数字にじゃっかんの誤りがあることを付記する。

### 五人組

江戸時代の国の経済的基礎は農業生産収入に依存されていた。そのため農民は年貢の負担者として重要視され、農民は、士農工商の階級制度からみると武士につぐ第二の身分として形式的地位を与えられた。諸藩は進んで勸農政策を施したが、これは農民のためを考えたものではなく、収入の基本となる年貢確保を目的としたものであった。

年貢は五公五民といわれ、その収穫高の五〇%が徴収され、これを免れることは絶対に許されないことであった。このための組織ともいえるものが五人組制度であった。

その起原は古代の五保の制度であり、藤原氏の専権期に入るところから崩れていった。のち豊臣氏の天下統一がなると五保の制度を復活し、慶長二年（一五九七）三月、「侍は五人、下人は十人より内の者は有次第の組たるべし」と発令し、はじめて五人組、十人組の制度をしいた。徳川氏も特に五人組制度を重要視した。

寛文十四年（一六三七）キリスト教厳禁の反動として起こった鳥原の乱は、この五人組制度強化に拍車をかけることになった。この五人組は江戸時代の初期には徳川氏の天下りの治安担当の機関として、また中期以降は年貢米の完納の方策として利用され、その他あらゆる施策の徹底手段として行われた。

五人組制度は近隣五戸を一組とし、相互の検察、相互扶助のための組織である。幕府はこの組織を利用し法令の遵守、年貢の完全納入、犯罪者の摘発など治安の維持にも利用した。

五人組は名主がこれを組織し、五人組帳に記載した。この帳簿は「五人組御改帳」・「五人組御法度御箇条」・「御仕置五人組帳」などとよばれたものであるが、本村には残念ながらその表紙だけのものが残っているのみである。

内容は五人組が守るべき法令が前書に記述され、村役人、全村の五人組が連署押印し、法令に違反しないことを誓約する請書の形式となっている。

この法令は農民統制を主眼とした御触書であるため時代が下がるにつれて簡条は多くなり、百余余カ条に及ぶものもある。名主は正月・五月・九月・十一月に村内の全百姓を集めてこの前書を読みきかせ、法を守ることを誓わせる義務を負っていた。

次の記録は、秋元但馬守喬知が郡内入封の際発令した五人組などの「御条目之写」で、『秋元家甲州郡内治績考』所収のものである。

寛文五年四月

御入部之節被 仰出候

御条目之写

一 前々々申付来候五人組、弥念ヲ入無懈怠可相勤、第一吉利支丹宗門急度相改之、其外從

御公儀被 仰出候諸法度之品々堅可相守事

一 男女ニヨラス、親ニ不孝之者於在之者、曲事可申付、若左様ノモノ在之者、名主・五人組寄合、内々ニテ異見仕和睦セシムヘシ、不用ニ於テハ、所代官加折檻、猶以承引不仕ニ於テハ、年寄共ニ達シ遂穿鑿籠舎申付置可受下知、親モ又子ニ対シ不儀之仕形アラハ、右可為同前事

一 五人組中ハ、相互ニ作式之仕付様身モチ以下万事世送リノ仕様、親子ノコトク異見ヲ申合大事ニ仕ヘシ、組中ニ大酒ナト仕、作式身モチ等無念之仕者有之ハ、殘四人之者名主遂相談致、異見セシムヘシ、是又承引於不仕者可

訴代官、猶以不用時ハ、年寄共申聞吟味之上籠舎申付置、尤可受下知、兼テ又作式世ヲクリ大事ニ仕候得共、無  
 抛子細有之テ、身体スリキリツブレニ事無紛ニ於テハ、名主組中力ヲソヘ借カエヲモ仕、田地以下ウラセ不申様  
 ニ仕ヘシ、名主組中之力ニ不及時ハ、代官ニ申聞年寄共可受差図事、付、女房之儀ハ收納カイエ等ニ念ヲ入、麻  
 機之カセキ無油断、所帯ヲ大切ニ仕ヘシ、若不所帯ナル女房アラハ、是又寄合致異見不用候ハ、夫ニ申談離別可  
 為仕事

一郷中百姓諸統世候実子無之ハ、名主五人組遂相談、相者ノ一類之内カ、若又、五人組中之子共儀ハ見立、養子ニ  
 仕、断絶無之様可仕候、如斯申付候上ハ、代官切ニ郷々村々惣百姓之名明細帳面ニ記シ可差上候、忽論年寄共  
 方、併代官名主方ニ右之帳面一本宛差置之、相改之不通儀ニテ、百姓跡断絶任ニ於テハ、名主ハ代官ニ申届ケ代  
 官ハ早速年寄共方迄可注進仕事

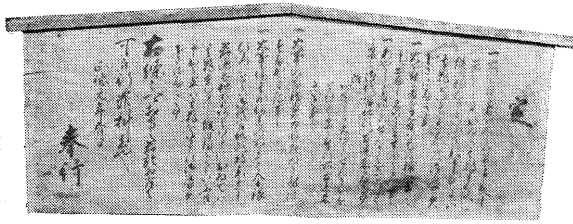
一男女ニヨラス、百姓ノ子共年季奉公イタサセ候ハ、年季ノ儀自今以後、十五才以上拾ケ年ヲ可限、十五才以下  
 ハ少越候テモ不苦ニ重手形堅ク停止ノ事、

右之条々急度可相守之也

### 村の生活

近世の村は一つの自治体としての性格を持っているが、基本的には領主権力によつて嚴重に規制されていた。それは検地や年貢の割り付けということに端的に表われている。この規制は法度ともよばれ、農民はこれを遵守しなければ罪科に処せられた。この法度は幕府の重要法令をはじめ禁制全般にわたる意味に用いられ、一般的には触書として村方に出された。

触書は幕府の老中が將軍の決裁をうけ、書き付けをもつて大目付・目付・寺社奉行・勘定奉行・町奉行その他の関



正徳元年5月の高札

係機関へ交付し、そこから一般に触れ回すという順序であった。各村々へは勘定奉行所から代官を経て交付された。その内容は村の治安の維持、年貢の負担確保を基本とした生活全般に及ぶものであった。

村役人は触書を受けると、これを村中に徹底させ、実行させる誓約書を代官所に提出する義務を負わされていた。重要なものはまず高札場に掲示され、それを村民に徹底させた。触書のほかに廻状があり、代官が具体的な用件を村

方に通達するもので法令ではない。廻状を回す順序はあらかじめ決められ、見終わった村は名主が印を押し、次村に回し最後に代官所に返された。

村法は村掟、村議定書といい百姓自身が村の秩序維持のために作られたもので、内容は用水・入会・普請・博奕・盗人・火の用心・冠婚葬祭ときわめて多岐にわたっている。

#### 定

一火を付る者を志らハ早々申出へし

若かくし置におゐてハ其罪重かるへし

縦同類たりといふ共於申出にハ

其罪をゆるさ連急度御褒美下さるへき事

一火を付る者を見付ハ是越捕へ早々

申出へし見のかしにすへからざる事

一あやしき者阿らハせんさくをとけへく

早々御代官地頭江召連来るへき事

#### 附

阿やしき者阿らへせんさくをとけへく早々奉行所江召連来るへき事

一 火事の節鑓長刀脇刀差ぬき身にすへからざる事

一 火事場其外何連の所にも金銀ひろいとらへ御代官地頭江持参すへし

若隠置他所を阿らへるゝにおゐてハ其罪重かるへし縦同類たりといふ共申出る輩ハ其罪をゆるされ御褒美下さるへき事

右条々可相守之若於相背者可被行罪科者也

正徳元年五月日  
奉 行

これは本村役場に現蔵される「火付け」などの禁制高札の文言である。次の文書は表紙に安政三年辰正月日とある「御用御触写覚帳」で当役甚之丞とみえる（渡辺治徳家蔵）。内容は廻状であり、その一部である。

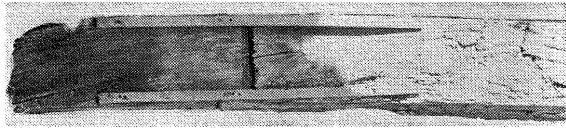
其村々去卯御年貢割附、并皆済目録相渡候間、小手形取揃来ル十一月二日納御年貢上納之節持参引替可申候、此廻状早々順達、留り村々可相返もの也

谷村御役所

辰十一月六日

経木・曲輪<sup>すわね</sup>の生産販売

別項でも触れているが、本村の農業生産は土地狭隘と、富士山の溶岩流台上に生まれた耕地であるから、土壌は悪質で生産高は上がらなかった。そのため男は山に入って笹板・こまい・材木などを伐木加工して近郷へ売り出すのが最大の収入源であった。左に記録した文書は、山から桧・杉・松を伐り出し、経木に加工して他国へ販売した商取引



台のカンナの大造用製造経木

の「仕切帳」であり、本村の経木屋八左衛門と江戸三十間堀二丁目経木屋岩藏との取り引き内容がよくわかる。

江戸三十間堀二丁目は現在の東京都中央区銀座四丁目に当たる。この文書のほかに割り木（割り箸・障子、フスマの骨材）・曲輪などのメモや請取にのる販売先の名前・店印などがみられる、それによると江戸の浅草福井町老丁目の経木屋要七、神田九軒町材木川岸野口店、同町信濃屋善吉、神田多町老丁目伊勢屋九兵衛、駿州沼津の川村、同州今泉村佐野八右衛門などの問屋街に、経木・割木などが手広く取引が行われていた。

経木・割木は杉・桧・松などを材料としていた。経木はこれらの材料を大きなカンナで薄くけずったもので、主に餅菓子を包んだり、菓子折の底に敷いたりするのに用いた。今では化学製品の包装材料を使うので経木はほとんどみられない。また手工芸的にも早くから使われ玩具・籠などの手工芸品・編み笠等が作られた。

経木は文字通り古くから経文を書くための木片であった。今でも大阪四天王寺には経木に経文を書いて供養し、金堂の近くの亀井水に流す経木流しが行われている。

嘉永七年寅六月吉日

経木屋

岩藏

紙

経木仕切帳

経木屋八左衛門様

表

写真の経木製造用の大カンナの台は、本村渡辺正明家のものがある。

追而申上候、然者沼津も○印付ぬれいたみ有之候

ニ付、金式朱ト六匁之所御まけ可被下様奉願上候

以上

一金七兩也

右之通り相濟し申候<sup>㊦</sup> (以上表紙裏に記載)

沼津 兵五郎乘

正月廿日出、二月十四日入

㊦ 一全九十わ入七箇

掛り三十三匁

式分五厘

同 庄 吉乘

三月三日出、四月十六日入

㊦ 一全九十わ拾九箇

かゝり九拾匁

式分五厘

戸田 幾三郎船

四月廿七日出、五月四日入

㊦ 一全 同五箇

掛り廿四匁

同 七右衛門乘

五月四日出、六月二日入

㊦ 一全同 式箇

掛り九匁

六分

右 同乘

五月四日出六月二日入

㊦ 一全 同 三箇

掛り十四匁四分

沼津 庄吉乘

五月六日出、六月二日入

㊦ 一全 同 式箇

掛り九匁六分

戸田 喜兵衛乘

六月二日出、同廿二日入

㊦ 一全九拾把入四

三寸五分式 八箇

四寸 式

掛り三拾八匁

松崎 友吉乘

六月二日出、同廿八日入

⑨ 一全九拾把入四 五箇

五寸 卷

掛り式拾三匁七分五厘

此口〇印付ぬれもの

戸田 菊次郎乘

⑩ 一全九拾把入五 六箇

五寸 卷

掛り式拾八匁八分

一三寸五分 式箇

代四拾式匁

一四寸 式箇

代四拾匁

一五寸 式箇

代四拾式匁

メ百式拾四匁

一別引百拾七匁六分

一九拾把入メ五拾卷箇

代卷メ三百十一匁四分

メ卷メ四百式拾三匁

掛りメ式百匁〇〇六分五厘

掛り引メ卷メ式百式十式匁卷分五厘

此金式十兩ト

式拾式匁三分五厘

戸田 七右衛門乘

六月廿日出、七月十九日入

⑪ 一全九拾把入 三箇

掛り拾四匁四分

正吉乘

九月十一日出、十月朔日入

⑫ 一全 同 式箇

掛り九匁五分

戸田 桑次郎乘



十月廿日出、十一月六日入

⑨ 一全 同 式箇

掛り九匁五分

沼津 庄吉乗

十月晦日出、十一月廿二日入

⑨ 一全 同 三箇

掛り拾四匁貳分五厘

沼津 彖次郎乗

十一月廿日出、十二月十三日入

⑨ 一全 同 壹箇

掛り四匁七分五厘

大ぬれ

戸田 千代八乗

四月廿四日出、五月廿八日入

⑨ 一全 同 五 六箇

四寸巻

掛り式十九匁壹分

一四寸 壹箇

代拾九匁

一九拾把入メ拾六箇 貳百貳拾把かへ

一代三百九拾貳匁七分

メ四百拾壹匁七分

掛りメ八拾壹匁五分

掛り引

メ三百三十匁〇貳分

此金五兩貳分ト

貳匁

二口メ式十五兩三分式朱也

同四月九日 古関村

⑨ 一同金三兩也 佐兵衛殿渡シ

同六月十八日 同

⑨ 一同金貳兩也 太右衛門殿相渡シ

同六月十五日 上吉田

⑨ 一同金貳兩也 相渡シ

同八月六日 古関村

⑨ 一同金三兩也 佐兵衛殿相渡シ

寅二月十三日

但シ貳百七拾把

成沢仕切  
貳百把

①同金三兩也 同

代八十一匁

四月廿三日

此代金壹兩壹分ト

①一金三兩也 同

五匁

六月廿五日 古関村

二匁

一金四兩也 次左衛門相渡シ

メ金七兩貳朱ト

メ金貳十兩也

六匁

内金引メ五兩三分貳朱

右之通不殘相渡シ申候①

鳥沢馬

以上

① 四月四日入

寅七月

一薄 板 四箇

前掲の文書は本村、渡辺泰一家の所蔵になるもので、本村の経木屋八左衛門が、江戸三十間堀二丁目（東京都中央区銀座四丁目）の経木屋岩藏と経木の納入取引を行いその代金の仕切勘定帳である。

この文書で注目されるのは、駿河国沼津・戸田・松崎等の地名が出てくることである。いずれも伊豆半島の西海岸の港町であり、ここから船で江戸へ送られたことが考えられる。文中に出荷した経木「一全九拾把入七箇」という記録がみえるが、普通経木の束は百枚が一把であるから六万三千枚が一度に出荷されたことになる。文書中に「沼津兵五郎乗」とみえるが、兵五郎が経木荷物の配送担当者であったと思われる。

また正月二十日に鳴沢から出された経木荷物は二月十四日に江戸に入るといのであり、実に二十日以上もかかっ

ている。また一方、四月二十七日に出荷したものが、五月四日に納入されているので約一週間で江戸に着いたことになり急荷といえよう。しかし、なぜ海路を通り伊豆半島を一周して時間をかけて江戸に出荷されたのか不思議に思われる。

また「鳥沢馬」とあるが、おそらく鳥沢宿（大月市）の馬を使った駄賃稼ぎの業者に甲州街道を通って、薄板（幅の広い経木）十萬八千枚を配送させているのも注目される。

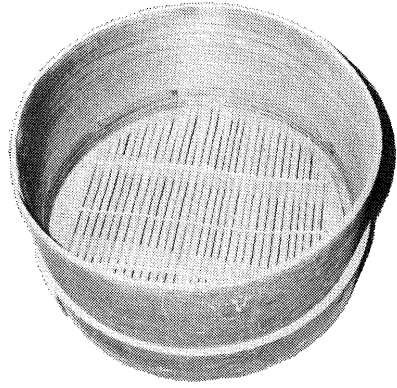
以上みてきたが、経木をどのようななかたちで製造したかは、はっきりしないが、現在本村の渡辺正明家にはかつて経木を製造したという、「かんな」が残されている。幅四十センチ長さ二拵にも及ぶもので、民俗文化資料として貴重なものである。

次の資料は曲げ輪の注文「覚」で渡辺泰一家のものである。甲府市青沼町三丁目（現在青沼一〜二丁目がある）輪<sup>わ</sup>。茂野屋庄助との取引内容がわかる。

覚

一尺三寸	曲輪	八わ入	一二六	同輪	拾六わ入
一尺貳寸	同輪	拾わ入	一小婦かし是迄		拾わ入
一尺	曲輪	拾わ入	一尺貳寸	曲輪	九わ入
一丸寸	曲輪 <sup>是か</sup>	拾貳わ入	青沼町三丁目	輪茂野屋	
一八寸	曲輪	拾貳わ入	庄助		

文中に曲輪、小婦かしとあるが、いずれも「曲げ物」の一種で、小婦かしは蒸籠<sup>せいろう</sup>のことであろう。「曲げ物」はヒノキ・アテ・スギなどの柁<sup>まさ</sup>目の薄板を曲げて円形や楕円形の容器を作る技法で、縮物<sup>ちぢ</sup>・松物<sup>まつ</sup>ともいう。ワツバ・メン



曲げもののフカン

ツウ（メンパ）などと呼ばれる弁当入れや柄杓、ふるい・炭櫃、芋績桶、蒸籠などの製品がある。なたで縦に割った柾目材が最適で、不自然な機械挽きは乾燥したのち歪みを生ずる。側面の板材が垂直に立って曲がるように薄板の合わせ目をそぎ削るが、その際の鉋あるいは「せん」の操作には熟練を要する。この薄板を熱湯で煮て、木製の咬具で仮り止めて乾燥し、くせをつけたのち接着し、桜の皮でとじ合わせる。鋸の引き目を入れて局部だけ曲げるものを「引き曲げ」という。なお太い木材を曲げて椅子などの家具を作ること「曲木」という。現在でも下部町古関では曲げ輪（ふるい）を作り、行商を業としているものがある。

本村ではこれらの手工芸的産業のほかに、「あしだ」（下駄）、「馬の荷ぐら」を富士山中に小屋掛けをして現地生産していたことがうかがえる文書や、五味子（薬草）を収穫期に江戸城へ献上するなどの、谷村役所から村への通達文書が残されている。

### 第三節 検地

#### 検地の変遷

検地というのは土地を丈量（計測）して、その反別や等級をきめ、石高が決定されることであり、検地帳はその検

地の調査結果が書きとめられた帳簿である。また検地が重要視されたのは、支配者が農民の耕地の状態を細かく調べ、年貢をかけることが第一の目的であった。それは国の財政の基本となるものが米であったからである。

検地を全国的に統一して行つたのは豊臣秀吉であった。甲斐国ではこの大閤検地以前に武田信玄・勝頼が検地を実施したことがうかがえる文書がある。それは恵林寺(塩山市)に現存する寺領検地として有名な、青表紙といわれる「恵林寺領穀米并公事諸納物帳」(永禄六年十月吉日)と、「恵林寺領御検地日記」(永禄六年十一月吉日)の二冊がそれである。当時は土地の広さ(年貢高)は貫文で表示され、これを貫高制といつた。秀吉の大閤検地はこの貫高制を廃して収穫高(石高)をもつて土地の生産力を表示することに改正した。また土地の面積一反歩三百六十歩であつたものを三百歩を一反とした。

甲斐国の検地は、天正十七年(一五八九)に徳川氏の甲・信・駿・三・遠五カ国総検地の一環として河内領・郡内領を除いた國中九筋に伊奈熊蔵がこれを実施した。通称「熊蔵縄」といわれているもので、その検地帳は残存してない。

『甲斐国志』村里部第十六、成沢村の項に次の資料がみられる。

成沢大田和村御検地帳

天正十九年辛卯十月吉日

成沢屋敷十八軒合一反三畝 此米一石六斗九升

大田和屋敷八軒合四畝十四歩 此米五斗八升

居屋敷合老反七畝十四歩 分米合式石式斗式升七合三勺 (校者曰ク屋敷分米村別高ト一致セズ姑ラク措キテ後考ニ待ツ)

中島一町一反二歩 分米八石八斗五合三勺四才

下島一町三反二畝十二歩 分米七石九斗四升

下々島三町二反四畝二十歩 分米十二石八斗二升六合六勺八才

荒畑二反七畝十三歩 分米一石九升七合三勺

島数合六町一反一畝十五歩 分米合三十二石八斗九升六合六勺二才 家数合十九間（校者曰ク島家ノ合数ト内訳ト一  
致セス姑ラク措キテ後考ニ待ツ）

右略シテ都合ノ数ヲ記ス今ニ比スレバ分米戸数甚ダ少シ同検地帳大嵐村ニモ所蔵セリ（略）

以上のような記録がみえ、天正十九年（一五九〇）十月に検地が行われたことが記録され、『甲斐国志』編集の文  
化年間まで、鳴沢村と大嵐村にこの検地帳が残されていたことがうかがえる。

また、同書にはこの検地は天正壬午（十年・一五八二）以来始めての検地で、大石（河口湖町）村民所蔵の天正十九  
年卯月十四日の加藤作内光吉の家臣が発給した文書に「先年少将様御検地ノ刻云云」とあり、天正十八年（一五九〇）  
冬ごろから検地を行ったと思われる。とあり、天正十八年は郡内領主鳥居元忠が上総矢作に移封の年であり、十九年  
は加藤光吉が郡内に封ぜられた年であるから、この十九年の検地は鳥居氏の検地のあとを継承したもので、他村にこ  
の検地帳が残されていないのは検地が郡内の西の端、鳴沢村、大嵐村から始められ、ほどなく領主が浅野氏に交代し  
たので、検地はいったん中止され、文禄三年の浅野検地となったというものである。そのため郡内に残る天正十九年  
の検地帳は鳴沢・大嵐両村にのみ残されていたと『甲斐国志』は結論づけている。しかし、この検地帳は現在残って  
いない。

文禄三年（一五九四）甲斐国を領有した浅野長政は、豊臣氏のもとで太閤検地を推進した一人であった。その領地  
「宛行状」には、石高の記入はなく検地した上で確定することになっていた。また、同年八月、郡内領に入封した浅



寛文9年の水帳3冊の表紙

野家の家老浅野氏重に都留郡の検地を命令し、一万八千四百八石二升を決定した。この時の検地帳は、現在も富士吉田市新倉と上野原町鶴川に残されている。

慶長元年（一五九六）から翌二年にかけて、浅野氏は山梨・八代・巨摩三郡の検地を実施した。この検地のことを長政の官名をとって「弾正繩だんじょう」とよんだ。この時の検地帳も残存はみられない。太閤検地で確定した甲斐一国の石高は、郡内領をふくめて二十四万一千六百六十二石七斗六合であった（甲斐国志）。

本村役場に所蔵される検地帳（水帳）は「寛文九年己酉五月三日・郡内鳴沢水帳」で三冊の原本が残されている。その帳末には「右者御領分田畑水帳無御座候ニ付郷中之百姓高之様子不存……」とみえ、浅野氏重の都留郡検地以来寛文九年（一六六九）までは検地が行われず検地帳はなかったことになっている。

### 寛文九年の郡内一円検地

寛文九年の郡内一円検地は秋元喬朝が、今井半兵衛以下五名を検地奉行として実施したもので、高一万九千六百二十五石八斗一合を検出してゐる。現存する各村の検地帳の後書には（一部重複）、

右者御領分田畑水帳無御座候ニ付、郷中之御百姓高之様子不存、混乱仕候儀聞召被及、百姓為御助、今度百姓中ケ間之検地ニ被仰付候、其上打出之地有之候共、先規之通元高ニ被仰付候段、惣百姓有難仕合奉存候、依之検地之役人

共、以神文本田新田迄一畝一步之所迄、少も無隱相改申所紛無御座候、若以來落地之訴人御座候ニ付而ハ、地主之儀ハふ及申檢地改之私共迄越度ニ可被仰付候、為其御帳之末ニ連判仕候、為後日仍如件

寛文九年己酉五月三日

浅川村

仁兵衛印

舟津村

久兵衛印

同所

清兵衛印

小立村

弥惣左衛門印

八左衛門印

長浜村

三右衛門印

秋山村

助右衛門印

同所

七兵衛印

大石村



前書之通檢地役人共神文仕田畑相改依無相違令加判之者也

以上が後書きの内容であるが注目すべき文言がある。「百姓為御助今度中間之檢地被仰付（略）」で、百姓を助ける

甚左衛門印

同所

持監印

川口村

覺左衛門印

同所

美作印

同所

与惣兵衛印

同所

内紀印

今井半兵衛印

根岸弥五右衛門印

関口与三左衛門印

有川四兵衛印

田中重右衛門印

ための百姓仲間検地といっていることである。

この仲間検地の実態としては隣接する村役人らが相互に監視し合いながら丈量したもので、少しでも他村を有利にしまいとする農民心理をとらえた巧妙な方法であった。郡内の地勢上、文禄検地以後にはほとんど開発の余地がなかったため、山畑・柴山などまで高入れすることにより、辛うじて約千二百石の新検出高を得ることができた。しかし、仲間検地の美名はやがて幡倉村（大月市賑岡町）でくずれ、過酷さのため困窮して退転する者が多く出るにいたった。そこで、願い出により元禄十年（一六九七）再検地が行われ、寛文検地高三百五十二石九斗六升から、約十三

パーセントにあたる四十五石余りが軽減されて、三百七石二斗二升七合に訂正しなければならなかった（『近世甲斐の史的研究』手塚寿男著）。

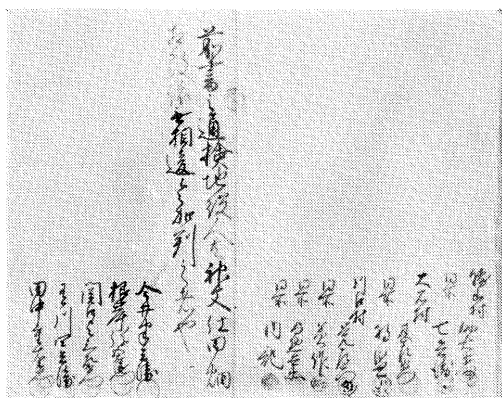
『秋元家甲州郡内治績考』には幡倉村の減石について次のように記されている。

幡倉村寛文九酉年百姓以願為仲間検地高下広狭有之段々困窮退転之者及数多付此度相改所古高三百五十二石九斗六升之内四十五石七斗三升三合令減少残高三百七石二斗二升七合被仰付之尤諸式入念無懈怠納所可仕者也仍如件

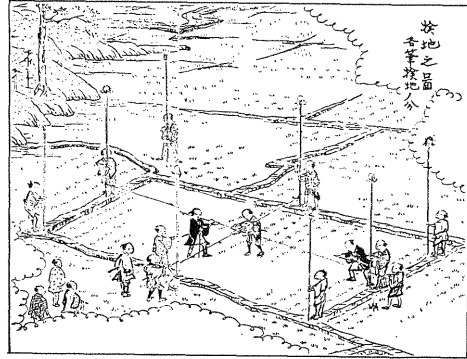
元禄十丁丑四月（略）

注・寛文九年の検地帳の用紙は『秋元家甲州郡内治績考』によると桑の織維から特別に作ったことが記されている。

次に検地はどのようにして行われたかをみることにする。



水帳奥書き



各筆検地の図（徳川幕府縣治要略）

### 検地の方法

検地は検地奉行や配下の役人により田畠・屋敷の一筆ごとに測量を行い、面積を算定した。秀吉の時代には、六尺三寸四方を一步とし三百歩を一段、十段を一町、一段の十分の一を一畝とし、町段畝歩という田積が用いられることになった。江戸幕府の慶安二年（一六四九）二月の検地掟では、間竿六尺一分四方を一步と規定した。この一分は砂摺すなすりといった。

地積の測量に、この六尺一分の検地竿で面積を計り、その耕地の地味などで等級を決め、石盛り（斗代・一反当たりの公定収穫量）をする。江戸時代の農政資料には、たとえば、ある田の坪刈（一坪に植え付けた稲を刈取り、その穀量をみる）をして一升の粃が取れたとすると、一反歩では三百倍の三石の粃が取れたことになる。それを米にすると二石五斗（五分ずり）、すなわちその田の石盛りは一石五斗となりこれを上田（等級のこと）とする。と説明している。

石盛りに土地の面積を乗じ石高を決め、名請人（検地帳に登録され、直接課税を負担する義務を持つ者）を確定した。

土地の等級は上・中・下・下々の四等級が基本であるが、上のうえにさらに上位を置く場合もあり、中・下をさらに細かく分けることもある。一筆の名請人は一人と定められ、耕作権を保証され、そのかわりに年貢納入の義務を課せられた。このことを「一地一作人の原則」といった。

### 寛文九年鳴沢村水帳

鳴沢村は大きく鳴沢組と大田和組の二つに分けられる。鳴沢村に残された三冊の水帳（検地帳）のうち、一冊は百

姓の持ち林を檢地した林帳である。鳴沢区には十六筆合計二反十九歩（約六百十九坪）の林があった。その内訳は下林が八畝十七歩、下々林が一反二畝二歩である、最大面積は二畝十五歩で、最少は二歩であった。

地字名の西原に七筆、裏林二筆、水木二筆、さるひたいが三筆、小成沢一筆、うす田北一筆となっている。名請人は十七名で、水木の下々林一畝二十歩は平兵衛・善次郎の二人が名請人となっている。『徳川幕府県治要略』には「地種」の森林の項に「民有林はおおむね無税なれども林錢を納むる所あり。良材は猥りに伐木するを得ず、必要のときは出願許可を経るものとす。また大樹にして其の村里もしくは比隣に著名なるものは、たとい民家の構内にあると雖も、官簿に記載し置き、私に伐木するを禁ず」とあり、民有林には税はかけられなかつたことがいえる。

次に大田和区の百姓持ち林であるが、山神森が一畝・山神森一畝二十歩・阿弥陀堂地四歩・阿弥陀林一畝二歩・釈迦堂地一畝二歩・釈迦堂地一畝二歩、反歩合わせて六畝歩と最初にみえる。

名請人五十名が四十六筆の林を持っている。総面積は五反九畝八歩で、上林が六畝二十六歩、中林一反三畝十五歩、下林二反六畝十九歩、下々林一反二畝八歩という内訳である。地字名の前原三筆、うらばやし五筆、ふじわた十一筆、満とば二筆、とらりつり二筆、清水六筆、水神堀内十一筆、地字名なしが六筆となっている。

次に成沢区分として魔王社森共一町・山神御社森共六反歩・大明神御社森共三反三畝十歩・阿弥陀堂森共二畝十五歩・通玄寺中七畝二十歩・同寺山林・下林一反歩・宮地合計二町二十五歩、寺地合計七畝二十歩、山林合計一反歩と記録されている。

これらの百姓持ち林は富士山の麓側にはなく、すべて村の北側の足和田山寄りの屋敷続きにあるものや、「さるびたい」のように、山の峯近くにあるものもあり、広さも二歩（二坪）という小さいものもみえる。林には上・中・下などの等級もつけられている。名請人の記名もあり、比較的面积の小さい林ばかりであり、とても生産性のあった林

とは思えない。どのような意味を持つ林であるのか今後の研究課題としたい。

次の記録では、

一 居屋敷壹反六畝廿歩、分米八斗三升三合、源兵衛

一 居屋敷六畝拾五歩、分米三斗貳升五合、平兵衛

とみえ、名請人源兵衛は五百坪の居屋敷を持ち、平兵衛は百九十五坪を持っていたことになり、他の屋敷の面積をみてもこの広さを持つ名請人はいないので、村では名主クラスの者ではなかったろうか、また平兵衛は境の尾・水の上・裏地に七筆合計三反五畝十五歩の、村では最大面積の畑を名請けていることも見逃がせない。村での有力者といえよう。

注・分米（ぶんまい）検地によって決められた耕地の石高のことをいい反數（面積）に石盛を掛けたものである。

二冊めの水帳は、山畑・野畑・桑畑（束）の面積、石盛、名請人を表示したものである。その集計を記録する。

右之寄

上山畑ノ廿四歩

米七合貳勺

九升代

中山畑ノ壹反七畝廿三歩

米壹斗貳升四合

七斗代

下山畑ノ貳反貳畝五歩

米壹斗壹升六石

五斗代

下ノ山畑ノ貳反八畝拾貳歩

米八升五合貳勺

桑ノ六束半小半

米貳升七合

上野畑ノ五反六畝拾七步

米五斗壹升五合

中野畑ノ貳町五反九畝七步

米壹石八斗貳升七合

下野畑ノ五町六反五畝拾貳步

米貳石八斗五升八合六勺

野山反步合九町五反拾步

米合五石五斗六升

野畑蕎麥割付

下ノ野畑ノ拾壹町九反拾五步

蕎麥七石七斗七升四合

見付野畑ノ貳町六反五畝廿貳步

蕎麥壹石五斗九升六合

桑ノ拾束

蕎麥壹斗

三斗代

四合代

九斗代

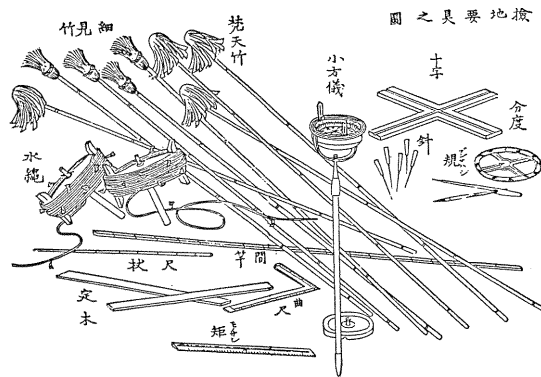
七升代

五升代

六升五合代

六斗代

壹升代



檢地要具の圖 (徳川幕府県治要略)

反歩合拾四町五反六畝七歩

蕎麦合九石四斗七升

以上

三冊めの水帳は居屋敷・畑・桑畑（東）の面積、石盛、名請人が表示された帳簿である。まず居屋敷は鳴沢組分は七十三筆が確認され、三畝二十二歩を持つ忠左衛門の居屋敷が一番広い。最小面積は十七歩三筆、二十二歩一筆、二十七歩二筆と続き、他は一畝以上の居屋敷である。

大田和組の居屋敷は合計四十筆で四十一人が名請している。面積は三畝十歩を持つ善兵衛の屋敷が最大で、最少は惣左衛門後家の一畝歩である。

つぎにこの帳簿の総集計を記録する。

右之寄

居屋敷ノ式町六畝拾九歩

分米拾石三斗式升七合

上畑ノ式町五反五畝式歩

分米拾石式斗四升八合

中畑ノ四町式反八畝拾式歩

分米拾石七斗式升九合

下畑ノ拾式町壹反拾歩

分米拾八石歩斗七升八合

五斗代

四斗代

式斗五升代

壹斗五升代

下<sub>ニ</sub>畑<sub>ノ</sub>拾貳町四反七畝廿步

分米拾貳石四斗六升四合

壹斗代

見付畑<sub>ノ</sub>四町四反四畝壹步

分米貳石貳斗壹升九合

五斗代

桑<sub>ノ</sub>六拾三束

分米貳斗五升貳合

四合代

居屋敷<sub>ノ</sub>貳反三畝五步

源兵衛  
平兵衛

分米壹石壹斗五升八合

五斗代

上畑<sub>ノ</sub>三畝四步

平兵衛

分米壹斗貳升六合

四斗代

中畑<sub>ノ</sub>壹畝拾八步

同人

分米四升

貳斗五升代

下畑<sub>ノ</sub>六畝廿五步

同人

分米壹斗壹合

壹斗五升代

見付畑廿四步

同人

分米八合

五升代

反步合三反五畝拾五步

分米合壹石四斗三升三合



惣反歩合三拾八町貳反七畝拾九歩

分米合六拾五石八斗四升九合

外

七畝廿歩

通玄寺屋敷

分米三斗八升三合

五斗代

都合六拾六石貳斗三升貳合寺領共ニ

以上

右者御領分田畑水帳無御座候ニ付、郷中之御百姓高之様子不存混乱仕候儀、聞召被及百姓為御助今度百姓中ヶ間之  
検地ニ被仰付候、其上打出之地有之候共、先規之通元高ニ被仰付候段、惣百姓有難仕合奉存候、依之検地之役人  
共、以神文本田新田迄一畝一步之所迄少も無隠相改申所紛無御座候、若以来落地之訴人御座候ニ付而ハ、地主之儀  
ハ不及申ニ検地改之私共迄越度ニ可被仰付候、為其御帳之末ニ連判仕候、為後日仍如件

寛文九年己酉五月三日（以下略）

この百姓仲間検地は、近郷の舟津村・小立村・長浜村・勝山村・大石村の村方検地役人十四名と、支配者側の検地  
役人今井半兵衛ほか四名により行われ、帳末に村方役人の連判と、「前書之通検地役人共、神文仕田畑相改依無相違令  
加判之者也」と、あとがきがなれさ検地役人五名が加判している。

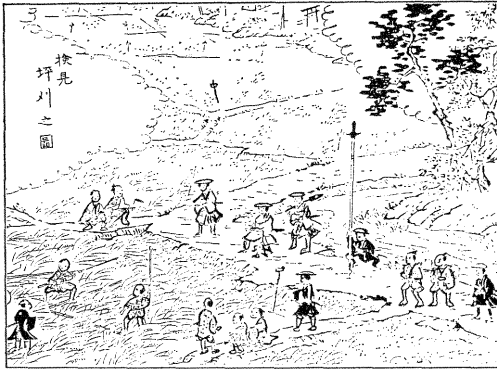
## 第四節 年貢

### 貢租と諸掛り

江戸時代の農民にかかる租税負担は正租と雑租の二つに大別される。正租は田畑にかかる基本的な租税のことで、田畑の検地で村高が決定すると、貢租はこの村高に対し何割何分という掛け方をしたのである。租率は支配者、年代などによっても違うことがあった。一般的には四公六民く五公五民が普通である。

租率を決めるのに二つの方法があった。検見取法と定免法である。検見取法は毎年秋の収穫期になって実際の収穫高を調べ、それに課税する方法である。検見取はあらかじめ村役人が中心となって一筆ごとの作柄を調べ、それを基に代官が検査した。

検見取法にはいくつかの問題点があったのでこれを是正するため江戸中期ごろから用いられたのが定免法であった。定免法は過去数年間の作柄を基に規準収穫高を決め、その時より数年間（三年く五年くらい）は検見をせず、定額の租税を課した。本村では「明細帳・年貢割付状」でも明らかになり検見取法が行われていた。村ではこれに基づいて年貢を納めるわけであるが、検見取で決定した年貢は「年貢免状」とよばれる文書によつ



検見・坪刈の図（徳川幕府縣治要略）

て、代官所から各村に通達された。

年貢はこの免状によって納めるのであるが、普通一度に上納せず、何回かにわけて収められ、そのつど小手形（請取）が発行され、全村に割り付けられた年貢が全部収められると、その小手形と引き換えに「年貢皆済目録」という書状（請取）が代官の署名押印で発行される。次の文書は宝永二年（一七〇五）の年貢割付状である。

甲斐国都留郡成沢村西御成箇割付

一 高六拾五石八斗四升九合 高 辻

前々無年貢

外

一 山畑九町五反拾歩

内壱町四反式畝拾六歩 当 引

此取米四石六斗七升九合

一 野畑拾四町五反六畝七歩

此取蕎麦九石四斗三升式合

此金三両

定 納

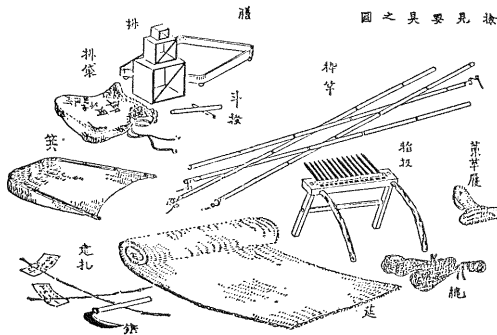
一金六両七分

材木代連上

右同断

一金式分

保太木役



検見要具（徳川幕府県治要略）

右之通当西年御成箇相究候間、村中大小百姓立合無高下割合、来ル廿日以前、急度可皆済者成

宝永貳年酉十二月

平岡 彦兵衛<sup>㊦</sup>  
平岡次郎右衛門<sup>㊦</sup>

成 沢 村

名 主

惣百姓

成沢村御成箇相究候間  
一 山畑九町五反拾歩 内当引壱町四反貳畝拾六歩 からの取り米四石六斗七升九合と、  
野畑拾四町五反六畝七歩から取れた蕎麦九石四斗三升貳合に課せられた租税は三兩で  
あり、ほかに材木代の運上金(營業税)六兩壹分と、保太木役貳分の合計九兩三分が  
この年の年貢で、金納であったことが知れる。郡内領はこの年から天領となり、代官  
は平岡彦兵衛・平岡次郎右衛門であった。  
割付状あとかき(続み下し文)  
右は当巳、検見取御取箇(正租)書面の通り相極め候条村中大小の百姓、入作の  
者まで残らず立ち合ひ、高下なくこれを割り合ひ、来る極月(十二月)十日限

宝永2年の年貢割付状

り、きつと皆済（完納）せしむべきものなり

天明五巳十月

中井清太夫<sup>印</sup>

右村

名主  
組頭  
惣百姓

皆済目録あとがき

右は去辰、御物成（正租）、諸返納物とも皆済せしむるに付き、小手形（年貢分納の請取）引き替え、一紙目録相渡すものなり、

天明五巳年六月

中井清太夫<sup>印</sup>

右村

名主  
惣百姓

雑租は田畑以外に掛かる租税で、小物成（こものなり）・高掛物（たかがかり物）・国役・夫役の四つに大別される。  
○ 小物成・田畑以外の山林・原野・河岸などで農民が利益を受けるものに課税される。本村の保太木役がそれに当たる。

○ 高掛物・村の石高を基準に課せられる租税で、その租目も雑多である。天領では御伝馬宿入用・御蔵前入用・六尺給米として掛けられるものが主であり、高掛三役といった、本村では御伝馬宿入用が課せられている。

○ 国役・日光法会・河川普請などの費用捻出のための特定の国を指定し、高百石についていくらというように臨時に徴収する租税のことをいう。

○ 夫役・宿駅には交通の手段として人馬が常備され、公用・旅行者の便をはかった。この常備人馬で需要をみた

されなかったので、その近村から人馬を徴発し援助させたこれを助郷役といった。本村では夫役にかえて金納（夫金）していた（皆済目録）

### 年貢割付

村に発行された年貢割付状は個人ではなく村単位に割り付けられた。村役人は惣百姓立ち合いのもとに、個人の持ち高その他の条件に応じ割り付けした。この村あての租税割付の令書を「年貢免状」といった。次の文書は村役場所蔵の天明五年（一七八五・飢饉）の割付状である。

#### 巳御年貢可納割付之事

検見取 甲州都留郡 成沢村

一高六拾五石八斗四升九合皆畑

内高三石七斗六升六合当巳起返

此取米拾九石三斗九升七合三勺

内

高六拾貳石八升三合 本途

此取米拾八石六斗七合三勺

高三石七斗六升六合 当巳起返

此取米七斗九升

外

一畑四畝廿七歩

辰改出  
見取

此取米尅升五合

一米四石六斗七升九合

山畑年貢

一蕎麦九石四斗三升貳合

野畑年貢

一永六貫貳百五拾文

定納材木賃

一永五百文

保太木役

一永六百五拾八文五分

夫 金

一米四升

御伝馬宿入用

納合 米貳拾四石尅斗三升尅合三勺

蕎麦九石四斗三升貳合  
永七貫四百八文五分

右者当已檢見取御取箇書面之通相極候条村中大小之百姓入作之者迄ふ残立会、  
無高下割合之、来る極月十日限急度可皆済者也(令)欠カ

天明五巳年十月

中井清大夫<sup>印</sup>

右 村

名 主

組 頭

惣 百姓

注・起返(おこしかえし)は荒廢した耕地を復旧する。本途は本年貢。見取は新開の耕地で、作柄により年貢をきめる。夫金は夫役にかえて金を代納。永一貫文は錢四千文で幕府の法定相場(金一兩)

年貢皆済目録

辰皆済目録

高六拾五石八斗四升九合

甲州都留郡  
成沢村

一米拾八石六斗七合三勺

畑米本途

一米壹升五合

畑見取

一米四石六斗七升九合

山畑年貢

一米六斗九升九合

口米

一米四升

御伝馬宿入用

一蕎麦九石四斗三升式合

野畑年貢

一蕎麦式斗八升三合

口蕎麦

一永五百文

保太木役

一永六貫式百五拾文

材木役

一永五拾文

大工耆人役

一永三百五拾文

獵師七人役

一永式百五拾文

桶結札役

一永式百式拾式文

口永

一永六百五拾八文五分

夫金

一永八拾三文八分四厘

成久巳迄式拾ケ年賦  
辰三兩増返納



年貢米取立の図（徳川幕府県治要略）



一永六貫百七拾壹文五分 子辰迄五ヶ年賦  
夫食拝借返納

一永四貫五百八拾九文三分八厘 去辰申迄五ヶ年賦  
右同断

合 米貳拾四石四升三勺  
蕎麥九石七斗壹升五合

永拾九貫百貳拾五文貳分貳厘

右納訳

米貳拾三石三斗壹合三勺

畑米石代

代永貳拾貫四百八拾四文七分

但金壹兩ニ付  
米壹石壹斗三升七合五勺

米七斗三升九合

口米  
御伝馬宿石代

代永八百四拾四文六分

但金壹兩ニ付  
米八斗七升五合

蕎麥九石七斗壹升五合

蕎麥石代

代永三貫九拾文

但金壹兩ニ付  
蕎麥三石壹斗四升四合

納合永四拾三貫五百四拾四文五分二厘

外永七拾貳文六分  
包分銀

右者去辰御物成諸返納物共、令皆済ニ付、小手形引替一紙目錄相渡者也

天明五巳年六月

中清太夫

右村

名 主

惣百姓

以上は役場現蔵の年貢皆済目録である。この中に「夫食拝借返納」とあるが、このころ（安永九年〜天明五年）は天明の大飢饉の最中で本村でも多くの犠牲者を出している。そのため支配者から夫食（ふじき・農民の食料）を拝借したその返済金のことである。「子より辰年まで五ヶ年賦」とあり、子年は安永九年（二七八〇）で、辰年は天明四年（二七八四）であるから、安永八年に拝借した夫食を、六年後の一年おくれで天明五巳年に返納したというものであろう。

注・「夫食拝借」・年貢は収穫から夫食（農民の食糧）と肥料代・農具代など最低限必要なものをぞいて全部領主が収納するので、農民は春になると食糧に窮しその年の種籾などを食料とするのが普通であった。領主側は年貢収納後、農民の最低生活維持のため夫食拝借を許した。

口米（くちまい）・口米は付課税の一種で、代官所の経費を年貢に対して賦課した。年貢一俵（三斗七升）について口米、めこぼれとして一升ずつを納めた（元和二年）。本村の明細帳には取米一石について三升ずつを納め金納したとある。包分銀は年貢金を納めるさいの一種の賦課税。

寛延二年（一七四九）三月の本村明細帳によると、御年貢米は年々の米相場価額（谷村御張紙直段）により金に換算して金納したとある。またこの年五月幕府は幕領に対し全面的に「定免法」とする令を発している。

注・甲斐国には武田の遺法といわれる年貢の収納法があった。これは甲斐一国に限ったもので「大小切（たいしよりぎり）」租法といった。それは租米を金に換算して金納するもので、総額の三分の一を小切（こぎり）といい、金一両に付き四石一斗四升の定価をもって金納とし、該額を控除した残額をまた三分し、その一つを大切（だいぎり）とよび、「御張紙直（値段）」（幕府の家臣に給する禄米の内、代金渡しに要する相場で、張紙とは掲示することである。）をもって金納とし、両者の残額を、米納とする制度であった。

## 第五節 天明・天保の大飢饉

### 天明の飢饉

享保・天明・天保の飢饉は、日本の三大飢饉とよばれ、その惨状は生産力の低い東北地方や、辺境の山間僻地に及んだ。その直接の原因は農作物の凶作であった。作物の生育期に当たる春・夏の低温多雨、それに病虫害の蔓延などがあげられる。享保十七年の凶作は蝗の害により中国・四国地方に大きな被害をもたらした。『日本の歴史』（中公文庫）は、天明三年の飢饉を次のように伝えている。

卯歳の飢饉・浅間山の大噴火に踵を接して襲来した天明の大飢饉は、実害の大ききという点では浅間焼けも足もとにおよばなかつた。天明三年は（一七八三）卯歳にあたるので「卯歳の飢饉」としてその惨状は後世まで長く古老の語り種となつたが、大飢饉はこの一年だけでなく、その後数年、慢性的につづいたのである（中略）。天明三年の冬は全国的に異状な暖かさで、年が明けてもあいかわらず南風が吹き、豪雪地帯でもほとんど雪が降らず、二十八年前の宝暦の大飢饉を体験した老人たちは、凶作の前兆ではないかと語り合つたという。五月中旬田植えのころから逆に冷気がつづき、土用のさなかにも年寄は綿入れを着なければ過ごせないほどの低温であつた。これに東風や大霜が加わつたため、麦はくさり、稲は青立となり、その他の作物もほとんど結実せず、完全な凶作になつた。とくに関東から奥羽にかけて、北へゆくほど被害は深刻であつた。

このような記録が見られ、飢えにあえぐ惨状は、目を覆うばかりであつたと結んでいる。

鳴沢村のような生産力の低い村方では、普段でさえ端境期になると極端に食糧が欠亡する。しかも農産物といつても主食の米は取れず、そば・あわ・ひえ・大豆の雑穀類、それに菜大根が主であり、夫食（食料）としては一、二ヵ月しかもたず、不足分はよそからの調達であった。凶作となると諸物価は高騰し、山稼ぎや駄賃かせぎで細々と生計をたてる農民には、農作物の豊凶よりも物価の高騰のほうが恐ろしかった。地主や一部の権力者の力をかりて急場をしぐ貧しい農民の姿が目につかんでくるようだ。

鳴沢村の凶作も例外ではなかった。天明三年（一七八三）に大雨のため耕地続きの山が崩壊して山畑の生産高は皆無となった。しかも本途物成（本年貢）は三石五斗一升七合五勺で、天明二年の六分の一の収穫であった（天明三卯年皆済目録）。また、天明三年の年貢はその年に皆済（完納）できず、二年後の五年三月になってようやく皆済された。いかに村が貧しかったかがよくわかる。

昭和五十六年十月、鳴沢村村長小林美知氏は天明飢饉の調査をされ、広報なるさわに、「天明四年の大飢饉」と題し、二回にわたって調査結果を発表されている。その中で特に、谷村代官、中井清太夫の善政と、成沢山通玄寺過去帳をもとに、安永四年（一七七五）から、寛政二年（一七九〇）までの本村の死亡者統計を発表されたことは注目に値する。

この資料によると、この期間の村の死亡者は普通一年間で五、六人が限度であった。（村の推定人口千人）しかし、安永六年（一七七七）の死亡者は十一人で通年の二倍、安永七年の二十三人は四倍である。天明三年は十一人、群を抜いて天明四年は三十八人と六倍以上の数を示している。

『山梨郷土史年表』には、安永六年は都留郡下に大干ばつが起こり、田畑に大被害が及び、村々は「破免検見」を代官所に出願した。と記録されている。安永六、七年の本村死亡者合計三十五人は、この時の凶作被害による犠牲者

であろうか。

天明三年の死亡者は、十一人、同四年は三十八人で、天明三年（一七八三）の大飢饉を裏付けるもので、いずれもその年と翌年に死亡者が集中している。しかも凶作の翌年の死亡者数は、通年の倍から六倍以上となっている。

死因についての手掛りはつかめないが、異状気象による凶作のための食糧不足と、悪疫流行による死亡と推察され悲惨をきわめた。

幕府は同年七月、

近年国々凶荒うちつゞき。さらに時疫流行して。辺鄙の民等此病にかゝるもの少からず。さるを聞しめし。特旨もて。享保十八年十二月に頒れし薬方を国々に諭示せらる。『徳川実紀』

として、時疫（伝染病）の流行のため享保十八年（一七三三）の妙薬処方頒布した。前年の享保十七年は山陽・南海・西海・畿内は蝗いなごによる大飢饉で餓死者が多数でた。

また、『徳川実紀』の天明四年四月の項に次の記録が見える。

（略）世に伝ふる所は。こぞの秋（天明三年）よりことしの春にいたり。国々凶荒して米穀乏しく。其価日ごとに騰貴して。下民等飢しのぐべきたつき（たずき・方便・手段）もなく。妻子を捨て他郷に走り。ある淵河に身を沈む者数しれず。されど府内は貯蓄多ければ。初はさせるうれひもなかりしが、国々の運送滞りしにより後。食ともしくなり。市街の貧民等いたりては。あらぬものまで糧として飢を忍びしといふ。（カッコ内筆者）  
凶荒による諸物価の高騰、飢にあえぐ貧民の様子を伝えている。

谷村代官中井清太夫

中井清太夫は徳川幕府の旗本で譜代の家臣であった。安永三年（一七七四）、甲府上飯田の代官となり、以来、甲

府・谷村の代官を十三年間歴任した。谷村代官となったのは天明四年（一七八四）である（『山梨郷土史年表』）。その間積極的な行政を推進し、農民側に立った代官として人々に神と仰がれた。

清太夫の主な治績は三つある。

○ 文禄年間、甲府城築城のさい、郭内に強制的に移住させられた塩部郷（甲府市）の人たちを旧地に還住させ、塩部郷の復興発展を図った。

○ 大塚村（三珠町）の押出川に笛吹川が逆流し農民を苦しめたが、天明六年、排水路を開削し水害の難を解消した。

○ 天明飢饉のさい幕府に陳情、九州からジャガイモの種を取り寄せ、九一色郷（上九一色村・三珠町下九一色）に植栽させ飢饉食とした。郡内地方にも栽培され代用食として喜ばれ「清太夫イモ・セイダイイモ・セイダイモ」と今もよんでいる。

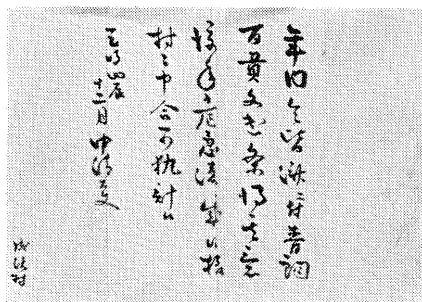
以上が清太夫の主要治績であるが、安永八年（一七七九）武田信玄の火葬場の跡といわれる魔縁塚（甲府市岩窪町）の発掘調査を行い、地下六層から蓋に「法性院信玄大居士四月十二日薨」と刻まれた石棺を発見した。棺中や土中から骨片・骨灰・炭末が現れた。清太夫は調査結果を幕府に報告。この場所を正式に信玄火葬の墓とした。学者代官としても有名である。

### 御印紙

鳴沢村には代官中井清太夫が、天明四辰年（一七八四）十二月、成沢村に発給した文書で通称「御印紙」とよばれる書き付け（和紙十七枚×二十四枚）が残されている。

年内令皆済ニ付、青銅

百貫文遣条、得其意



中井清太夫の御印紙

後年危急凌ニ成候様

村と申合、可執計候

天明四辰

十二月 中清太夫印

成沢村

書き付けの内容は以上のようにであるが、文意は次の通りである。

成沢村では、天明四年の年貢を年内に皆済（完納）したので、青銅百貫文を村に遣わす。よくその意味を心得て後年危急のさい、この金を使って凌（しのぎ）（堪える）になるように、村中でよく相談して取り図ろうように。という内容で、

年貢納入奨励金の下付ともいえる。

天明四年（一七八四）は、三年の大飢饉の翌年で、村では三十八人の死者を出すという悲惨な年であった。しかし、村ではそれを克服して年貢を年内に皆済した。その褒賞として出されたのが「御印紙」であると解釈できる。

この「御印紙」は都留郡下五十二カ村に発行されたものと思われ、鳴沢村近辺では、舟津村・小立村・林村（以上河口湖町）・松山村・新屋村・上吉田村・小明見村（以上富士吉田市）の六カ村である。御印紙現蔵の旧村は、本村のほか小見村（富士吉田市）、七保村（大月市）の三村に確認される（筆者）。

しかし、この文書には疑問点が一つある。それは冒頭の「年内令皆済ニ付」の文言である。鳴沢村の年貢割付状をみると、年貢の納入期限は「極月十日」（十二月）

であり、その年のものは、その年の十二月十日に完納することが建て前であった。『徳川幕府縣治要略』には、享保二年九月の定めとして、海道筋の飛驒・美濃・伊勢・甲斐の四国は、年貢皆済期月（かいさいきげつ）を翌年の四月としているので、割付状では十二月であるが、四カ月間の猶予期間があったわけである。

鳴沢村の年貢皆済目録（安永→天明期）をみると、本年分は翌年三→六月ごろに皆済するのが通例となっていた。しかし、「御印紙」の発行された天明四年には、年貢の皆済は一切みられないのである。

天明二年（寅）の年貢は三年に、三年（卯・大飢饉）は二年後の天明五年三月にようやく皆済、四年（辰）の年貢も一年遅れの五年（巳）六月に皆済されている。

天明三年の年貢が五年になって皆済されていること、天明四年には年貢の納入皆済が一切なかったのに褒賞の「御印紙」が下付されていること、このことは代官が幕府へ願っての延期の措置をとったのか、幕府の天明飢饉に対する救済方針であったのか意味不明である。してみるとこの文書の意味が、ますます不可解となってくる。この稿では代官清太夫の恩情の措置とみたいのであるが気掛りである。

### 天保の飢饉

文政十二年（一八二九）は、村々の小道に米粒が散乱するほど豊作で、古老はまた大飢饉のおこる前兆ではないかと心配し合ったが、その心配通り翌十三年（天保元年）・天保二年と氣候不順の年が続いた。とくに二年は明和の御蔭参りの年から六十一年目に当たるので御蔭年として豊作が期待されたが、多雨、早天<sup>わか</sup>こもごもいたり、草木に虫付<sup>かみ</sup>きが多くて不作の年となった。

ついで同四年には低温・多雨に加えて奥州大洪水・関東は大風雨に見舞われ大凶作となった（『日本の歴史』・中公文庫）。



郡内地方も異状な気象に見舞われた。同四年は土用中から雨天が続ぎ、七月には富士山に雪が積もり、山麓は冷気が強くおそい、諸作物の生育が遅れた。そのうえ、八月一日には大暴風雨が耕作物を吹き飛ばし、稲の花はくさり、青立ちとなり収穫は皆無となった。

郡内第一の産業である絹織物はかつてない暴落値を示し、なすすべもなく困窮におちいり、異状気象と絹織物の不況の二重苦に見舞われた（『甲斐路』・舟久保兵部右衛門氏）。

以来連年の大凶作が日本列島をおそい、天保二年（一八三一）以来の飢饉は慢性的に全国に広がり郡内地方では飢饉の頂点ともいうべき、天保七年八月の大騒動を迎えるのである。

『山梨郷土史年表』は、当時の異状気象・穀類の他領販売、持ち出し禁止・天保騒動の発端・取り締まり・篤志者の救助金抛出・市川代官所役人の不正・支配責任者の免職など、天保期数年間のあわただしさと、その全容を伝えている。

前の項でも述べたが鳴沢村の農産物の生産高は雑穀を主にした微々たるもので、とても全村をまかなうだけの生産力はなかった。凶作であればなおのこと、すべての食糧は他に求めなければならない。米穀は国中地方や、駿州・相州からの購入であった。

天保二年以来、連年の凶作と、国中穀商の穀止めで郡内領民は栄養不足・悪疫の流行で餓死者が続出し、生活は困窮のどん底におちいり、一家離散・行きだおれ・乞食こじきになったもの・袖乞そでごいをして露命をつなぐものなどが数知れず、悲惨をきわめた。

国中の米穀商は米の買い占めと郡内領への穀止めを行った。しかも郡内唯一の絹織物は暴落し、米価は高騰を示した。飢えに苦しむ郡内農民の怒りと不満は一挙に爆発し、天保七年（一八三六）八月の郡内騒動へと発展した。

天保九年三月、郡内領下和田村（大月市）の仕立屋宗兵衛の書き残した「天保巳年よりの凶作記録」が『北都留郡志』の中にみえる。

巳年（天保四年）秋より戊年（天保九年）までの六ケ年は凶作のため諸人が困窮した。

郡内の人別六万七千人、小児そのほか人別に入らぬ者数多く餓死の人数知れず、餓渇のうえ疫病が流行し、死亡者一万七千人余り、谷村長安寺門前の明き屋で死人およそ百人余り、所々に捨て見数知れず、谷村内に赤子捨て、犬喰い、頭は町中にあり、手足、胴体所々にあり、道中筋在々に行き倒れ等数知れず、乞食は残らず行き倒れ、戊年（天保九年）の頃は百姓の新乞食になった者は田畑家財を売り払い、六カ年の難儀に手を尽くし果て、よんどころなく親を捨て、何国共落ち行き、乞食になったものが数多かつた（略）。

猿橋宿百姓良助と申者親子四人連れにて甲府に袖乞に來り、良助は彼の地にて死去、妻子三人猿橋へ立ち帰り自分の家にて三人一同餓死した。組合衆見つけ古入物持より親子三人一同に埋め申した。

当郡中猿橋へ子供抛込む者数知れず、凶年野山取り入れ食物には、かつら・ところ・奈良の実・とち・芝・わらこがし・餅草・そばのめ・草々取

鍋の中大根 ひばの光して

蕎麦のかげは見へつかくれつ

この記述の真偽は別として、飢饉の様子を生々しく伝えた資料として貴重である。

### 通玄寺の過去帳

成沢山通玄寺の伊賀上明教ご住職のご厚意により、過去帳の閲覽と複写が許された。この過去帳から天保二年（一八三一）～同十五年（一八四四）まで、十四カ年間の本村の死亡者を抽出し、年度別の死亡者数を月別にして一表とし

天保期の死亡者一覽表

(通玄寺過去帳より)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
年次													
天保2 (1831)	1	2	2	5			3				1		14
(1832)	1	3		1	2	2	6	2	2	3	14	5	41
(1833)	4	9	1	2		1	2		3	1	4	4	31
(1834)	1	4	1		2	2	3			1		4	18
(1835)	1	1	3	3			7	2		1		1	19
(1836)	1	2		4	6	4	3	1	1	1	7	6	36
(1837)	10 <sup>(3)</sup>	11 <sup>(1)</sup>	13 <sup>(1)</sup>	16 <sup>(2)</sup>	19 <sup>(6)</sup>	13 <sup>(7)</sup>	16 <sup>(6)</sup>	7 <sup>(2)</sup>	2			3	110 <sup>(28)</sup>
(1838)		3	3	4	3	1	2					3	19
(1839)	2	1	3	2			1	1		2			12
(1840)	1	2		1		1			1				6
(1841)		1	1	2		3	2		1	1			11
(1842)	2	2	2	2			1						9
(1843)					1	1					1	1	4
天保15 (1844)	3		3					1	1	1	2	12 <sup>月 弘 改 元</sup>	11
合計	27	41	32	42	33	28	47	14	11	12	27	27	341

注・ ( ) 内は童子・童女の死者数・単位人

てまとめた。

過去帳の記入様式は、死亡者の没年月・法名・住所・続柄だけの記入で、死因・年齢の記入はみられない。かつた。

この表の目的はあくまでも天保飢饉に焦点を合わせた統計表で、死亡者が何年に集中したかを見るためのもので、それ程深い意味はもっていない。

天保期の十四カ年を通じて群を抜いて死亡者の多かったのは、八年の百十人、ついで、三年の四十一人、七年の三十六人、四年の三十一人、九年の十九人と続き、いずれも異状

気象、凶作のあった年、あるいはその前後の年であった。特に天保八年の死者は百十人という驚くべき数字を示し、通玄寺開山以来の惨事と推察される。

当時の人口を千人(『甲斐国志』は九百七十二人)と仮定すると、天保八年の死亡率は全人口の一一・〇%に当たり、

十人に一・一人の死者があつたわけである。この年は郡内騒動の翌年に当たり、第二位の死者を出した、天保三年の四十一人の約二・七倍に相当する。

また、この月別の死者数をみると、天保八年は八月と十二月を除いては、毎月十人以上の死者を出していることが注目される。また、五月の十九人、四月、七月の十六人、三月、六月の十三人と、一年のうちはやや前半に死亡者が集中している。

天保八年八月 宗 <small>宗</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年七月 早 <small>早</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年六月 無 <small>無</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年五月 智 <small>智</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年四月 雪 <small>雪</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年三月 良 <small>良</small> 立童子 大田和の長右衛門家
天保八年七月 持 <small>持</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年六月 妙 <small>妙</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年五月 短 <small>短</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年四月 玄 <small>玄</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年三月 智 <small>智</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年二月 智 <small>智</small> 立童子 大田和の長右衛門家
天保八年八月 魯 <small>魯</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年七月 樹 <small>樹</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年六月 妙 <small>妙</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年五月 玄 <small>玄</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年四月 妙 <small>妙</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年三月 智 <small>智</small> 立童子 大田和の長右衛門家
天保八年八月 妙 <small>妙</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年七月 元 <small>元</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年六月 慧 <small>慧</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年五月 妙 <small>妙</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年四月 祖 <small>祖</small> 立童子 大田和の長右衛門家	天保八年三月 陵 <small>陵</small> 立童子 大田和の長右衛門家

天保8年の通玄寺過去帳の一部

同年（天保八年）の死亡者数百十人の内訳は、男子が六十二人、女子が四十八人であり、うち子供が二十八人となっている。二人以上の死者を出した家は大田和区で十一戸、鳴沢区で六戸の計十七戸となっている。そのうち一家全滅と思われるものが三戸あった。

大田和の長右衛門家では、本人と妻、子供一人が死亡。貞右衛門家でも本人と妻、それに成人男子が死亡している。また、鳴沢区（中村）の平重郎家は、四月に妻に先だたれ、その後を追うように六月には三人の子供と本人が死亡している。

死因についての解明ができないのは残念であるが、凶作による飢えと、時疫（流行病）に

天保8年2人以上の死者を出した家

氏名	本人	妻	子供	親	成人	計
鳴沢	平重郎	○	○	(3人) ○		5人
	作左衛門		○	(2人) ○		3
	藤兵衛	○		(3人) ○		4
	常右衛門		○	○		2
	角左衛門	○		(孫) ○		2
	吉兵衛			(2人) ○		2
大田和	長右衛門	○	○	○		3
	貞右衛門	○	○		○	3
	岩右衛門	○		○	○	3
	勝七	○		○		2
	半左衛門	○			○	2
	安左衛門	○	○			2
	三右衛門	○	○			2
	常右衛門	○	○			2
	長兵衛	○			○	2
	浅右衛門	○		○		2
常兵衛			2人 ○		2	
合計	13	8	18	2	2	43人

富士見町では顯著にみられる。と説明され、山梨県内の飢饉は海拔の高いところほど強度で、農家一戸当たりの平均持ち高六石の峽東は弱く、一・七石〇・五石の郡内地方や峽北は強く、交通の難易にも関係があると、観察結果を述べている。

ちなみに鳴沢村の村高は六十五石八斗余であり、推定戸数を二百戸とすると、一戸当たりの平均持ち高は約〇・三二九石で郡内平均を大きく下回っている。

よるものと思われる。

『地域と疫学』（中沢忠雄著）は過去帳による「疫学的観察」という項を設け、過去帳による死亡者の変動・麻疹・天然痘・コレラ・地方病・飢饉・災害などの経過観察を行い疫学的に解説している。

同書によると、飢饉は甲府盆地の中央部ではほとんどみられないが、富士山麓や八ヶ岳山麓の峽北地方と、それに信州南佐久郡川上村、諏訪郡

また同書は天保飢饉に例をとり、大人・子供別の月別死因も考察されている。それによると、

天保五年（一八三四）に長（大人）の二〜五月に餓死。幼（子供）六〜八月に痢症。天保六年は長に傷寒、天保七  
年にも長の傷寒、幼に痘瘡、一八三七〜三八年（天保八、九年）長に強く餓死と傷寒、幼には痘瘡、傷寒、餓死あ  
り、三八年（天保九年）幼に痢症の追討があり、当時は全く治療の及ばない大惨害だった。

筆者注・傷寒は急性熱性疾患。痢症は下痢。痘瘡は天然痘をいう。

右は同書の天保五年から九年の死因別概要を述べたものであるが、月別では二月から五月にかけて大人の餓死者  
が、六月〜八月にかけては子供の痢症による死亡者の多かつたことをあげている。

鳴沢村の月別統計でも天保八年の大人の死者八十二人中、五十六人が一月から五月にかけて死亡。また子供も二十  
八人中、五・六・七・八月にそのほとんどの二十一人が死亡し、この論文と符合する。

このように月別の死者数をみると、晩春の五月ころから、真夏の六、七月に集中しているが、死因は餓死・痘  
瘡・痢症などの伝染病の犠牲となったものと思われ、何の手当てもなされなまま、飢えに苦しみながら、ただ死を  
待ち、多くの幼い生命が奪われていったという、この世の生き地獄であった。

また、『地域と疫学』の統計資料（郡内地方）でも天保期の死者数の最高は天保八年であることを示している。こ  
のような年の年貢は納めようにも納められなかったのは当然で、天保八年の年貢は六年後の天保十四年になって完納  
された。天保期連年の凶作と飢饉のきびしさや、村のまずしさがうかがえる（年貢皆済目録・役場現蔵）

#### 宗門人別改帳

次に注目したい資料がある。安政三年（一八五六）二月に調査した本村の「宗門人別改帳」である（渡辺治徳家蔵）。

これは今でいう村の人口台帳ともいうべきものである。これによると、天保年間に生まれたものは、安政三年には十

四歳から二十七歳の働きざかりの青年に成長している。天保八年生まれのものはちようど二十歳の成人を迎えるわけである。また、天保期十四カ年中に生まれた者の、安政三年の生存者は合計百七十八人で、一年代の平均生存者数は一三・四人である。

この宗門改帳で、天保八年生まれの生存者数を調べると、女子二人、男子三人の合わせて五人だけであった。天保八年に死亡した二十八人の童子・童女の半数以上が、新生児であったことが証明される。これについて天保九年生まれの十九歳は六人、子供の死者二十人を出した同三年生まれの二十五歳の生存者は九人であった。

### 備急妙薬抄

次の記録は「甲州文庫」のなかの「備急妙薬抄」で、天保八年六月、伊勢山田の停雲舎主人・鍾花堂主人の編集発行になるもので、引用書は『救民妙薬集』と奥がきにあり、和紙木版ずりで、天保期の時疫流行を示すものである。

#### 備急妙薬抄（一部略）

世間に流行病有ときうつらぬ法

一新布袋に豆を入一夜井の中につけおき翌日とりだし一人に七粒づゝのめバはやりやまひうつらず

時疫をふせぐに

一ひそかに時疫を煩ふ病人の床の四すみに灸を一壮づゝすゆれば一家のもの時疫の邪にそまずとなり

#### ○傷寒并時疫

陰証の傷寒手足冷えて腹痛には

一硫黄つけぎのあを一文目艾三文目せんじ用てよし

傷寒病つきて二三日の内には

一葱白甘本細にきざみ白粥の中へ入れよくにて醋少し入て食べて汗出てよし

熱つよく頭痛するには

一 艾三文目水茶碗に二杯入一杯にせんじ用てよし

懷妊の傷寒人をも見しらず夢中になりたるにハ

一 艾十文目醋にて至極あつく炒つけて絹につゝみ臍下を熨あたゝめてよし

小兒時疫熱甚しく頭痛するにハ

一 木香六分白檀三分粉にし水にて用ゆ并に右の薬をさゆにとき額会に塗てよし

時疫濁つよきに

一 生藕をつき汁をしぼり二合半ほどの中へ蜜を右の汁十分の一ほど入れかきまぜてのみてよし

時疫吐つよく食をいれざるに

一 半夏五分生姜一匁水天目に一杯半入一杯にせんじつゆもちゆ

○ 痢病

一 生姜古根極上茶等分合せつねのごとくせんじ用て妙なり

一 鹿角菜なり味噌汁にて煮用てよし

大便血まじりて下るにハ

一 塩を紙につゝみあかくなるほどやきさまし粥に入食てよし

暴に瀉痢にハ

一 百草霜へつつかいのもし口飯の湯にてのみてよし

小兒の痢病にハ

一 雞子湯に煮て白をすて黄なるところばかりすりくだき生姜のしぼり汁にて用ゆべし

小兒の食傷には

一 鳥の羽根のんごに入れてかきまハせばあたりたる食物ハきてよし

普救類方  
右引書救民妙薬集  
的治療方

天保八年丁酉六月施印

伊勢山田  
停雲舎主人  
鍾花堂主人

印



## 第六節 材木御用文書と山稼ぎ

はじめに

鳴沢村には郡内領主や代官が、当村の庄屋（名志）、百姓中あてに発給した材木御用・御巢鷹御用についての印判状や証文・覚書などの文書九通が、村役場に現存されている。材木御用についての文書は三通が残され、いずれも郡内領主の発給になるものである。御巢鷹御用文書については九通が残され、そのうちの三通は前記材木御用文書に併記されている。

これらの文書は、領主あるいは代官から、村民にあてた命令書であるが、それに対して村や村民がどのように対応してきたかについては、残念ながら村方文書が発見されていないので、その詳細を解明することは困難である。ここでは既存の諸文献を参考にしながら材木御用・御巢鷹御用について触れてみたい。

### 加藤光吉の文書

左記の文書は、文禄二年（一五九三）三月十二日、郡内領主加藤光吉（作内）が、鳴沢村の百姓中に発給した、材木御用・御巢鷹についての文書である。

天正十八年（一五九〇）徳川家康の関東移封によって、それまでの郡内領主鳥居元忠は下総国矢作に所替えとなった。代わって甲斐国は豊臣秀勝が拝領し、谷村には家臣の三輪近家が在城した。翌十九年、秀勝の岐阜への転封で加藤光泰が甲斐国を領国し、弟の光政を甲府城代とし、その族臣（女婿）であった加藤光吉（作内）が郡内領主として、谷村に配された。光吉が郡内領主として谷村に在城したのは通算三年の短い期間であった。



加藤光吉文書

(材木方) 用次第第二  (動方) 之可申、并鷹之巢等守申ニ付、  
 (諸役) 一円令免  (除方) 候者也、仍如「件」、  
 (文禄二年方) 作内 (加藤光吉)  
 (黒印)

三月十二日〇

鳴沢村  
百姓中

(鳴沢村現蔵)

読みくだし文、

材木用次第に、これを勤め申す可く、ならびに鷹の巢など守り申すにつき、諸役一円免除せしめ候ものなり、よつてくだんの如し。

文意は材木の用次第(必要事に、用材の伐木上納・確保・保護)には全力を尽くして、これを勤め申すように、ならびに鷹の巢など守り(巢鷹を発見し鷹役人に注進、巢立ちまでの保護管理)申しているので、諸役(一般的には本年貢以外の租税)をすべて免除するというのであり、材木・巢鷹の両御用がいかに重要であつたかがよみとれる。

この文書で注目したいのは、「材木用次第」と「鷹之巢等守申ニ付」という二つの項目である。前者の「用次第」は、材木の必要が生じたときのことをいうのか、それとも定期的な定められて材木御用の夫役が課せられていた

のか関係資料がないのではつきりしない。後に出てくる浅野氏重の文書には、「材木用所次第」とあるが、これを辞書で引いてみると、「用ひどころ・用いる場所」とある。用は使うということに通ずるので、ここでは必要に応じて解釈したい。後者は將軍あるいは大名が鷹狩りに必要とする鷹（隼・はいたか・おおたか・くまたか）を発見、保護管理することである。

御巢鷹については別項で詳述したいので、ここでは材木御用に関連したことなどを考察したい。

#### 幕府・領主の直轄林

幕府、領主が支配する山林には古くから、御立林・御林山・御林・御山・御留山・御本山・御直山・御巢鷹山など多くの呼称をもつ官林があった。その目的は土木建築用材の確保、水源の涵養、土砂雪しろの防止、防風、巢鷹の保護などであり、「百姓持ち山、村落共同体の持ち山と大きく区別されていた。当村にはこれらの官林（御林）が所在したかは不明である。「村明細帳」にもその記録はみえない。

しかし、領主の御用次第に材木を伐り出し上納しているのであればその用材を伐り出した場所が、領主支配の官林であったとみて、ほぼ間違いではないと思われる。

外川理一氏が『富士を守る』に、富士山北面の入会山の東組と西組との境界争いの資料を紹介されているが、その資料の中に「御林」のことが記録されている。それによると、東組の松山村・新屋村・上吉田村が、西組の舟津村・成沢村・木立村・勝山村・川口村・大石村・浅川村・大嵐村の八カ村を相手どって、正徳四年（一七一四）、劔丸尾逆道通り（つるぎまるびさかさみちどおり）の東、西の境界線をめぐって谷村代官所へ訴えを起こした。ここではこの裁判の行方は別として、松山村が代官所に差し出した弁明書の一部に次のような記録がみえる。

一 此年六年いぜんニ劔丸尾逆道通り御林からまつお、下吉田村御百姓我尽にきりとり申候時分ニ茂、代々松山村持

郷山ニ而、御林お相守り申候得ハ、其上御公儀様御知り被成候而(略)

これによると、はつきりと「御林」、「御林お相守り申候得ハ」と二カ所に御林の文言をみることができる。劔丸尾逆道通りの東西境界線近辺に領主直轄の、から松の「御林」が存在し、松山村で御林の管理もしていたと主張しているのである。

この境界論争については、資料不足ではあるが、鳴沢村でも正徳五乙未年(一七一五)に裁判所に弁明書を提出している。この資料は、早稲田大学図書館の柴辻俊六文学博士が郡内地方の古文書採集の際発見されたもので、その時写真に撮影したもの写であり、文書の出所が判然としないのが残念である。その写の一部に次の記録がみえる。

(略) 劔丸ひさかさ道通り□、元来松山村持分ハ無御座、其上地藏堂茂舟津村持分ニ御座候所、右場所ガ嶽ハくらか  
けと申所と見通し、松山持分之由申上候、八ヶ村持山西ハ無間ヶ谷三俣を限り、東ハ逆道□右祖母子導者道之内ニ  
ハ、くらかけと申場所ハ無御座候、山の様子茂ふ奉存、新敷名付候と奉存候(略)

この鳴沢村の主張によると「劔丸尾逆道通り」には、元来松山村の持ち山はなく、境界点を示す「くらかけ」という場所もない。山の様子も知らないで、新しい名前をつけられ勝手な主張をされたのでは迷惑である。と、松山村の主張に真っ向から反論している。また、同文書(鳴沢村)の中に左の記録がみられる。

(略)

一 劔丸尾逆道ガ上ハ成沢山ニ紛無御座候、但馬守様御代ニハ、唐松御制禁ニ付、加ら松立候故、山稼茂ふ仕、折節  
山廻り仕候、其間ニ御用木を被盜取(略)

この記録は前掲の松山村文書の、劔丸尾逆道通りの御林から、から松の用材を下吉田村の百姓に盗伐される部分に相当するものである。ここで注目したいのは、両者が表現こそ違え、劔丸尾逆道通りに、「御林」が存在したことを

主張していることである。

松山村ではこれを「御林」、「御林相守り申候」とはつきりといい。鳴沢村では、「秋元但馬守様の代には、から松林は御制禁の山（御林）であるから山稼ぎに入山することを止め、山廻り（山守り・松山村の「御林相守り」）をしてその保護管理につとめてきた。以上みてきたが、現在その位置を確認することはできないが、劔丸尾逆道通りに、領主直轄のから松の御林が存在したと思われる。富士の広大な北麓であるから、これ以外にも松・松もみ・つがなどの御林が存在していたことであろう。

#### 御林の管理保護

これらの御林はどのようにして管理保護されてきたのか、現存資料だけでは、はつきりしない、領主の御林役人による厳重な管理が行われていたことも思えない、しかし村方により、なんらかのかたちで管理が行われていたことは、さきの「山廻り」、「御林相守り」の資料ではつきりわかる。『地方凡例録』には次のような記録がみえる。

一御林材盗取シタルモノ、古来ハ死罪、又ハ其仕形ニヨリ獄行ニモ被行所享保ノ頃ヨリ一等軽ク相成、申合盗取シタル頭取ハ重追放、頭取ニ続タル者中追放、同類過料ニ相成近例有之也。(略)

これによると幕府・領主の御林内の樹木を盗み取った者は、古来は「打ち首」の極刑に処せられた。また享保以後（一七二六）この罪に問われたものは重追放・中追放・過料などの厳しい罪を負わされたのである。では、これらの官林の保護管理はどのようになされたのであろうか、同書によってみることにする。

一御林ノ儀、大山ハ御林守有之、扶持方被下帯刀致モアリ、又一トホリノ御林ニハ守無之、其村ノ庄屋名主相守ル、是ハ扶持方無之、又ハ居村ヨリ格ベツ遠所ニテ、其御林ノ近辺ニ百姓家有之、枝郷同然ノ所ハ名主元ヨリ遠方守リモ届兼ルユエ、ソノ郷ニテ頭立タル百姓ヲ御林守ニシテ、給分ハ御林下草等此者へ取ラスル所モアリ（略）。

この記録の中に「大山ハ御林守有之」とあり、広大な御林山には「御林守」（おはやしもり）という幕府御林奉行に属する専任の役人をおき御林を守らせた。この者には扶持（ふち・俸禄の一種で、扶助する食糧）が与えられ、帯刀を許された者もあったという。

普通規模の御林（一トホリノ御林ニハ守無之）には御林守をおかず、近村の庄屋・名主などに守らせた。御林が名主方の居村より、遠方にあるところでは、枝郷などで御林に近い、主だった百姓に管理を嘱託させた。この場合の給与は村費でまかなうのが一般的であるが、その代わりに御林の下草（林産物・薪や肥料用の草木など）を払い下げた。

富士吉田市上吉田の諏訪の森は、御林山として古くから有名であるが、加藤光吉の保護管理政策のみえる、印判状が『新編甲州古文書』に所収されている。発給年代は、先に紹介の材木御用文書の文禄二年（一五九三）と同じである。

定

於上吉田諏方森立木之事者、」不及申枯木、々葉等ニ至迄、剪」採事、

堅令停止候、於違犯「之輩者、速ニ可処嚴科」者也、仍如件、

文禄貳年

加藤作内（黒印）

五月十八日

光吉〇

伊勢殿

上吉田諏方森において、立木の事は申すに及ばず枯木、木葉等に至るまで剪採る事、堅く停止せしめ候、違犯の輩ともがらに於ては、速かに嚴科に処す可くもの也、よつて件の如し。

以上が読み下し文であるが、内容は御林である諏訪の森（富士吉田市上吉田）の立木はいうまでもなく、枯木木葉このはにあつても、これを伐り取ることは堅く停止する。これに違犯するものがあれば嚴重に処罰するというものであり、こ

こでも不法な入山、盗伐をいましていてる。

以上のように領主直轄の御林は庄屋、名主、百姓らに責任を持たせ保護管理させたのであり、本村のような小村では、その負担の重さは計り知れないものであつたであろう。それにしても「樹木一本と尊い命の交換」は笑えない事実であり、領主側の重圧に、村人がどのように対処したのか興味深い問題である。

これらの御林の管理を記録したものが、「御林帳」であり、それには御林の所在地、面積・樹種・立木数・太さ・市場までの距離など細かく書かれ、今ふうにいえば「山林台帳」であり、旧名主の家や、森林組合などに引き継がれ残されているのであるが、当村では今のところその発見はみられない。

### 年貢の減免・諸役の免除

当村現蔵の加藤光吉（作内）・浅野良重（氏重）・鳥居成次（久五郎）の三領主が村方に発給した文書には、いずれも共通する点があり、材木の御用と、巢鷹の御用に触れ、これに対する褒賞として、雑役の免除や「高式拾石分遣之者也」とあるように、年貢の減免などをはかっている。

次の文書は、文禄二年（一五九三）、前の郡内領主加藤光吉が、美濃国黒野に転じ、そのあとを受封した浅野良重（氏重・甲斐国領主浅野長政の家老）が、文禄三年（一五九四）十二月二十八日、鳴沢村の百姓中に発給したもので、内容は前掲文書とほぼ同じである。

以上

材木用所次第」申付、就中」巢鷹之儀守申」付而、高式拾石分」遣之者也、仍如」件、

午（文禄三年）

十二月廿八日

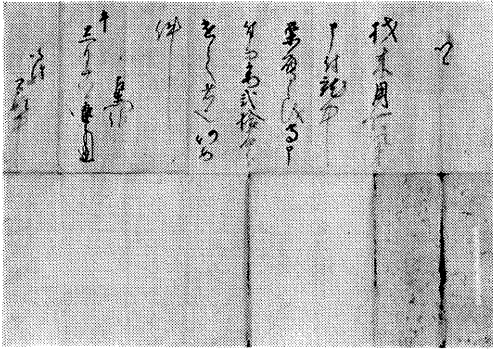
左衛門佐（浅野）

良重（花押）

読み下し文

材木用所次第申し付け、なかんずく(特に)巢鷹の儀守り申すについて、高式拾石分これを遣わすものなり、よ  
つて件の如し。

(鳴沢村現蔵)



浅野左衛門佐良重文書

前掲の加藤光吉の文書よりも内容は具体的である。それは「高式拾石分遣  
之者也」で、右御用に対する褒賞内容を明確にしている点である。当時の鳴  
沢村の租税の対象となる総生産高は、六十石余であるから、二十石分はその  
三分の一に相当するもので、本年貢が三分の一に減免されることになり、鳴  
沢村にとっては破格の恩恵であったといえよう。またこの文書では先の「材  
木用次第」が「材木用所次第」とあり「所」が一字増えている。

この文書の発給された文禄三年は甲府城主浅野長政・幸長父子によって、  
甲府城築城工事が急ピッチで進められた年である。なかでも築城に必要な用  
材を整えることは欠かせないことで、国中の杣や大鋸<sup>が</sup>引きの技術者に諸役の  
免許状を与え大動員している(五・六月)。

また、浅野良重も同年谷村館の桂川の対岸に勝山城を築いている。また同  
年、富士吉田市上吉田の北口本宮富士浅間神社西宮本殿(重要文化財)の再



建工事をも完成させている（『甲斐国志』）。このように郡内でも、築城あるいは西宮本殿の造営のため大量の用材が富士山北麓から伐り出されたものと想像される。また、杣や大鋸引きの技術者や人足の大動員があつたことと思われる。

次の文書も当村現蔵のもので、慶長六年（一六〇一）七月三日、郡内領主鳥居土佐守成次の発給文書である。鳥居成次は武田滅亡後の、徳川・北条戦の功労者で、天正十年郡内領を受封した鳥居彦右衛門元忠の三男（『鳥居家譜』）である。成次も関ヶ原の役の戦功によって、慶長六年父の前領、郡内一万八千石を与えられた。

追而材木之事、「如前々無油断」可走廻候、年貢之儀「如前代指置候、已上、鷹之巢五巢」見出候間、諸役「令免許候、毎」年右之通可「差上者也、仍如」件、

（鳥居成次）  
久五郎

慶長六年

七月三日〇

（黒印）

成沢村  
百姓中

読み下し文

（鳴沢村現蔵）

追って材木の事、前々の如く油断なく走り廻る可く候、年貢の儀、前代の如く指し置き候、以上。

鷹の巢五巢、見出し候間、諸役免許せしめ候、毎年右の通り差し上げ可くもの也よつてくだんの如し。

前に紹介した二通の文書はいずれも、出だしが「材木用次第」ではじまっているが、この文書の材木御用は追って書きとして、しかも最初に記入されている。その記入方法は乱雑で、主文である御巢鷹御用の行間にも及んでいる。

内容は前掲文書とほぼ同じである。材木御用については、油断なく精を出して走り回る（奔走・尽力）ように、年貢のことは前代の通り指し置く（そのまま・前のように）。また巢鷹五巢を発見したので諸役を免許する。毎年五巢を差し上げるようにというのである。

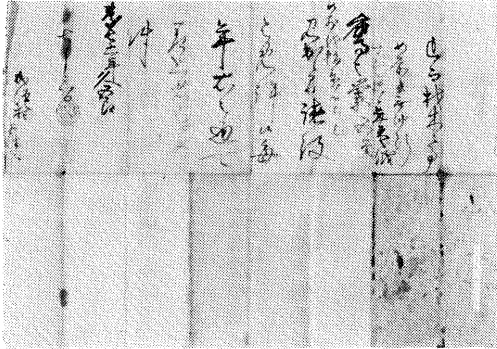
この文書には、「如<sub>レ</sub>前々」、「如<sub>レ</sub>前代<sub>二</sub>指置候<sub>一</sub>」とあり、前々の如く、前代の如くは、先の領主浅野氏重を指し、材木、巢鷹両御用のことについては、それを踏襲しようというのである。また最後のあて先の村名は、前二者は鳴沢村であるが、この文書は鳴を成としている。

以上三通の文書は、材木御用・御巢鷹御用がともに併記され、領主名が記され、押印・花押がなされている。また両御用に精を出すことを命じ、そのための見返りとして租税を減免しようというのである。いずれにしても当村の村人は、御林山・御巢鷹山の保護管理、あるいは御用材伐採上納など、全村を挙げて動員されたのであろう。

#### 山稼ぎ

鳴沢村は、その全面積のほとんどが、富士山北面という厳しい立地条件にあり、おのずから限られた産業しか生まれなかつたといえよう。資源を求めるとすれば、それは富士山北面の山地・山林に目の向けられるのは当然のことである。

平坦地の少ない当村では、山地の雑木を伐り払い、三年、または五年おきの切替畑とし、焼畑農業で収穫された麦・そば・あわ・ひえ・大豆・とうも



鳥居成次の文書



山仕車にかかせない馬の荷ぐら

るこしなどを常食とした原始的農業が長く続いたものと思われる。

このように生産力にとほしい村方であれば必然的に富士山北面の山地・山林にそれに代わるべき物資を求めざるを得ない。生活物資であれば建築用材・薪炭または食用となる山菜・木の実・きのこ・わらび・ぜんまいなど、また、薬用植物採集があげられる。農業・畜産面では農作物の肥料とする草木・牛馬の飼料の採集である。

また、現金収入も少なかったとみられる村方であるので、建築用材の伐木加工・笹板・小舞・保太木・その他木製品の、経木・まげもの・割木(箸・障子フスマの骨)・あしだ(下駄)・馬の荷ぐらなどの原材料を確保、加工して他村へ供給して現金化を

図るより方法がなかったと思われる。これらの諸物資を得るために山に入って作業することを総称して「山稼ぎ」といった。しかし、鳴沢村の者たちが、どのようなかたちで山稼ぎのために林野に入会、それを活用したかについては資料を欠くので具体的に明らかにすることはできない。『甲斐国志草稿本』に次のような記録がみられる。

○成沢村

大田和高六拾五石八斗四升九合、反別三十八町二反七畝十九歩

内七升一合不足 皆畑

高八斗四合巳年砂入引  
高八斗七升五合卯年砂入引

山畑九町段拾歩 取米五石五斗七升五合内九升五合不足

野畑拾四町五反六畝七歩 取蕎麦九石四斗七升内九合不足

永五百文保太木役、永六貫二百五拾文山手役、永六百五拾八文夫金、永五拾文大工運上、獵師鉄炮六挺

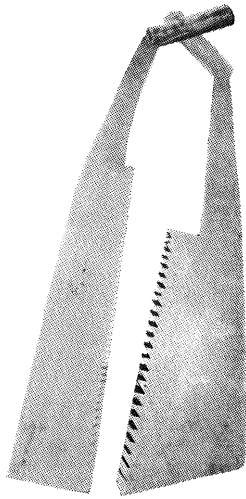
百姓持林六十二所 水帳載無年貢

戸二百三十八軒 寺一刹 堂五宇 祠三社 口九百七拾二人 馬八十疋(略)

一富士ノ正北面ニ当リ寒氣最甚シ、四月ノ末梅・桃・桜・山吹等一同ニ花サク故ニ五穀登ルコトヲソクシテ、麦七月末ニ刈、八月ハ種蒔、故ニ土人諺ニ此ヲ三日麦ト云、刈入テ唯三日ナラデハ家ニ置コトナシト也、作ハ麦・粟・稗・大豆・蕎麥・菜ハ菘・蘿蔔等也、中ニモ蕎麥味至テヨシ、木曾産ニヨサノ不<sub>レ</sub>劣、産物ハ富士山中ヨリ材木ヲ出スノミ蚕ヲ養ヘトモ絹ヲ織ラス、男子ト共ニ耕作ヲイトナミ、其間麻布、木綿等織自用ニ供スルノミ、材木ノ外笹板・木舞ヲ出ス、丸近村ハ他邦ヘ材木ヲ売出スニハ、皆口留番所ニテ其物ニ応ジテ金子上納シテ手形ヲ申請ルコトナルニ、此村ニハサルコトナク、古来ヨリ他邦ヘ出シケルゾ也。(略)

(注) 笹板は栗材を薄く挽いた板で屋根を葺くのに使われた。木舞は屋根または壁の下地に組む細竹、または細い板、当村では養蚕の棚にも使われたといわれる。

右の記録によると、主産物は「富士山中ヨリ材木ヲ出スノミ」とあり、材木の山稼ぎを生業としていたことがよくわかる。そのための山手役、保太木役などの雑税も納められていた。また、「百姓持林六十二所」ともあり、そこでも林産物の採取加工が行われていたことがうかがえる。



山仕事に使った大ノコギリ

馬の飼育も八十疋と記るされている。戸数が二百三十八戸であるから、ほぼ三戸に一頭の割合で飼育されていたことになる。おそらくこの馬は、富士山中から伐り出された原木の搬出、製材された材木を需要地に配送するために使役されていたのではないか、小村の割りに頭数の多いことは、「材木の山稼ぎ」を生業としていた者が多かったことを物語るものである。

このように村人は富士山中の入会山、または、百姓持ち林に入山し、雪のない時期には山に小屋をかけ、何日も山にこもって山稼ぎに汗をながした。また材木以外にも笹板や木舞・経木・まげ輪・下駄・馬の荷ぐら・割木などが生産加工されていた。

これらの生産物がどのような流通経路によって他出されたかは明らかでないが、甲斐国内は別として、立地条件からして、駿河・相模方面への移出が考えられる。若彦路・中道往還を通って出る道と、山中・簗坂を経て駿河へ出る二通りの道があるからである。

他国との境には口留番所（小規模の関所）があり、女改めや禁制品の他出をチェックしていた。甲斐国内にはこれらの番所が二十数カ所配置されていた。

『甲斐国志草稿本』によると、材木を他邦へ出荷販売する場合は、口留番所に「其物ニ応ジ（樹種や石数のことか）」金子を上納、手形を請けて他所へ出すのが例となっていたが、鳴沢村ではこのようなことはなく、古来から他邦へ出荷したとしているが、ここでいう口留番所へ上納した金子というのは、いったいなにを意味し何に相当するのであるうか。

関所や口留番所を通行するためには、人、貨物を問わず、何人たりとも「証文」がないと通行は許可されなかつた。その証文のことを「通行手形」といった。また、貨物の他国への移出には出切手が必要であつた。（文政年間）次の文書は市川代官所が、上九一色村古関の番所にあてたもので、出切手のことがわかる。

米穀、綿、油、炭、薪等、他国出しの分、当分のうち出切手相渡すべく候間、手形これなき分は相通し間敷く旨、先達て相達し置き候ところ：（略）（『上九一色村誌』）

他国へ出す貨物は出切手がないと番所を通してはならないという、古関村口留番所への代官からのお触れである。

これらの手形や出切手は、通常代官所が発行するものであるから、『甲斐国志草稿本』（文化年間）のいう口留番所へ上納する金子とは何をいうのであろうか。

当時の番所では通行税の徴収はなかつたはずであるから、材木出荷販売に課せられた運上金（営業税の一種）であるのか判然としない。それならなぜ、鳴沢村のみ「此村ニハサル事ナク古来ヨリ他邦へ出シケルゾ也」という、優遇措置がとられたのか不思議である。

以上みてきたが、富士山北面の厳しい自然条件のもとで、女は耕作の合い間に自家用の綿布を織り、男は農耕に、また山に入って材木の伐採や加工に精を出し、馬の背につけて搬出、他国へ出荷販売したのである。こうした山稼ぎの労働は、今では想像もつかないほどの苛酷なものであつたはずである。一日の労働の喜びを、霊峰富士を仰ぎ見ながら、深い感慨にふけたことであろう先人の、たくましく力強い姿が目に見えるようだ。

#### 古山日記にみえる材木資料

『甲斐叢書』所収の「古山日記」は、宝永二酉年（一七〇五）「古山元右衛門日記」で、柳沢吉保が甲斐国拝領の際、前領主甲府家（徳川綱豊）より引き渡された一件書を、古山元右衛門が書き写したものである。古山は代官平岡彦兵衛の手代であつた。その「古山日記」に左のような、当村関係の記録がみられる。

覚

一 唐松三百挺 但長貳間卷尺木 甲州郡内領  
四寸角 成沢村

代金六両卷分 但卷分に拾貳挺也

右者成沢村之儀、高六拾石貳斗三升貳合、富士山之麓惣所に而、作も一切出来不申、古来より年貢諸役免許に而、巢鷹山守仕、廿六年以前巢鷹相止候へ共、今以無年貢に御座候、山稼を以渡世仕候ニ付材木千貳百挺つゝ相納候筈之由

申伝候へ共、困窮之場所に御座候故、終に右之員数相納之義無<sub>ニ</sub>御座、御用次第<sub>ケ</sub>年に百挺、式百挺宛相納候由御座候、向後<sub>ケ</sub>年に三百挺之積り、谷村材木直段金<sub>ケ</sub>分に付式拾挺替<sub>ノ</sub>積り、定金納に被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>然存<sub>レ</sub>奉窺候以上

信州御代官所に罷成候故御判不仕候

宝永二酉年十月

平岡 彦兵衛

御勘定所

平岡次郎右衛門印

一書面之材木三百挺代金六兩<sub>ケ</sub>分 但<sub>ケ</sub>分に拾式挺かへ之積り定金納に申付可<sub>レ</sub>然由、令<sub>ニ</sub>承知<sub>ニ</sub>候、其方吟味候事に候條、右之通被<sub>ニ</sub>申付<sub>ニ</sub>、年々取立可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>勘定<sub>ニ</sub>候、以上

酉十月

郡内領主であつた秋元但馬守喬知は、宝永二年（一七〇五）三月二十三日、谷村を引き払つて武州川越に移封した（『古山日記』）、同年六月より、翌三年七月十九日まで、代官平岡次郎右衛門が郡内領を支配した（『甲斐国志』）。

代官平岡次郎右衛門は宝永二年十月、御勘定所へ右の文書をもつて、お伺いをたてたのである。文末には勘定奉行の決裁がみえる。

この文書によると鳴沢村の地形は富士山の麓がすべてであり農作物の収穫もなく、古来から御巢鷹山の山守（やまもり）を命ぜられ、御巢鷹を守つてきた。そのため、年貢諸役免除の村方であつた。御巢鷹山は二十六年（延宝七年、一六七九ごろ）沙汰止みとなつているが、今もつて無年貢の村である。

また、村人は山稼ぎで生計をたてているがその代わりに材木千二百挺ずつを上納したと伝え聞いている。しかし村柄がまずしく、ついには右の数量を取り揃えることができなかつた。そのための領主の御用次第に、一カ年に百挺、

二百挺ずつを上納してきた由である。

今後はその材木御用もなくなつたので、一カ年に三百挺の積もりで、谷村の材木値段（相場）金壹分、（四分で一両）につき、十二挺替えとし、三百挺で六兩一分の計算になるので、山役（山での材木に対して課せられた租税の一種）として年々金納させたい。という内容である。

それに対して勘定奉行所では、三百挺の代金六兩壹分を金納にさせることを承知したので、その内容をよく吟味して、右の通り毎年租税を取り立てるようにと、決裁している。『甲斐国志』にも同様なことが記録されているので、おそらく、「古山日記」の引用ではないかと考えられる。

此ノ村古検地高六十四石ノ所私領ノ時代々ノ領主ヨリ年貢免許ニテ材木伐出シ、毎年百挺或ハ二百挺上納シ上吉田村ニ倉アリテ収ム、又巢鷹ヲ見出シ上納スル事アリ、寛永十年酉癸十一月三日ノ指出帳ニ云フ、高六十四石三斗古檢ニ三斗増セリ是ハ御巢鷹五巢ヲ替リニ被<sub>レ</sub>下候トアリ、是レ秋元氏領地最初ノ年ナリ是レヨリ宝永二酉年マデ、古来ノ如ク無年貢ナリシガ 秋元氏国替ノ後、同年六月ヨリ三年七月十九日マデ御代官平岡次郎右衛門支配トナル、是ノ時ヨリ材木ノ用ナキニヨリ始メテ金六兩一步上納ニ定マリ、又山役トシテ保太木ホダギ八十四挺富士山ニテ伐出シケル、上ヨリ扶持米トシテ米二俵味噌二升ツツ給ハリシニ、是レモ平岡氏御代官ノ時相止ミ金二步上納ニ定マル（略）

以上が『甲斐国志』の記録であり、宝永二酉年（一七〇五）まで、村は古来の通り無年貢であったが秋元氏国替え後、御代官平岡次郎右衛門の支配下となり、「材木御用」も必要がなくなつたので、材木の年貢として始めて六兩一分が課せられることになつた。

山役として「保太木」八十四挺を伐り出し上納し、その扶持米（扶助する食糧・米）として米二俵、味噌三升、塩二升が支給されていたが、これも廃止され、金二分の上納ニ決められた。



以上みてきたが、加藤光吉・浅野氏重・鳥居成次三領主が鳴沢村に発給した「材木御用文書」三通は、領主の必要に応じ用材を上納させていた。秋元氏三代の文書には材木のことのみみられないが『甲斐国志』にみられるように宝永二年の御代代わりまで、文禄二年の加藤光吉郡内統治以来約百十五年間、材木・御巢鷹御用のため村は無年貢であったが、以来、大きく税制の転換期を迎えたのである。

## 第七節 御巢鷹山

### はじめに

前項でも触れているが、鳴沢村には「御巢鷹御用」に関する、古い文書九通が村役場に現蔵されている。（『新編甲州古文書』所収）

天正十年（一五八二）武田・小山田両家滅亡後、代々郡内領を支配した鳥居元忠・加藤光吉・浅野氏重・鳥居成次・秋元氏三代（泰朝・富朝・喬朝）の各氏が村に発給したものである。

これらの文書九通は、天正十年（一五八二）鳥居元忠の郡内領受封以来、秋元但馬守喬朝が、谷村を引き払い、武州川越に移る宝永二年（一七〇五）までの約百二十余年の間に出されたものである。

その中ではっきりと年代の読み取れる文書は、文禄二年（一五九三）三月十二日発給の加藤光吉のもの、文禄三年十二月十八日の浅野氏重、慶長六年（一六〇二）七月三日付けの鳥居成次の印判状三通である。

残りの六通はいずれも年代不詳であり、うち五通には秋元氏代官の連署がみえる「覚書」「書状」である。残り一通は姓氏、年代ともに不詳（『新編甲州古文書』）の文書である。以下これらの文書を中心に御巢鷹御用について触れてみたい。

「甲州巢鷹縁起抄」について

『甲斐拾遺』は、元山梨郷土研究会会長、元山梨日日新聞社・山梨放送会長であった、故野口二郎先生が、戦前、戦後を通して書き留めた、郷土研究の論文集を先生の没後、一本にまとめた大作である。その中に「甲斐の白鷹」と題した論文がある。それは古文獻をもとに巢鷹・鷹匠などのことに触れた貴重な論文である。参考までにその一部を記録したい。同論文には、鷹の渡来のことや富士山に放された鷹のことなどが記述されている。

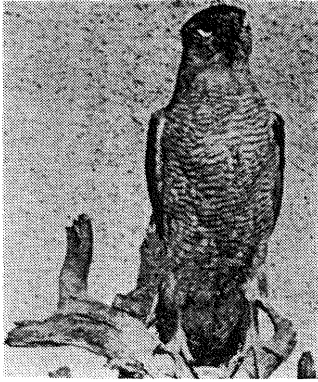
一、始而渡りし鷹の名は、(6)俊鷹と申す也。大国にてあまたの中よりすぐれたる鷹也。紀州那智山に放さるる。これ西南の鷹の根本也。

〔注〕(6)俊鷹はそのタカについた名前ではないようである。「彌津松鷗軒記」たかの名之事の項に「まかだ国にてシュンワウと云。はくさい(百濟)国にてクシンと云。しんたん(震丹)国にてコテウと云。けいたん(契丹)国にてマンセイと云。唐土にては鷹と云。我朝にてはタカと云」と。

一、二番に渡りし鷹は人王(1)三十代欽明天皇(五四〇〜五七二)の御時なり。鷹の名カラクツワと申す也。富士山に放さるるなり。今の富士の巢これなり。又一説に云。宇治の宝蔵に唐の轡(くつわ)を納め置きけるに。七月七日宝蔵を開き。万の物を風にあてるに彼のクツワも出でたり。然るを虚空に鷹来りて取りてゆく也。其後、富士山の鷹の巢をおろす時。里人巢の内より彼のカラクツワを見つくるなり。さて其鷹の目にクツワの十文字ある也。これによつてカラクツワと申也。(2)

ここに小倉問答を長々と引いたのは、このカラクツワのためで、これが甲斐の国の鷹の先祖つまり甲斐巢鷹の縁起のようである(以下略)。

以上のように述べ『鷹経弁疑論』の中にも同じことが記録されているのは、『小倉問答』の中にある、カラクツワ



山梨県産の大きな鷹

の故事を思い描いてのことであろう。としている。また初めて我が国に渡って来た鷹は、「俊鷹」といって、紀州和歌山的那智山に放され、二番目に渡来した鷹を「カラクツワ」といい、欽明天皇（五四〇〜五七一）の時代に富士山に放された。この鷹こそが、甲斐の国の鷹の先祖、甲州巢鷹の縁起であるようだと言われている。

ここで注目したい点が二つある。「今の富士の鷹これなり」。また「其後、富士山の鷹の巢をおろす時。里人巢の内より彼のクツワを見つくるなり。」の二点である。前者は富士山麓の巢鷹（カラクツワ）のことをいい、「今の」の今を『小倉問答』成立年代と考えると、藤原定家、為家の年代で、今から七、八百年前を指すことになる。後者は里人が巢鷹をおろしたということである。すでにこのころから、何の目的かは別として、巢鷹の保護が行われ、里人が巢おろしなどにかかわっていたことの方がえる記録である。

### 鷹狩り

人間が飼いだした鷹を放って、鷹に鶴・白鳥・雁・鴨・雉などを捕らせる方法（大鷹狩り）は、古代から貴族の間で行われていた遊技の一つであり、その起原を『日本書紀』にたどることができる。「仁徳天皇の四十三年（三五五）秋九月庚子朔」、までさかのぼることができる。大和朝の仁徳天皇のころには、鷹甘部がおかれ、令に主鷹司・放鷹司がおかれた。平安時代末期には鷹術（鷹狩り）が盛んに行われたことが『甲斐拾遺』・『今昔物語』・『大鏡』・『吾妻鏡』・『諏訪大明神絵詞』などの諸文献に散見できる。

### 戦国部将と鷹

戦国武将の織田信長・豊臣秀吉・徳川家康などは特に鷹を愛好した部将

といえる。織田信長の故事を伝える、大田牛一の『信長公記』に次の記述がみえる。

### 御鷹

御叡覧の後、達智門へ出でさせられ、直ちに東山に御鷹つかはされし折節、俄かに大雪降り来りて御鷹、風にとされ、大和国之郡まで飛び行く。御秘蔵の御鷹に候間、万方御尋ねなされ候(略)。

これは天正五年(一五七七)十一月十八日の信長の放鷹についての物語りである。愛用の鷹を、折からの風雪にとばされ、大和の国までその行方を探したというのである。戦雲に明け暮れる戦国の世にあって、猛きんである鷹に、天下制覇の夢を託し、一時の心の安らぎを求めたのであろうか。

天正十年(一五八二)武田氏とともに滅んだ郡内領主小山田信茂も鷹の愛用者であったことがうかがえる文書が、『新編甲州古文書』第三卷に収録されている。

小山田信有願文写

願書 敬白

一、従前代自御山納候、寢花錢以上拾三貫之代物、奉寄進、其上神護寺令建立、於宮中毎朝之勤行、無懈怠様ニ可申付候事

一、任先例当嫡家鷹相使事、一切可停止之事

一、任右意、毎年六月中一七夕何之宮成共、参籠事不可有無沙汰候、但自然大途之難者、障等指合令遅速、不同之義者不可有私曲也

一、尊社之廻廊可致造榮事(ウツ)

一、四足二足之物一切服用致間敷事

一、役所沓ヶ所可奉寄進事

一、其御社之御正躰、以金銀御本地兩日大日之尊形、顯可奉納事

一、可致禪定事

右如此之趣、速為可相叶神慮者、從正月至今月致精進、來十一日令結願候、依之御僧十人令供養一七日之間、法華經百叶誦誦意趣者、偏平信有正年廿三、当氣無殘病忽癒候之様ニ御守護奉仰候、一々求願悉皆成就之砦、仍願書如件、

永祿五年五月吉日

小山田弥三郎

平信有(花押)

南無富士浅間大菩薩

(『社記』卷之十九)

この文書は小山田信茂が、富士浅間神社に奉納した願文である。「平信有正年廿三」とあり信茂二十三歳の病氣の際、神慮に願をかけたもので、「一、任先例当嫡家鷹相使事、一切可停止之事」とあり、病氣平癒のために、小山田家では愛好の鷹を使う殺生は一切停止するとうのである。永祿五年は、川中島大合戦の翌年であった。

武田信玄の族臣、穴山信君(梅雪)も愛鷹者の一人であったと思われる記録が同書(第二卷)にみえる。この記録は当村所蔵の御巢鷹文書に類似点があるので参考までに記録した。

毎年巢鷹相納候之処、油断故当歳中候者、不<sup>(煙)</sup>見出候、為過怠棟別可召置候、但雨<sup>(煙)</sup>端者新巢納候間、「可為半棟

別、奈<sup>(煙坂)</sup>良田者本棟別ニ可請取候、為其<sup>(煙坂)</sup>印判候者也、仍如<sup>(煙坂)</sup>件

常<sup>(煙坂)</sup>陸奉之

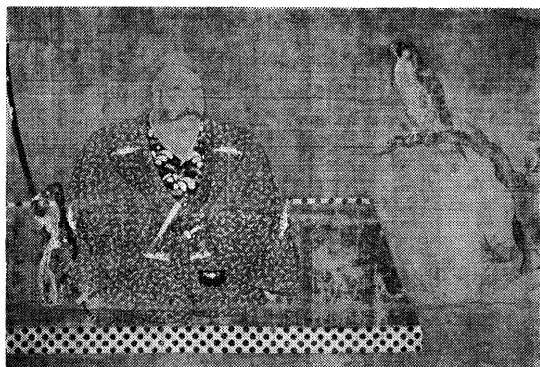
六月六日

江尻

### 佐野七郎兵衛殿

奈良田村（早川町）は毎年巢鷹を納めていたが、今年は油断したため上納がない。その罰として棟別は召し置く（棟別銭の免除を取り消す）。雨畑村は新巢を上納したので半棟別とし、奈良田村からは本棟別を請け取るべきである。穴山信君が佐野七郎兵衛に命じたものである。佐野はおそらく御巢鷹山の管理保護をし、巢鷹の献納を担当していた、御巢鷹奉行ともいえる人物ではなかったか。

（『東大史料編纂所影写本』）



武田信玄画像（高野山成慶院・重要文化財）

以上は早川町の雨畑・奈良田方面の御巢鷹の資料である。前節に掲載した当村の文書との類似点は、早川町のもものは巢鷹を上納すれば棟別銭（むなべつせん・家屋の棟別に課せられた税）を免除し、これを怠れば徴収（軽罰）というのである。本村の場合は「諸役一円免除」で本年貢以外の租税はすべて免除ということ、巢鷹上納についても租税の減免、免除の措置が取られている。

### 武田信玄画像

高野山成慶院には、長谷川信春（等伯）が描いた信玄晩年の肖像画（重要文化財）が残されている。長谷川信春は桃山時代の画家で能登国（石川県）七尾の人で、青年時代から仏画・肖像画を描き京都に出て狩野派を学んだ。

この絵は上畳の上にとっしりした体躯の信玄が座し、左側に太刀を配し、右背景には、枯木に静止した「鷹」を配している。信玄の姿は甲斐源氏の嫡流にふさわしく、人を射るような眼光の鋭さ、智謀のみなぎった筆致の英雄像

はいかにも巨星を彷彿まほうと描き出した名画である。

この絵で注目したいのは、右上背景に配された、枯木に静止した信玄愛鷹の姿である。らんらんと光り輝やいたその眼光はひとときは鋭く、今にも獲物に飛びかかろうという目付きである。主人の信玄をも威嚇するかのようにも思われる。腹部の白い斑も鮮明であり「おおたか」の類ではなかるうか。このように信玄の身辺に鷹を配して自身を描かせているので、信玄も大の愛鷹者であったと思われる。また、つづじが崎城下には鷹師町という地字名が残されている。しかし一説には「武田信玄は家臣及び領民に対して、鷹狩が無奉公の源になるとして一切を禁止し、」（『古文書入門叢書』6・雄山閣）とあり、戦陣に明け暮れたその時代としては、禁止令もうなづけるところである。

### 鷹狩りは遊誤のものではない

戦国争乱期には鷹の愛用も一時すたれたが、徳川家康の天下制覇後、再び復活された。『徳川実紀』（第一編・付録 卷二十四）に左の記録がみられる。

慶長四年十一月の頃大坂におはして。世の中もやゝ静かなれば。増田右衛門尉長盛めして。我若年より鷹狩をもて楽とす。近年は故国を離れ当地に滞留して。何の暇もなきまゝ。鷹の据様だに忘れたり。此頃世も穩なれば郊外に出て鷹試み。少しはこゝろをも慰めむと思ふ（落穂集）。

慶長四年（一五九九）大阪に在城の家康は、遠く故国を離れ鷹狩りに出る暇もないままに鷹の据えすよう（扱い）も忘れてしまったほどだ。近年世の中も平穩になったので、若いころから好きであった鷹狩りを広い郊外に出て思いきり遊んでみたい。そうすれば心のやすらぎにもなるであろうと、しみじみと述懐したのである。また同書に、

鷹狩は遊誤の為のみにあらず。遠く郊外に出て。下民の疾苦。土風を察するはいふまでもなし。筋骨労働し手足を軽捷ならしめ。風雪炎暑をいとはず奔走するにより。

をのづから病など起ることもなし。その上朝とく起出すれば宿食を消化して、朝飯の味も一しほ心よくおぼえ。夜中となれば終日倦疲によつて快寝するゆへ(略)。

元より遊戯に耽らせたまふにもあらず。一つには御撰生のため。一つには下民の艱苦をも近く見そなはし。山野を奔駆し身軀を勞動して。兼て軍務を訓練し給はんとの盛慮にて(略)。(中泉古老諸談)

鷹狩りはただ遊びのためのものではない。広い鷹野(鷹場、一般的には、將軍や大名が鷹狩りをする場所を指す)に出て鷹狩りをすれば、筋骨労働して足腰の鍛錬にもなり、朝も早く起き、夜中も昼の疲れで安眠でき健康第一である。

また軍務の調教にも役立ち、家臣の知行所の探索や、農民の生活ぶり、苦しみにも直接触れることができる。政治を進める上でも参考となり必要である。このような意味をもって家康は民情視察のために、しばしば鷹狩りに出かけ農民の生治の実態を把握したり、それを領内の支配に役立てたのである。

#### 御巢鷹の制度

徳川家光の寛永三年(一六二六)二月二十八日には「巢鷹制」が発せられ、巢鷹の発見、保護の制度が確立された。また同五年(一六二八)十月二十八日には、江戸近郊放鷹(鷹狩り)の地の制が発せられた。この時代の郡内領主は、鳥居土佐守成次であった。ここでは「巢鷹制」について触れてみたい。『徳川実紀』(大猷院殿御実紀)に左のような令がみられる。

○廿八日令せらるゝは。巢鷹見出せるもの。其身はいふ迄もなし。其地の五人組に至る迄。其年巢鷹の番をゆるされ。本人には褒賜有べし。はた新巢見出せるものには。其年の褒金より倍して下さるべし。もしかくしおくか。あるは巢の中より雛ぬすみとるものあらば曲事たるべし。たとひ後に発頭するとも。本人はいふ迄もなし。親族迄も斬に処せられ五人組は獄につながるべし。もし盗とりしものを。訴へ出るにおゐては。党与たりとも其つみをゆ



るされ褒金五十兩下さるべしとなり。

以上が『徳川実紀』にみえる「巢鷹制」の概要であるが、それは左記のような、五つの内容である。

①巢鷹を発見すればその者はもとより、その村の五人組（近隣五戸を単位に組織した自治制度）の者まで、その年の巢鷹の番を免除され、本人には褒賞を与える。

②新巢の発見者にはその年の褒賞を倍にして与える。

③巢鷹の発見をかくしたり、雛を盗取したものがあれば処罰（曲事・くせごと）する。

④それがあとになって発覚されたとしても、本人はもとより、その親族のものまで斬罪に処され、五人組の者も獄につなぐ。

⑤盗取したものを訴え出た者には、たとえ党与（その仲間）であっても、その罪を許され、褒金五十兩を与える。

巢鷹の発見者には褒賞が与えられ、五人組の者まで、その年の巢鷹の番を免除された。また、巢鷹をかくしたり、雛を盗取したものは苛酷なまでの処罰が加えられ、それがあとになって発覚されても、本人・親類までが斬罪に、五人組も獄につなぐという厳しい処置がとられた。

また一方、その訴人には、たとえ仲間（党与）であってもその罪は許され、五十兩という大枚の金を遣わす、というのであるから、斬罪という厳しさとは、およそちぐはぐな制度と思われる。

#### 鳥居元忠・成次の文書

次の文書は、郡内領主であった鳥居彦右衛門元忠が、御巢鷹御用について、鳴沢郷の地下人にあてた文書である。

鳥居元忠は天正十年（一五八二）、郡内領を受封し、以後、天正十八年（一五九〇）上総矢作に移封するまで、領主をつとめているのでこの文書は年代不詳であるが、元忠の在任期の八年の間のものである。今からおよそ四百年前にな

当山内江巢鷹候近辺、猥立入事、堅令停止候条、相背族へ、忽可加成敗者也、

(年未詳) (鳥居元忠黒印)  
九月三日〇

鳴沢郷  
地下人



鳥居元忠文書

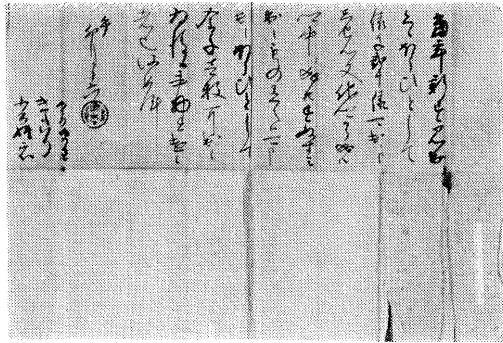
読みくだしは、

当山内、巢鷹候近辺へ猥りに立ち入ること堅く停止せしめ候条、相いそむく族(やから)は、たちまち成敗を加うべきものなり。

文意は、当山内はどこを指すのかはつきりしないが、富士山北面の御巢鷹山(六つ)を指すものであろう。その山の巢鷹のある近辺へは近寄ってはならない。そのことはかたく禁止されている。もしそれにそむいて、山稼ぎなどで入山するものがあれば、成敗(処罰・江戸期の軽罪)を加えるというものである。

鳥居家は徳川氏譜代の臣で、鳥居彦右衛門元忠は元龜三年(一五七二)の三方原の役で足に重傷を負った。天正十年(一五八二)本能寺の変後、甲斐国府中で北条氏勝の軍を破った。その功により郡内領を与えられた。慶長五年関ヶ原の役では伏見城の総大将として参戦したが、八月一日戦死した。そ

(鳴沢村現蔵)



鳥居成次のものと思われる文書

の元忠の二男が鳥居久五郎成次で、父とともに関ヶ原の役で戦功をたてた。その功により慶長六年（一六〇一）父の旧領であった都留郡を与えられたのである。関ヶ原の役で捕らわれの身となった石田三成を厚遇したのは有名である。

次の文書も当村現蔵のものであるが、黒印の印文を読むことができれば、だれの発給になるものが判明する。しかし署名がないので簡単な判断は危険である。先に掲載の・加藤・浅野・鳥居各氏の発給文書には、署名があり、その左横の発給月日に、いずれも黒印で、日の文字の上に押印されている。（浅野氏のは、一行で月日、署名、花押の順である。）

この文書も発給月日のの上にはつきり押印されているが、印文の中心部分は墨がにじんでいて判読できない。他の秋元氏代官連署証文のいずれもが、自署のあとに押してあるので、日の上に黒印が押されていることと、慶長六年に鳥居成次が発給した「材木・御菓鷹御用」文書に押印した印影が、これに酷似しているのが鳥居成次の発給文書ではないかと思われる。

してみると、発給月日に「午卯月十六日」とみえるので、成次の在任期の午年を探してみることにする。慶長十一年（一六〇六）が丙午、寛永七年（一六三〇）が庚午の年となるので、そのどちらかの午年に発給された、鳥居成次のものと判断したい。

当年新す見出「候ハ、ほうひとして、」俵子式十俵可出之候、「志せん又他郷から成共、」郷中ニ成共、「すぬすミ」出候もの有之ハ、可申「出候、ほうひとして」金子杓枚可出候、「為後日書物遣候」者也、仍如件

(年未詳)  
午

卯月十六日○(黒印)

なるさわ

きもいり

小百姓衆

(鳴沢村現蔵)

読みくだしは、

当年新巢見出し候はば、ほうびとして、俵子二十俵これを出すべく候、又、しぜん他郷から成るとも、郷中に成るとも、巢ぬすみ出し候ものこれ有らば、申し出すべく候、ほうびとして金子一枚出すべく候、後日の為書き物を遣せ候ものなり、よって件の如し。

今年新巢を発見したものは、俵子(たわらご、なまこの形をした俵)二十俵(匁)を給付しよう。また、万一、他郷(一般的にはよその郡)から、または郷中(その地方・その郡)のいづれからでも巢鷹を盗み出す者があれば申し出るように、その褒美として金子壹枚を与える。という内容で最後に、後日の証とし書き物を遣わすというのである。先の『徳川実紀』の巢鷹制に通ずるものがあるが、ここでは巢を盗取した者の処分については触れず、巢守りについては厳重にし、新巢の発見者に、また盗人の訴人には褒賞を与え、村中あげて巢鷹の監視発見に努めるよう達していることがうかがえる。

宛先も、なるさわ・きもいりが仮名書きで、小百姓衆は漢字となつてゐる。きもいり(肝煎)は庄屋あるいは名主の別称である。小百姓は名子(なご)ともいい、一般的には下男・雇人・貧窮農民・下層農民・小作人などを指すもので、お上の威信をかさにし、百姓をあざわらうような文言である。

御巢鷹の羽ふりと御巢鷹見

次の文書は秋元家の代官、安中五郎兵衛・高山又兵衛兩名連署のみえる、御巢鷹御用についての書状である。秋元氏三代は寛永十年（一六三三）二月三日、但馬守泰朝が三千石の加増をもって、上州総社から甲斐国郡内領一万八千石に入封したのがはじまりで（秋元家譜）以来、二代富朝、三代喬知と続き、宝永二年（一七〇五）三月二十三日、喬知が武州川越に移るまで（古山日記）、約七十二年間郡内領を支配した。

この文書は年代不詳であるが、あて先は鳴沢村の庄屋・御鷹見中で、はじめて「御鷹見」という言葉がでてくる。村方のどのような役職をいつたのであろうか。

当御巢鷹之儀にて、何共ふ申来候儀、ふ審存候、例年ハ、「正月末を羽ふり之」儀、注進仕、段々申「来候処ニ、当年さたも」ふ仕候、殊ふ届之至ニ候、「定而最早巢本大方」見定可申候間、急度「書付を以可申来候、」

一、只今迄何共さたふ「仕候儀、御仕置をも」ゆるかセニ存、何とそ「かくし候而、他所之」ものと組合、巢鷹ぬすみ候かと、「存候、此申分急度、」可申越候、以上

二月廿五日<sup>（年未詳）</sup>

安中五郎兵衛<sup>⑨</sup>  
高又兵衛<sup>⑩</sup>

成沢村

庄屋

御鷹見

参

（鳴沢村現蔵）

読み下しは

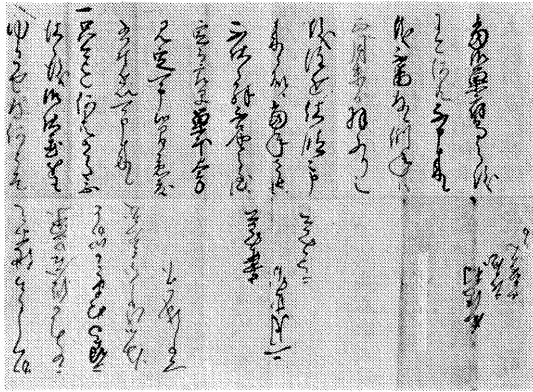
当御巢鷹の儀にて、何とも申し来らず候儀、不審に存じ候、例年は正月より羽ぶりの儀注進つかまつり、段々申し来り候ところに、当年沙汰もつかまつらず候、殊に不届きの至りに候、さだめて最早や巢本大方見定申し候間、きつと書き付けをもつて申し来るべく候、一、只今まで何ともきた仕らず候儀、お仕置きをもゆるがせに存じ、何とぞかくし候て、他所のものと組み合わせ、巢鷹ぬすみ候かと存じ候、此の申し分、きつと申越す可く候、以上。

内容は、今年の巢鷹の様子について、何の報告のないことは誠に不審に思われる。例年は正月より羽ぶりの様子を順次(段々に)報告してきたのであるが、当年は二月の今になつても音沙汰なしで、誠に不都合千万である。

二月も末のことであるから、もう鷹の巢本も大方見定めたであらう。このことについて必ず文書をもつて報告するように。

只今まで、何の沙汰もしてこないことは、お上の取り締まり(刑罰・処罰)をも無視する行為である。また、何とかしてかくし、他所のものと組み合わせ盗んだのではないか。この申し開きを必ず申し越すように。というものである。

この文書に、「正月末を羽ふり之儀」という言葉と、あて先の「御鷹見」という二つの言葉が新しくみられる。『地方凡例録』によるとその意味を知ることができる。



秋元氏家老の名がみえる

此山アル村ノ支配ノ内ニアル代官所ガヘノ節、先代官ヨリ演説書ニ取計カタ悉ク書ノセ云オクル也、年々正月初旬ノ頃、羽ブリ（雌鷹巢ニコモレバ雄鷹餌ヲハコビテ巢ノ上ヲ舞フ、由テスゴモリヲ知ル也、是ヲ羽ブリト云）有無ヲ吟味シ、羽ブリアレバスゴモリノ場所ヲヨク見届ケオキ、村方ヨリ註進シテ其時手代差出シ見分致サセ、其旨御代官ヨリ御勘定所御鷹方ヘ届ケ御下知ヲ伺フナリ

一巢鷹成長シ居上ニナレバ、又伺ヒ村方ヨリ註進ノ趣トゞケ書差出セバ居上見分ノ為御鷹匠ヲツカハサレ居上ニナル、尤御巢鷹山アル村カタニテ、前々ノ仕キタリアル村ノ功者ナル御巢鷹山ノ有無ハ、村鑑籍ニノセテサシ出ス也これによると、御巢鷹山を持つ村の巢鷹の発見から居上までの保護管理のことが明確になる。

①年々、正月初旬ごろから、親鷹の羽ぶりの様子で、巢ごもりの場所を確認し、村方の役人より代官所へ注進（報告）する。

②代官所では現地へ手代を派遣し、巢鷹の調査を行い、その結果を御勘定所の御鷹役人に届け、以後の指し図をうける。

③巢鷹が成長して居上になれば、村方よりその旨の書き付けを提出する。居上の調査に鷹匠が派遣され、その結果居上（巢下ろしのことか）になる。

④御巢鷹山を持つ村方で、前々からの仕来りで、巢鷹についての功者（熟練者）があれば村鑑（村明細帳）に載せて差し出す。

以上のような内容になるが、「羽ぶり」のことは、雌鷹が卵を抱いて巢にこもれば、雄鷹が餌を運ぶため、巢の上を旋回することにより、巢鷹の場所を確認することができるというものである。先の本村文書の「巢本大方見定可レ申候間」の「巢本」は、羽ぶりのあった場所を指すものであろう。

「御鷹見」については触れていないが、正式に領主が任命し扶持を与えて鷹の保護管理をさせたものでなく、村方の百姓の中から選ばれ、交代で巢鷹の監視をしてきた村役人のことではないかと思う。それは「前々ノ仕キタリアル村の功者ナル御巢鷹山」というのであるから、以前から村方で御巢鷹のことについて熟練（功者）したものを指すからである。また「御鷹見」はこれら村方の巢守りのことをいっただのであろう。

つぎの二つの文書は本稿脱稿後発見された渡辺泰一家のものである。その一つは享保二年（一七一七）六月、名主・組頭が代官所へ差し出した「差上申口上書之事」の中に御巢鷹見のことが記録されている。

差上申口上書之事

一 御巢鷹見之儀先年々、成沢村惣百姓順番ニ罷出見出シ、差上ケ申候、成沢村之儀無年貢ニ而罷有候得ハ、給扶持、御褒美と申儀ハ無御座候事、

当年御巢鷹見之儀、二月十五日々、五月晦日迄、毎年先年之通り、村中順番ニ拾人つゝ罷出見廻り申し候、五月二日々晦日迄ハ拾人之外ニ五人つゝ、先年之御巢鷹之訳能存候者共差添、毎日拾五人つゝ出シ申候、右五人之者共ニハ、一日ニ日用銭壹人ニ百五拾文つゝ村中々集くれ申候、随分精ヲ出し見廻り申得共、（候）火カ一切御巢鷹無御座候、此上成沢山之内ニ、御巢鷹御座候と申者御座候ハ、何分之越度ニ茂被仰付候、以上

享保二酉年六月

成 沢 村

名 主 伝 兵 衛印

同 源 兵 衛印

組 頭 三 左 衛 門印

同 金 左 衛 門印

御 代 官 様



右文書の文意は御巢鷹見のことは、前々から成沢村の惣百姓たちが順番に出勞し、巢鷹を發見して差し上げてきたため村は無年貢であつた。そのため給扶持、御褒美は受けていない。

今年の御巢鷹見は、二月十五日から、五月晦日まで、先年の通り村中が順番で一日に十人ずつを繰り出して御巢鷹の發見に務めてきた。五月二日から月末までは、十人のほかに、経験者（御巢鷹の訳能く存じ候者）五人を差し添え、毎日十五人で御巢鷹發見をしてきた。五人の者には、村中で金を集め、一人一日に百五十文の日当を出し、ずいぶん精を出し御巢鷹山を見回り御巢鷹發見に務めたが、御巢鷹の發見には至らなかつた。

以後、成沢山の内に御巢鷹があると申す者があれば、なにぶんの越度おちどにも仰せつけられてもしかたがない。

文意は以上であるが、この年は五月以後、連日十五人を出勞させて巢鷹の發見に山内をかけ巡つたが一巢も發見できなかつたことを代官所に報告したのである。また、ここでは、具体的に巢鷹を發見する期間を知ることができる。毎年二月十五日から五月末日までの約百余日である。御巢鷹見の出勞者は延べ約千二百人で現在の勞務者一日の平均賃金一万円を基準に計算すると一千二百万円にもなり驚くべき奉仕であつたことがわかる。

次の文書は、秋元家の三家老職高山新五左衛門・町田佐五右衛門・高山伝右衛門が、成沢村庄屋、百姓にあてた、駿河境丸山の巢鷹山案内についての文書である。

昨日申付候通り、三留主居其元へ指越候、駿河境丸山能と案内仕、見出可申候、小立村弥三左衛門ニも、参候得と申付候間、弥三左衛門をも召連案内可仕候、為其如此ニ候以上

同 善左衛門 ㊦

同 弥市右衛門 ㊦

三月廿六日

高 新 五 左  
町 佐 五 右  
高 伝 右  
印 印 印

成 沢 村

庄 々  
百姓中 (渡辺泰一家文書)

読み下し文は

昨日申し付け候通り、三留守居 (三家老) がそこ元へ指し越し候、駿河境の山境 (丸山) よくよく案内仕り、三留守居ニ見出し申すべく候、小立村弥三左衛門にも参り候得と申し付け候間、弥三左衛門をも召し連れ案内つかまつる可く候、其の為此如くに候。

文意は昨日申しつけた通り、三留守居がそこもとへ出向くので、駿河国境 (丸山) をよく案内し、三留守居に御巢鷹を見せるように、小立村の弥三左衛門にも来るように申しつけてあるので、弥三左衛門も一緒に召し連れ案内する。ように、というので、小立村の弥三左衛門は御巢鷹発見の熟練者であろう。

『甲斐叢書』所収「甲国地方雑記」の (御巢鷹の儀に付品々申送) の中に次のような、御巢鷹についての覚書がみえる。読み下し文として掲載する。

〔一〕御巢鷹の儀に付覚書

一 例年正月二十日過ぎより、御巢鷹役人ども、御巢鷹山名主、巢守り共召し呼び申し渡し候趣。

一 例年の通り御巢鷹随分念入り大切に相守り、彼岸に至り候は、早速山入り致し山内相回り、親鷹の羽ぶり見及び次第、早速注進致すべく旨、名主、長百姓、巢守りどもより証文を取り、例年の通り御巢鷹山羽ぶりならびに、巢元相極め巢下ろしの節、委細に書き付けこれを渡し候、左に記し候、

先年江戸表より遣わされ候御書付の御文言

一羽振り相見え番人付け置候日限の事

一玉子具割れ日限の事、尤も具割より二廻りほど過ぎ候て巢下ろしの事、

一親鷹の生委細に見覚え注進致すべく事

一先達て仰せ渡され候通り雀鶴随分心付き見出し注進致す可く事

一親鷹児鶴ともに赤生は名巢逸物に候間古来より赤生の場所はもちろん、外にても見出し次第注進致す可くこと

一親鷹の生児鶴は赤生にて、鶴は外の生、又児鶴は外の生にて、鶴は赤生にてこれ有歟、委細注進致すべく候、此の外の鷹にても、また鷹母鷹の生違候訳、是又注進申し出さずべく事

右の通り随分油断なく大切に心がけ注進申し出さずべく候 以上

月 日

○校者曰、嵯峨野物語に「鷹は大たか也、鶴ははいたか也、はし鶴とも申云云」とあり鷹の一種にて小鳥を捕へしむ

一御巢鷹役人羽振りの時分より巢下ろし前々迄度々吟味なし、御巢鷹山の村々相回り申し候

一御巢鷹村々彼岸初より山入り仕り、山内相回り羽振り相守り、見及び次第、遠羽振りの注進致させ候

一巢元見付次第巢守り共に神文申し付け、巢鷹番等致させ候、卵割れ次第注進致させ候

一御巢鷹村々巢守りの者共、彼岸中より山内見分致させ、農業相止め候に付き夫食として米五、六俵ほどずつ村柄に応じ遣わし来り候

一巢元相極め候えども猥りに入込み申さざる様に、札ヲ山の口々にこれを建て候

(略)

一御巢鷹一巢に付き米拾俵ずつこれを遣わせ候、たとい置巢、或は卵にて御用にこれ無く候ても家業ヲ相止め働き候に付き、巢数の通り拾俵ずつ遣わせ来り候

一餌雀の儀、鷹下しより三十日程前より府中近所の村々え申し付け作間に捕らせ、老羽に付賃銭貳分五厘ずつの積りこれを遣し、雀持ち込人足賃道法老厘老羽に付、鐙式文四分の割をもつてこれを相渡し候

右は甲斐国御巢鷹の儀に付き覚書、松平甲斐守家米差し出し候覚書引き写し渡し申し候、以上

亮保九辰年六月

河原清兵衛印

亀田三郎兵衛殿

この御巢鷹の覚え書きは、甲斐国の領主であった、松平甲斐守吉里（柳沢吉保の子）の家来が、河原清兵衛に差し出した、御巢鷹山に関する覚書で、同人がそれを引き写した「申渡書」で、あて先人は亀田三郎兵衛となっている。日付けは享保九年（一七二四）六月である。

この年の三月十一日には、柳沢吉里は大和国郡山（奈良県）へ所替えを命ぜられている。以後甲斐国は幕府の直轄地として、代官の支配するところとなった。差出人の河原清兵衛は『甲州文庫史料』所収の「甲斐国御領地御代官控」によると、享保六丑年（一七二二）八月四日から、同十一年（一七二六）六月十二日まで、郡内の上郷、下郷を支配した谷村御役所の代官である。

名あて人の亀田三郎兵衛（『甲州文庫史料』『山梨郷土史年表』は三郎右衛門）であるが、同書によると、享保四年（一七一九）四月十二日から、病没の同十二年（『甲斐国志』は同十三年病没で十二年は誤りとある。）まで、上飯田御役所の代官であった。この覚書によって巢鷹の羽ぶりから、巢おろし、巢子、親鷹の種類、生態、保護管理に対する扶助のこと

などを具体的に知ることができる。

- ① 例年正月二十日過ぎより、御巢鷹役人が巢守り共を呼び寄せ、巢鷹の管理保護についての細部を申し渡した。
  - ② 彼岸に入ったら巢守り共を御巢鷹山に入山させ、山内を見回らせ、親鷹の羽振りを見たら、名主、長百姓は巢守りから証文をとって、鷹役人に報告させる。
  - ③ 羽振りが始まったら、番人をおいて見守らせる。
  - ④ 玉子具割(6)(雛にかえることか)より二廻り(約十五日〜二十日間)ほどすぎたところで巢を下ろす。
  - ⑤ 親鷹の生をよく見覚え、委細に報告させる。
  - ⑥ 先に通達の通り雀(鷓)(とび)の鷹)、鶴(はいたか)には心をくばり発見させ報告させる。
  - ⑦ 親鷹、児鶴(たか)とも赤生(意味不明)は名巢逸物で、古来から赤生の場所はもちろん、発見次第報告させる。
  - ⑧ 親鷹の生児鶴は赤生にて……この項は意味不明であり、後考をまちたい。
  - ⑨ 御巢鷹役人は羽ぶりの頃から、巢おろしの時期まで、御巢鷹の村々を回村し、その様子をこまかく調査する。
  - ⑩ 御巢鷹の村々の者に、彼岸の初めから入山させ羽振りに注意し、遠くからの羽振りも注進させる。
  - ⑪ 巢元を見付け次第、巢守りどもに神文(誓約)を申しつけ、卵が割れ次第報告させる。
  - ⑫ 御巢鷹の村々は、巢守りのため、彼岸中より農耕を止め、山内を見回り巢鷹の発見に精を出しているので、夫食(ふじき・食糧)として、村の貧富をみて、米五、六俵ずつを給付している。
  - ⑬ 巢元がきまった後、百姓どもはみだりにその近辺へ入って山稼ぎをしてはならない。そのため禁制の高札を、巢鷹山の入口に建てておく。
- 以上十三項目にも及ぶ覚書で、代官が鷹役人を通じて、村方の名主や百姓に、巢守りの細部について、毎年申し聞

かせ、またその働きに対して見返りとして、支配者側の夫食給与などの対処が具体的に示されたものであり、当村現蔵の九通の御巢鷹文書に通ずるものである。また「御鷹見」については、この覚書にしばしばみえる、巢守りのことをいうのではなからうか。

つぎの文書も秋元家代官四名の連署のみえる、本村現蔵の御巢鷹御用の書状である。

急度申遣候、其元ニ而、「本巢五巢ノ分ハ、もはや」見出し候、上すハ先日「見へ申候由申越候、残而」忒すも見へ候ハ、早々「可申越候、いよく」大事ニ仕、番を付置可申候、するか境「之御すたかニ念を入、」番付置可申候、一、本すハ見出し申候、何」とそ新す忒す「も忒す」見出し、さし上可申候、「江戸々高山七エ門御すたか」之儀ニ付被遣候間、見出し「さし上申候ハ、御ほうひ」大分可被下候間、其段百姓「共ニも可申付候、以上

(年未詳)

五月十九日

高新五左 (黒印)

町左五右 (黒印)

市七右 (黒印)

高伝右 (黒印)

成沢

庄屋

百姓中

参

(鳴沢村現蔵)

読みくだし文、

急度(きつと)申し遣わせ候、そこもとにて、本巢五巢の分はもはや見出し候、上巢は先日見え申し候由申し越



これに対応する村方の巢守りの担当者はたいへんな苦勞であった。富士北麓の春は遠い。二月は厳寒期であり、山は雪深い。このころから山に入り「羽振り」の発見に精を出し、以後六月の農繁期に巢おろしをするまで、約五カ月間を山にこもっていたのである。

この文書は初めて巢鷹山の場所に触れている。「するか境之御すたか」といつている。甲・駿の国境を指すのであろうが、その場所は広大な富士山麓だけに漠然としてわからない。鳴沢村から駿河境までといえ、近いところでも直線コースで十キロにもおおよぶ。道路の整備もされていない当時のことであり、その距離は今では想像することもできないであろう。

### 伝承文化にみえる巢鷹の捕獲

先にみた『日本民俗文化大系』（小学館）には、古くから伝承文化として今に伝わる、鷹狩りや、鷹の飼養、調教などの記述が具体的に記述されている。それは山形県最上郡真室川町関沢地区と、秋田県雄勝郡羽後町仙道地区に残されたものの紹介である。それによる鷹の捕獲、飼養、調教についてをつぎに紹介する。

鷹を捕獲する方法には、巣子を捕らえるのと、出鷹を捕る方法の二つがあるという。巢窠りして生まれた雛を巣子とよび、これを得るには三月末草木の萌える以前に奥山に入り巢をみつけておき（羽ぶりのことか）、五月末ごろ卵がかわるので、その後十五日～二十日の間に雛を捕らえるのだという。

関沢地区では巣子を捕らえるのに、親鷹の攻撃に備えて厚手の衣類をつけて巢にちかづき、雛の代わりに赤い布きれを入れ、巣子を捕らえてくる。仙道では巢の近くで火を焚いて燻し、親鷹が驚いて巢を離れたすきに雛を下ろす。

成鳥が飛行しているのを出鷹といひ、晩秋のころ鶏か白兔を囿おとりとし誘おびき寄せ、網で捕らえる。それから半月間ほどして暗箱にいれたまま出鷹を放置する。



以上が今に伝わる巢子、出鷹の捕獲方法であるが、ここで判明したことは、羽ぶりから巢おろしの時期と、巢鷹の捕らえ方である。次の記録は郡内富士北麓の巢鷹の捕獲方法が記述された、『北富士すその物語』の一節である。

(略)この辺り八十町歩は一名「お鷹丸尾(おたかまるび)」とも称して、古来より大名が、鷹狩りに使うべく鷹の天然養殖をなし、捕獲を厳禁したと云われている。鳴沢方面の鷹の巢山と共に岳麓二ヶ所の鷹の天国であった。こうして保護養殖された鷹は高張り網で捕獲された(略)。

と記述され、富士北麓のお鷹丸尾(富士吉田市・山中湖村)と、鳴沢方面の巢鷹山は、鷹の一大天然養殖場として、大名や、領主が古くから目をつけ、その保護管理に務めたことがうかがえる。巢鷹の捕獲に使った「高張り網」を絵入り(浮世絵草子)で紹介しているのも興味深い。以上みてきたが、巢鷹の保護には、巢子(雛)を捕らえる方法と、出鷹を網で捕る二通りの方法が富士北麓の御巢鷹山にあったことが考えられる。

このようにして捕らえられた鷹の雛や出鷹はどのようにして、鷹狩り用の鷹に育てあげられるのか、さきの『日本民俗文化大系』によってみてみたい。

まず捕獲された鷹の飼育は長期にわたって、細心の注意のもとに行われた。巢子は晩秋まで育てられ成鳥となる。ツメ・クチバシなどの鋭利な部分を刃物で切り取り、鷹部屋の暗箱に入れ半月ほど絶食させ、次いで灯火・馬車をはじめ、順次外界にならし、両足に小足縄(コアシナワ)をつけ、鷹匠の甲手(コテ)にすえる。足首に革をあてがい、麻紐を後指にからげて足皮を装着する。これにコアシナワをつなぎ、一方の端を鷹匠が握る。

コテには皮か厚手の布を用い、中に綿を入れる。鷹匠はこれを腕にはめる。鷹を甲手に据えたまま給餌をおこなひ、よくすわるように仕込む。これとともに爪を調整する。次にコテに飛来させる訓練に移る。初めは空腹にして綱をつけ餌を見せてすぐ飛んで来るようにし、これができたら綱をはずし飛行させる。

こうした訓練のことを繫鷹法けいようほうとよんでいる。その基礎が固まったところで獲物の捕獲訓練にはいる(馴鷹法じゆんようほう)。鷹を高い所に止まらせ、皮で作った疑似兎を出して飛びかからせる。場所や距離を調節して遠い所からでも攻撃できるようにする。

最後に実地訓練をする。鷹を空腹にさせて狩場に出る。鳥や兎を発見すると鷹の爪に力がいいる。コテを通してそれを感じると、鷹匠は「そりゃ行げ！」と声をかけると同時にコアシナワを放す。獲物を捕らえてきたら、それをはずし、餌箱の肉を与える。こうして正月前後までに一丁前いっちょうまえの鷹に仕上げを。

江戸時代のことについては、研究不足ではっきりしないが、このように伝承として東北地方に残る、繫鷹法・馴鷹法は古くからの伝統であり、江戸時代の鷹匠もおそらく、これに近い鷹の訓練をしてきたものと思われる。

鷹の菓子おろしから約一カ年間、長い時間と労力がかけられるのである。この地方で使われる鷹は、オオタカ・クマタカ・ハヤブサのようである。

注・鷹屋・鷹を飼育する小屋。足緒あしお・鷹が逃げないようにその足をつなぎ止めておく紐。鷹の子を取る時期：陰曆六月ごろが適期とし、いわゆる夏飼いをする。(『今昔物語』巻第十九)

### 御巢鷹の献上

巢おろしされた鷹の菓子は、村方の手によって江戸表の御鷹部屋に護送されるのであるが、道中、御巢鷹を入れる鳥かごの仕様や、釣台のことなどがくわしく記録された谷村代官所の役人から、鳴沢村の名主あてに出された書状が、鳴沢区の渡辺泰一家に現蔵されている。その内容を紹介すると次のようである。

(略)

一かこ之儀左ニ志るし候通、其方ニテ仕立可申候、此方ニかこ返り候もの払底ニ候

御書付之写

一かこ 高式尺式三寸ニいたし、かご之内里うきうにてはり、風まど式寸四方引とニ両方江阿け、ふたも内江里うきうをはり、台わくをいたし、かご之内とまり輪わらニ而いたし紙ニ而まき、輪之内くほく輪之外江ふ出様、輪之廻りよもき輪高サ程敷、御鷹さむくなき様ニかこい可申候、

一かこ 老人持ニ而ハかごゆれ、御鷹痛候所ふ宜候、兩人持ニいたし、ゆれさるやうニいたし可申候、

一納候節も右同断、同じくハ納候節ハ釣台ニのセ持、ゆれさる様ニいたし能々仕、右江戸へ申来候御書付写遣候間、其通かこ仕立可申候、前々かこことハ違有之候為念申遣候 以上

五月廿五日 役 所 廻

成 沢 村

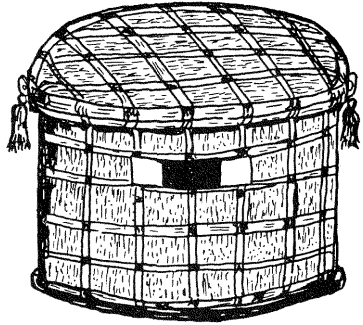
名 主

此書付写置、追而可返候、以上、

右の文書によると、鳥かごはかつては谷村役所で調達した様子であるが、かごが払底(ない)したので江戸からの通達通り書面にしたので、その仕様の通りのかごを仕立てるようになつたのである。(今までの鳥かごと仕様が変わったことも伝えている)。

その仕様によると、かごの高さは一尺二、三寸(約四十センチ)、直径二尺余り(約六十センチ)とあるので平たい円筒形のものであつたと思われる。材質の記録はないが、この地方には古くからすず竹によるかご、ざる等の生産曲げ物の加工もあつたので、このいづれかが使われたのではないかと想像できる。

円筒形の枠組みを作り「かこの内里うきうにてはり」とあるが、筆者の想像では畳表に使われる耐久性の強い琉



鷹献上用のかご想像図

球表きゅうひょうのことをいうのではないかと思われる。風窓も二寸（約六寸）四方に明け、両開きの引き戸がつけられる。ふたにも琉球が張られる。とまり輪は藁で加工し、その上を紙で巻き、輪は「輪之内くぼく（窪く）輪之外江ふ出様」にとあるので、現在みられる小鳥の巢のようにも思われる。輪の周りには、「よもぎ・輪高サ程敷」とあり、植物のよもぎを加工した「もぐさ」を敷きつめたものと思われる。「御鷹さむくなき様ニ」と、もぐさで囲ったのであろう。

また、御巢鷹護送の注意として、一人持ちではかごがゆれ、御巢鷹が痛むので二人持ちにするようにと注意している。おそらく釣台の上のせて二人で差しかついだものと思われる。

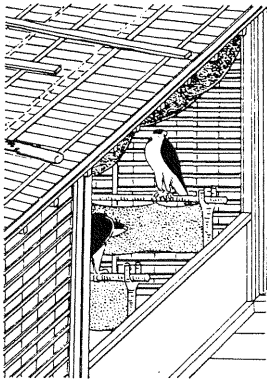
このようにして甲州道中を三日間をかけて江戸の御鷹部屋へ運び献上したのである。なお道中は二人のほかには御巢鷹に餌鳥や水を与える者、釣台をかつぐ交代者、警護の村役人などが動員され、本村の年中行事を通し最大の行事であったことが考えられる。

次の文書は御巢鷹の受領書ともいえる「覚」で鷹役人が村の名主にあてたものである。渡辺泰一家のものである。

覚

一御巢鷹鶴耆連 是ハ羽痛有

右者、其村御巢鷹耆巢四連、御鷹部屋江差上候処、三連御用ニ無之ニ付相返候、鶴耆連御鷹匠方御請取手形出候ニ付、書替如此ニ候、以上



鷹屋（春日権現験記）

### 江戸時代の鷹狩りの実態

諸国から献上された鷹の巢子は、幕府組織の鷹匠頭支配の御鷹部屋で、鷹匠の手によって調教訓練が行われた。そこで飼育された鷹は、「御捉飼場」（おとらえかいば）で、獲物を捕獲する実地訓練を行い、將軍や大名の鷹狩りに備えたのである。鷹狩りを行う場所を、御鷹場（留場・拳場・狩場）とよび、江戸周辺には將軍の御鷹場があり、鷹匠頭以下の鷹場役人が統轄、管掌していた。

年号は不明であるが、戊年の六月十二日鳴沢村で一巢四連（一連は一羽）の鷹を献上したが三羽（三連）は不用であるから返す。一羽の請取手形を鷹匠が書き替えて渡すというものである。春先の凍りつくような寒い時期から、大勢の村人が農作業や家事を犠牲にして動員され、百日間以上山にこもって巢鷹を求めてきた結果が、三羽が返されるという情ない一枚の受取手形であった。残念でならない。

ここで「一巢四連」ということがみえるが、本村では例年、御巢鷹五巢を献上することになっているので、一巢平均四羽（四連）として二十羽ずつが毎年献上されていたことになる。

近世初頭には江戸城周辺の東金・越谷・忍・鴻巣・相良・中泉などに幕場が設定されていた。また、御三家・御三卿・家門・連枝・藩主などが幕

戊

六月十二日

嶋田常右衛門<sup>㊦</sup>

竹内又助<sup>㊦</sup>

郡内領成沢村

名主中

府から拝借した御鷹場を「御借場」といった。

幕府が設定した「御鷹場」には、將軍や藩主・大名が円滑に獲物を捕獲できるようにするため、鳥場に鳥（鶴・白鳥・きじ）を飼いつける役職が置かれていた。その役を「綱差役」といって、諸鳥の飼いつけ御用を務めていた。鳥の種類によつて飼いつけの方法も違ふが獲物の中でも逸物である鶴の餌付けについて、その方法を紹介する。

初秋、稲刈り後、綱差役は長い経験をかき、適当とみた場所に「鶴代」を造り、飼いつけ鶴にねらいを定める（鳥当て）。毎日鶴の相手をしなから餌付けをしていると抵抗なく鶴は餌場に集まってくるようになるという。

飼いならした鶴の脚部に金具をつけ飼いつけ紐を通す荷付けを完了する。荷付けがすめば、十町でも二十町でも鶴を引き回せるようになり、鶴を自由にあやつることができるようになる。綱差役はこのように神技ともいえる熟練した技術を持っていた。

綱差役によつて念には念を入れた鶴の仕込みが行われる。將軍の御成り日が近づくと、その刻限に合わせ本番さながらの寄せ方などの予行演習が行われた。



鷹匠（春日権現験記）

このように鶴を獲物とした鷹狩りを「鶴御成り」といい、寒入りのあとに行われ、雉・鶉・雁・鴨などもその対象とされた。獲物の中では鶴は最高に珍重され、年度初めての獲物は、内裏に献上する習慣さえあった。鶴が捕らえられると、鷹匠は將軍の御前で刀をとり、左腹の脇をさき、内臓を出して塩をつめ縫い合わせ、京都御所まで運送した。

これら一連の鷹狩りは単に將軍の個人的趣味からでたものではなく、さまざまな要因が考えられる。一つには將軍の威信であり、一つには武士の士氣

高揚を目ざし、団体訓練を機能的に進めるためでもあり、さらに農民に知らせるためであったといわれている。

「鶴御成り」の舞台裏の諸準備がすむと、いよいよ御成り日である。かり出された農民の勢力人足に見守られた狩場では、貝の鳴り物を合図として始められた。一般に飼い付け場へは鳥見役や綱差役の先導で獲物にちかづき、將軍のほかは御側衆・小姓・小納戸・鷹匠など少数の者にとどめ、他の者は遠方に控えた。鶴の寄せ方にも秘伝があった。鶴が餌を食べている時や静止している時を見はからい、鷹匠は鷹を將軍に渡し、將軍は頃合いを見て鷹を放し、鷹は獲物を目がけて飛びかかるといふ仕組みであった。

鷹を放つ間合いが重要で熟練を要したという。鶴が飛び立たないうちに鶴を倒せば、その鷹は大鷹といわれ紫の房が贈られた。また獲物が捕らえられると従者がすぐかけ寄ってこれを押さえた。その者には三両、鷹匠には五両の褒賜があつたといわれている。(この項『鷹場資料の読み方・調べ方』・雄山閣)

#### 鳴沢村管理の御巢鷹山とその名称

『甲斐叢書』所収の「甲陽旧尋録」(年代・著者不詳)に次のような記録がみえる。「一甲斐国は四方嶮山多くして、先年は所々巢鷹山これ有り、武川筋には芦倉山、北山筋には御嶽入、郡内領は富士山、丹波山、此外河内領山々これあり」とみえる。富士山は富士の北麓一帯を指すものであらう。

すでに述べてきたが、「御巢鷹山」は、鷹狩りに使う鷹の雛を入手する山林のことをいい、幕府あるいは領主の支配になる官林を指すものであり、別称、巢山、御巢山、御鷹の巢場、御鷹林などといわれていた。本村に所在した御巢鷹山の保護管理は、すべて鳴沢村の名主や百姓が代々力を合わせその任に当たってきた。

ところでその御巢鷹山が、村内のどこに所在していたのか、現在の手もと資料だけではその位置を的確に知ることはむずかしい。ここでは鳴沢村現蔵の古文獻を中心に調べてみたい。次の文書は秋元家の代官、高山新五左衛門・

町田佐五右衛門・高山伝右衛門の三名の連署がなされた覚書である。

覚

一、其郷成沢村、当「御巢鷹之羽ぶり、」大すみ天神屋屋きもの屋きさかい目、以上四巢、当二月廿四日・三月朔日・同十二日ニ此方へ注進仕候、弥「右之巢元相定り候はん間、様子可申越候、

一、徒るき巢其外「御巢鷹、成ほと精を」出し見出し可申候、「春中へ申付候ことく、」当年は御代始「之事候間、別而」精を入御巢鷹見出シ「注進可仕候、

一、成沢村庄屋御百姓共ニ、「自然御巢鷹ニ付、」ふせいニ仕候者有之「候ハ、」重而せんさくを」とげ、ふせい成者「之儀、急度可申付候、

能々念を入御巢鷹「相尋候者ニハ、御ほう」ひ可被下候間、其郷之者共、なかまぎんミをいたし、御巢鷹無「油断相尋注進可」仕候、以上

高新五左(黒印)

三月十七日 町佐五右(黒印)

高伝右(黒印)

成沢村

庄屋百姓中

(成沢村現蔵)

読みくだし文、

一、其郷成沢村、当御巢鷹の羽ぶり、大すみ、天神屋、きもの屋き、さかい目以上四巢、当二月二十四日、三月朔日、同十日に此の方へ注進つかまつり候、弥(いよいよ)右の巢本相定り候はん間、様子申し越すべく候、



一、つるぎ巢、其の外、御巢鷹、成るほど精を出し見出し申す可く候、春中より申し付け候ごとく、当年は御代始めの事に候間、別して精を入れ御巢鷹見出し注進仕る可く候、

一、成沢村庄屋御百姓共に、自然御巢鷹に付き、ぶせい（不精）に仕り候者これ有り候はば、重ねてせんさく（詮索）をとげ、ぶせい成る者の儀、急度（きつと）申し付けべく候、能々（よくよく）念を入れ、御巢鷹相尋ね候者には、御ほうび（褒美）下さるべく候間、其の郷の者なかまぎんみ（仲間吟味）をいたし、御巢鷹油断なく相尋ね注進仕る可く候、以上

右の文意であるが、成沢村の大すみ・天神屋・きもの屋き・さかい目の四カ所の御巢鷹山の羽ぶりの様子について、当年二月二十四日・三月一日・三月十日にそれぞれ報告があつたが、右の四カ所の巢本（巢ごもりの場所）が確認されたなら、その様子についてくわしく申し越すように。

つるぎ御巢鷹、そのほかの御巢鷹発見に精を出すように、今年は御代始めであるから、特に精を出し巢鷹の発見につとめ、その報告をするように。庄屋・御百姓どもで、万一、巢鷹発見に精を出さない者があれば、その原因を究明して、不精者に必ず注意を申し付けるように。よくよく念を入れ巢鷹発見に精を出した者には褒美を与える。鳴沢の者共はよく仲間と相談をし、油断なく御巢鷹の発見に全力を尽くすように。という内容である。

この文書で注目したのは、五つの御巢鷹山の名称があげられていること。今年が御代始めであるので、いつそう巢鷹の発見につくすように。「成沢村庄屋御百姓」とあり、「百姓の頭に「御」の敬語が冠せられていること。の三点である。

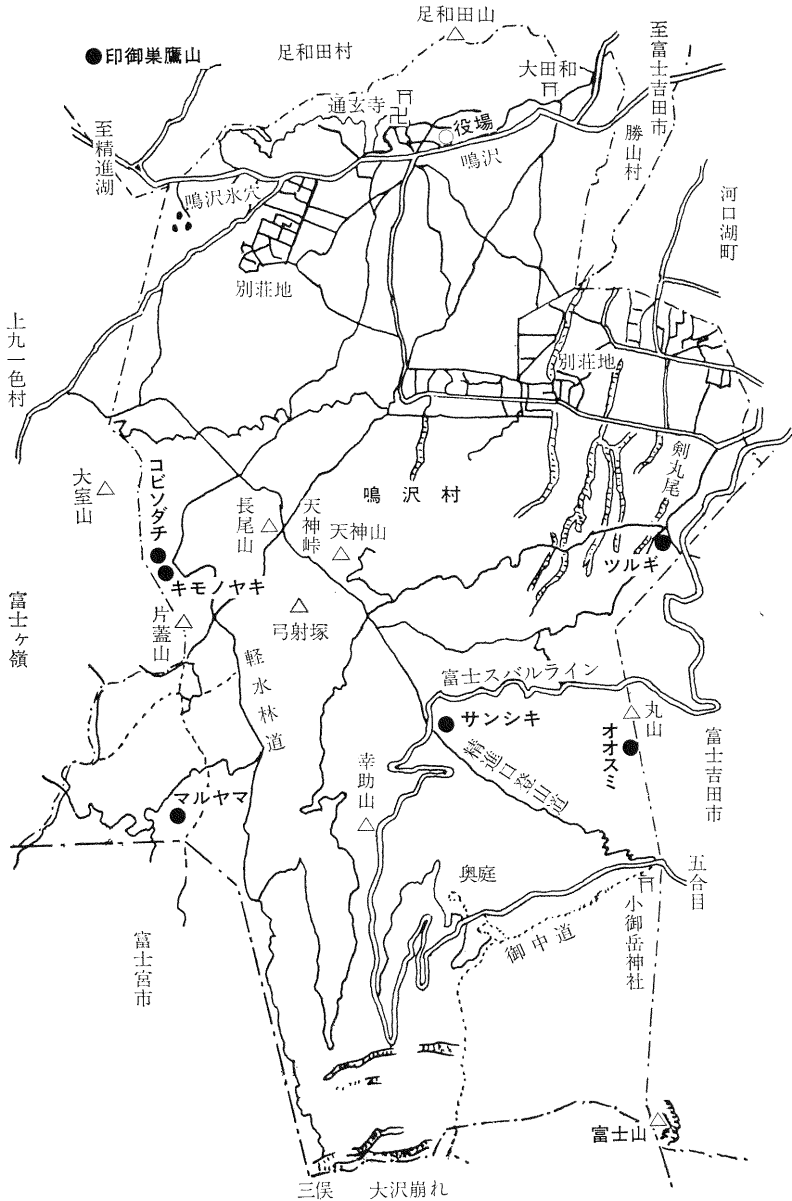
名称（地名）であるが、『甲斐国志草稿本』によると次の六カ所が記録されている。それは「棧敷・劍山・大スミ・キモノヤキ山・コビソダチ・丸山」である。秋元家の文書のもものは、「徒るぎ巢其外…」の徒（つ）るぎ巢を「つる

ぎ(劔)巢と解釈して、「大すみ、天神屋・きもの屋き・さかい目・つるぎ(劔)」の五カ所で、次の文書にみえる「さんしき」を加えると六カ所である。「さかい目」は先に掲出した文書の駿河境の御巢鷹山を指すのであろうか。

『近世における林野入会の諸形態』(御茶の水書房)に次の記述がみえる。「御巢鷹場丸山三敷山大すみ山劔木物焼山こむそ立山六ヶ所共九拾町四方ハ双方山稼ハ勿論枝葉下草共御停止之御巢鷹山ハ是迄通成沢村進退いたし」(宝暦五年の資料)とあり、ここでは「丸山・三敷山・大すみ山・劔山・木物焼山・こむそ立山」の六カ所をあげ、これらの御巢鷹山はこれまで通り鳴沢村で進退(支配)いたしとある。またこの六カ所とも九拾町四方は山稼ぎに立ち入ることは禁止された。この文書の「九拾町四方」というのは、九町四方の間違いだと思われる。一町は約百八メートルであるから九十町だと、九・七二キロ四方にも及ぶ。

以上三点の資料をみてきたが、共通する山名は三敷(さんしき)・さんしき・棧敷を共通名として、「さんしき・劔山・きものやき・大すみ山」の四カ所で、他にさかい目・天神屋・丸山・こむそ立山・コビソダチがあげられる。年代によって御巢鷹山の場所もかわることであろう。今その所在を明確にはできないが、(丸尾(劔山)・丸山・天神峠・天神山などの地名は今に伝えられている。

次に「御代始め」のことであるが、どの時代を指すのであろうか、秋元氏の時代は寛永十年(一六三三)入封から谷村を引き払う宝永二年(一七〇五)までである。その間の將軍は三代家光・四代家綱・五代綱吉である。家光は秋元但馬守が谷村に入封した九年前の元和九年(一六二三)に將軍職についている。残る家綱・綱吉であるが、綱吉は延宝八年(一六八〇)八月に將軍職についているが、その前年、延宝七年(一六七九)二月の家綱の鷹狩りを最後に一時放鷹は中断されている、また綱吉については有名な「生類憐みの令」公布で、全面的に放鷹を禁止している。してみると四代家綱の代となる。家綱の將軍職就任は慶安四年(一六五二)八月十八日であるから、時期から考えると



鳴沢村支配の富士北麓の御巢鷹山

この年の巢鷹の献上はすでに終わっているはずである。この文書の日付けの三月十七日は家綱の將軍宣下より五カ月前であるので、この「御代始め」はだれを指すものか不思議である。しかし綱吉の時代とは考えられないので、ここでは御代始めとは將軍が代わって始めて巢鷹を献上する年と考えて翌年の慶安五年（一六五二・九月十八日承応と改元）三月十七日とみた。

三点目の「成沢庄屋御・百姓共ニ」の御・百姓の「御」であるが、なぜこの文書に限り敬語の御を使ったのか意味不明である。一方では領主代官の威信をかさに「小百姓」などと、百姓をさげすんでみたと思うと、御百姓とほめたたえるなど、まことに不可解な文書である。次の文書も秋元家代官高山新五左衛門・高山伝右衛門連署のみえる本村現藏の覚書である。

一、さんしきぎものやき、二両所之御巢鷹いまたすふし不申候哉、いよく三大事ニ仕、すふし候ハ、四早々此方へ可申上候、五もはやすふし可申事ニ候が、六何とも不申越候哉、油断七之様ニ有之候、

一、春中々度々申渡候、二するかさかい之御すたか、見出候哉、何とそ精を出し見出し候様ニ可仕候、三油断ニ付而ハ、可為曲事候、

委細此御足輕口上ニ可申渡候、以上、

(年未詳)  
卯月四日  
高山新五左(黒印)  
高山伝右(黒印)

成沢村  
庄屋  
百姓中

(鳴沢村現藏)

この文書の卯は陰暦の五月に相当するので、今の六月であり、菓子はそのそる巢立ちの時期を迎える。さんしき・きものやき両御巢鷹山のすごもりはまだであろうかと、ややあせりの色さえ見える。その確認ができたらいよいよ大事に扱い代官所に申し越すように、いまだ報告のないのは、油断して巢鷹の監視を怠っていたからであろう。と前段でいつている。

後段では駿河境の御巢鷹発見に触れ、春中から度々申し渡してある同所の巢鷹発見はまだか、精を出して発見につとめるように、油断する者は処罰する。細部については覚え書きを村に持参した御足軽が口頭で申し渡す。以上がこの文書の内容であり、油断するという言葉が二カ所にみえる。またこの発給文書を村に届けたのは足軽であったことが知れる。

#### 御巢鷹山の村絵図

鳴沢村が進退（支配）した御巢鷹山は、富士山北面の六カ所に所在していたことは確認されたが、その位置の確認は今となっては非常にむずかしい。しかし、本村には「寛延四歳（一七五二・十月二十七日宝暦と改元）未ノ五月十四日、御役所指上候下絵図」と記された、富士北面の絵図面が保存されている。今から二百三十五年前のもので、谷村御役所の代官、山本平八郎に提出したものである。この絵図は縦一・四呷横一・二五呷で、和紙三枚貼り合わせで、彩色されている。

次の文書は先に紹介した柴辻俊六氏蔵の写真集所収のもので、寛延四年未七月に、当村名主孫兵衛・百姓与惣兵衛・伝五右衛門の三名が、谷村御役所の代官山本平八郎に提出した「差上申一札之事」と題した証文である。この文書の文中に「山内絵図面等双方江被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>とあり、提出のいきさつが記述されている。これによると当村が木立村ほか四カ村に訴訟を起こされた事件に関連するものであるが、原告側の訴訟状、裁決状などの重要資料がないので、

事件の内容について、その全貌を知るには困難である。ここでは本村に現蔵された御巢鷹山絵図が書かれた意味を知る上の資料として貴重であるので、その内容に触れた。

差上申一札之事

一富士山御鷹山者、往古々御伝正ニ御座候処ニ、木立村外四ヶ村之者共近年猥ニ入込申候ニ付、指留申候得は、当四月五ヶ村一同仕御訴申上候ニ付、御差紙頂載仕、拙者共村方御当地江罷出返答書之儀者一兩日御日延被成下度由、御願申上候而当二月比々木立村八郎左衛門、五左衛門と申者引統御巢鷹山之内大すミ山江新小屋を為掛売木仕、御鷹古巢有之木等を伐荒シ申候間、早速御検分被下成度旨、御注進申上候ニ付、木立村名主、与頭并八郎左衛門、五左衛門方江御指紙被下置、御吟味被成下候所、八郎左衛門、五左衛門一応之御申分仕、村方江相帰り申候間、御検分儀達而御願申上候得ば、御検分之儀者不被為成候由被仰聞、其通ニ而相濟申候ニ付、則山内出入返答書指上、御吟味奉請、其上山内絵図面等、双方江被仰付、絵図面茂出来仕、則指上置申候、然所御大切之御巢鷹山をも御検分不被成下候故は、去ル九日五ヶ村之者共、成沢村を阿なとり、徒党仕大勢たくミを以、秣場取合之仕掛を拵、拙者共村高内江踏込、御年貢米場、畑作物等踏荒シ、らうせき仕、其上村方之女子供かせき罷出候を歎、か満、馬荷縄、い志くミ等はきとり申ニ付、翌十日早朝御注進申上候所ニ、去十一日ニ御検分可被成下由被仰渡、五ヶ村江茂御廻文被出候ニ付、拙者共ハ村方江罷帰り、御検分奉待候所、亦々十一日御検分御延引、十二日御検分可被遊由、御廻文相廻り候ニ付、五ヶ村之者共十一日御当地江罷越、拙者共村方、計略を以、面々作物踏荒シ、御注進仕候由御願申上候付、双方虚実御疑敷被思召候、故十二日御検分又候御延引ニ罷成申候、拙者共村方ハ十二日御検分之御仰ニ罷越候処ニ、右ニ付去十三日何茂村方ニ罷帰り申候、亦々去ル十七日ニ御当地江罷出、御吟味被成下度旨、御願申上候ニ付、五ヶ村江御差紙被下置、五ヶ村各御当地江罷出指扣罷在候、依之去

ル九日騒動之節、拙者共村方ニ捕置申候木立村藤左衛門召連可参由、被仰渡候ニ付、則今日召連御当地江参上仕候、依之、藤左衛門と五ヶ村対決被仰付候得共、御檢分御延引ニ付、相手方種々工ミ仕奉願上候ニ付、利害慥ニ不相分、拙者共迷惑惑カ極カ至繼繼カニ奉存候、然所当五月中御巢鷹指上候節

吹上御殿様御役人中様御遣被成候者、大すミ山之鷹別段ちいさく相見得候、定而鷹巢近所江山稼之者大勢出入候と相見得申候間、此方々申付候由ニ而、御支配様江茂申上置、重而山稼之者相入申間敷由被仰付候ニ付、此上五ヶ村之者共、大勢工ミを以御鷹山江入込、立木等伐荒シ申候而、拙者共村方之者御鷹山を伐荒シ申段、御注進ふ仕義、乍恐難渋奉存候、尤後日ニ拙者共越度ニふ罷成奉存候間、一通、吹上御殿様御役人中様江、富士山内出入訳相達置申度奉存候ニ付、拙者共者今日御当地出立、江戸表江罷出申候、出入之内ニ御座候間、右之段御届為可申上、乍恐一札指上申候 以上

寛延四年末七月

郡内領成沢村

名主 孫 兵 衛印

百姓 与惣兵衛印

同 伝五右衛門印

山本平八郎様

御役所

右文書の内容であるが、二、三理解しにくい部分もあるが、おおよそ次のようである。

富士山の御巢鷹山は古来からご禁制の山（ここでは、大すみ山）で山内出入りはさし止められていたが、木立村ほか四カ村の者共がみだりに山稼ぎなどに入山している。それに本年四月、五カ村の者共が成沢村を相手どり訴訟を

起こした。役所では成沢村に出頭命令を出し、返答書（へんとうがき・原告の訴状に対し被告側から出す反駁書評定所へ出頭の際二通提出する）の提出を求められた。（訴訟の内容は不明）

二月ころから、木立村八郎左衛門・五左衛門の二人の者は、引き続き御巢鷹山である大すみ山に新しく小屋を掛け、売木のために御巢鷹の古巢のある木々を伐り荒しているので、鳴沢村ではこの事実を確かめてもらうための実地検分（役人立合いの調査）を役所へお願いしたところ、木立村の名主、組頭、八郎左衛門・五左衛門らが役所へ召換され、真偽が問い正された。彼らは一応の弁明をして帰村が許された。

鳴沢村では再度、実地検分をお願いしたが聞き届けられなかった。その際事件の返答書と、双方に命ぜられた大すみ山の絵図面を役所に提出しその吟味をお願いした。しかし、御大切の御巢鷹山の御検分は行われなかった。そんな矢先、去る九日五カ村の者が徒党を組んで、当村地内の年貢米場である畑に踏みこんで、作物を勝手に踏み荒らし、女、子供が耕作中の鍬・鎌・馬の荷縄などの農具を奪うなどの乱暴を働いた。怒った鳴沢村では十日早朝この事件を役所に報告。現地調査をお願いした。十一日に御見分の廻文が双方へ回されたが、これも日延べとなって、その実現はみられなかった。

その間五カ村の者共は役所に出頭し、この事件は鳴沢村が仕組んだものなどという適当な弁明をしたため、役所では双方の申し分がいまいで真実性がないとして、またまた検分は取り止められた。鳴沢村ではこのことを不服として、役所に出頭して再度歎願した。ようやく事が実現し双方が役所に出頭を命ぜられ、去る九日の騒動の際鳴沢で捕らえて置いた木立村の藤左衛門も召換され、五カ村との対決（原告と論人、被告に書面と口答で主張を述べさせ、是非を決定すること）を仰せつけられた。しかし御検分が日延べ、日延べでその間相手方は事件を有利にみちびくため、あらゆる工作をして役所をお願いしているので、利害（利解・理害・①わけを話し己の理を相手に納得させる。②官



方で原告と被告に対して和解に導くよう両者を説諭すること）がたしかにわからず、鳴沢村ではたいへんに迷惑をこうむっている。

こんな時、当年五月、御巢鷹を指し上げる際、吹上御殿様の御巢鷹役人が村に派遣され、大すみ山の鷹が格別に、ちいさく見えるのは鷹の巢の近辺へ山稼ぎの者が大勢出入るためで、支配役所へも入山させないように仰せつけである。それにもかかわらず五カ村の者共が勝手に入山し立木を伐り荒らした。

以上がこの事件のあらましであるが、この騒動の御検分が日延べを繰り返しているので、五カ村の事前工作によって、対決の是非がはっきりしなかったことに対する腹立たしさがよくよみとれる。大切な御巢鷹を守る鳴沢村では、訴訟事件の内容や、今度の騒動のことなどを江戸表の鷹役人に理解してもらう必要を感じ、名主孫兵衛・百姓与惣兵衛・伝五右衛門の三名が江戸表へ出向くのであるが、裁判が継争中であるため、以上の理由を文書にして谷村御役所の山本平八郎代官に提出した。このことが許可されたか、裁判の内容や結果がどうなったのか興味もたれる。本村に残された御巢鷹山の絵図面はこの訴訟に使われたものの写であると断定して間違いないと思われる。その理由としてこの文書の年記が絵図面と一致すること、絵図の下方に書かれた名主名、百姓名が江戸表へおもむく三人の名まえと一致することなどである。

## 第八節 駿河との国境争い

### 鳴沢村ほか八カ村の訴状写

富士山北面、西側八カ村の成沢村・長浜村・木立村・船津村・浅川村・大石村・勝山村・大嵐村の各名主八名は、

駿河国富士郡杉浦兵九郎知行所の上井出村名主次兵衛と、同郡守屋助次郎代官所の、根原村名主利兵衛を相手どり、甲・駿国境の境界についての訴訟を、元禄十四年（一七〇二）巳四月、奉行所に願ひ出た。次に掲げる文書はその訴状の写で、河口湖町船津、中村和行家に所蔵されているものである。この訴訟は翌元禄十五年十二月四日解決し、その裁許絵図・裏書は鳴沢村に現存し役場に大切に保管されている。次に訴状写の全文を紹介する。

乍恐以書付御訴訟申上候事

秋元但馬守知行所

甲斐国都留郡

成沢村

訴訟人 伝 兵 衛

長浜村

三右衛門

木立村

弥五兵衛

舟津村

清 兵 衛

浅川村

市 兵 衛

一甲斐国都留郡成沢村、駿河国富士郡上井出村与之境者、古より片婦た山之峯通り往還道江移、夫より往還逢坂与申処境ニ而、則境之印松、婦なの木御座候夫より丸山南之角、長山、無間ヶ谷三満たを見通、兩國を立会、生木ニ伐判仕置、其内江者他領之者一円入不申候、郡内領山本八ヶ村之者共斗入込、先規より小屋四拾三軒掛置、先年より江戸芝三町目紀伊国屋小左衛門与申山師請負仕候而毎年拙者共地頭但馬守江、運上金出代に掛置候小屋ニ而只今に至杣取

大石村

三郎兵衛

大嵐村

太郎左衛門

勝山村

武兵衛

国境出入

杉浦兵九郎様御知行所

相手 駿州国上井出村

名主 兵衛

守屋助次郎様御代官所

同国同郡根原村

名主 利兵衛

仕、板材木駿州富士郡山出仕候、則上井出村名主次兵衛、北山村忠左衛門、右之材木宿仕候而、駄賃錢受取附送申候事紛無御座候、委細右山師小左衛門存罷在候事

一右之所丸山ヲ始郡内領前々御巢鷹山ニ而御座候故、先年御公儀様江差上、御鷹方様御証文數通所持仕罷在候事一御公儀様ニ先年御座候御国繪圖ニ茂甲州駿州境ノ上井出村迄三里六丁と御書付御座候由及承申候、今以其通御座候、御うたせ被遊被下候ハ、彼逢坂樋成国境相知可申候事

一先年根原村之者共、右之境逢坂丸山跡越剩境之印松を伐候間、袖道具此方ノ押江置取候処、上井出村名主齊藤五兵衛・中出村市兵衛与申兩人ヲ以、様々詫言仕候故、自今以後、弥伐判ノ内江参問數旨手形為仕、道具者遣申候、右之手形わ今拙者共所持仕候事、

一四拾四年以前、根原村之者共御用木伐候節、郡内領江盗入候故、伐候楓拾七本押置候得者、根原村之者共、江戸江罷越、

御公儀様江訴候得共、御取上無御座、其節之御代官一色内藏助様・井出藤右衛門様、富士郡大宮ニ而、双方御詮義被成候処、郡内領之山江盗入候ニ相究候得共、大火事以後伐木<sup>ヒカ</sup>扠底、其上御用木之事故、右御兩人様ノ右之盜木拾七本、御責被成度由被仰候

御公儀様ヲ重、拾六本は差上、壹本者重而、証拠之堂免御断申上、留置申候、只今ニ至其所に差置申候、右之通境樋ニ相極メ証拠數多御座候所ニ、此度御繪圖之義ニ付而、上井出村、根原村之者共申候者、式拾八年以前、上井出村、根原村ヲ始、三拾壹ヶ村<sup>本郷村</sup>与<sup>欠カ</sup>評論之節差出候富士郡北山村之内、志奈ミツ、井出九郎左衛門所持仕候、元龜三年三月、山県三郎兵衛殿証文ニ、東者湯沢、西者天神嶽与御座候而、其証文之通御裁許相濟申候、片婦た山之後ニ天神嶽御座候与、右御裁許繪圖之面書付有之候間、天神嶽国境之由申候、此義大キ成爲ニ御座候、北山村ノ東者湯沢

ニ当申候、西者駿州佐折村江当り可申候、佐折村与甲州佐野辺ニ古々天神嶽与申山可有御座候、片婦た山者北山村（小カ）北ニ当可申候、片婦た山カ式拾丁余此方ニ少キ天神之社御座候、其所ヲ天神尾与申候、是者格別方角違ニ御座候、其上先年御裁許書ニ茂のり候程之境御座候ハ、其節カ境ニ相立べき之由可申候所ニ何方カ茂何之沙汰茂無御座候、夫カ拾年過亥年、富士郡之百姓、御代官如何申候哉、井出次左衛門様、前嶋佐次右衛門様、御手代衆三人、富士郡之百姓拾三人被召連、郡内領谷村江御越、但馬守役人共、御出合（本カ）栖村与諍論相濟候御裏書、御墨引有之絵圖御持参ニ而、御見せ被成候、其節拙者共御手代衆并右之百姓共江申候者、片婦た山之後ニ天神嶽御座候与書付相見江申候得共、片婦た山之後者郡内領ニ而、天神嶽与申山曾而無御座候、其上右申上候通、往還逢坂無間ヶ谷カ此方丸山ヲ始郡内領之御巢鷹（山）（欠カ）ニ而、先年御巢鷹差上、御証文数通被下置候由申上、御証文之写御手代衆江懸御目ニ候得者、証拠カ髓ニ有之、尤之由御申候故、弥先規之通、互ニ境相守可申旨御手代衆江、但馬守役人共御挨拶申候、百姓共茂免角之義不申、其通ニ而罷帰申候、然処此度境ヲ越、郡内領境可申掠工ミに、先年御裁許絵圖之面、片婦た山後ニ天神嶽御座候与偽書付置候与奉存候事

右之通証拠数多御座候而、昔カ違論無之境を、此度偽被申懸迷惑ニ奉存候、上井出村之者共被召出、前カ之通、兩國之境相究り候様ニ被為仰付、被下候ハ、難有可奉存候、委細之義者、口上ニ而可申上候

元禄十四年

巳四月日

御奉行所様

右のように長文の訴状（写）で、長さは三・五頁にも及んでいる。紙数の関係で読み下し文とせず、その要点を記録しながら解説を加えてみたいと思う。すでに本村では、小林美知村長が広報「なるさわ」に明快に発表され、適確



の三満太(三俣)を見通したところに、兩國が立ち会いのもとに生木に切判の境印をし、その内側、すなわち他領へは共に立ち入らぬことになっていた。

○ 郡内領の山本である八カ村は、前から決められた境界内で、山に小屋を四十三軒掛け、江戸芝三丁目の山師、紀伊国屋小左衛門が材木伐採を請負、地頭但馬守へ運上金を納め代々掛けた小屋で、ただ今まで杣取り(そまとり)木曾山中では五寸角以上の立木を伐採すること。また単に製材することもいう)をしている。

○ その製品(板・材木)は、富士郡上井出村の名主、次兵衛・北山村の忠左衛門の経営する材木宿へ、次兵衛らが駄賃錢を受け取って山から出し附け送っていることは、山師の紀伊国屋小左衛門のよく承知するところである。

○ 右の丸山をはじめ、郡内領の山々は、御巢鷹山に指定された場所が何カ所もあり、巢鷹を例年御公儀へ献上し、その証文を数通所持している(村役場現蔵)。

○ 御公儀様の所持する御国絵図(正保絵図)に、甲州、駿州境より上井出村まで三里六丁と書かれ、今もつてその通りであり、「御うたせ」(縄を打たせることであれば距離の計測で、あとの文章から判断すると、縄うたせで、距離を測ってもらえばとなる)くだされば、はつきり分かるので、その逢坂はたしかな国境地点であることは間違いない。

○ 先年、根原村の者共が、逢坂・丸山の国境を越え、郡内領へ侵入し、なおかつ境の目印であった松の大木を切り倒してしまった。その時、相手が使った杣道具は証拠品として押収している。この事件で上井出村名主、斎藤五兵衛、中出村、市兵衛兩人が詫言をいって来たので、以後、目印として生木に切判した所から他領へは入らないという約束の手形を取り、今それを八カ村が所持している。

○ 四十四年以前(明暦三年・一六五七)、根原村の者が、御用木伐採のさい、郡内領へ盗伐に入ったため、伐り取られた槻(ツキ・ケヤキの古名で弓の材料にも使う)十七本を押収した。根原村の者は江戸の奉行所へ槻を押収されたこ

とで訴訟に及んだが、御公儀では取り上げなかった。

その時の駿河代官、一色内蔵助・井出藤右衛門は、富士郡大宮で、両者を取り調べた結果、根原村の者が郡内領へ盗伐に入ったことは、たしかであると裁決した。

○ 当時、江戸に大火があった。明暦三年（一六五七）の振り袖火事で、江戸の大半を焼き尽くし、江戸城の本丸・二の丸も焼失した。この火事で江戸では復興のための材木は底をついていた。兩代官は御用木として盗伐された槻十七本をゆずり受けたいと郡内八カ村に申し入れた。八カ村は御公儀を重んじ十七本のうち十六本を献木、一本は証拠品として残し今も山に留め置いている。

○ 右の通り境界はたしかに決められ、証拠物件も多数あるのに、この度の絵図について、上井出・根原兩村の言いは、二十八年以前（延宝二年・一六七四）、上井出村ほか三十一カ村が、甲州本栖村を相手に争った際差し出した、北山村志なみつ（科水）、井出九郎左衛門所持の、元龜三年（一五七四）三月の山県三郎兵衛（武田氏属臣・武田二十四将の一人）の境界証文に、東は湯沢・西は天神嶽と境界のことが記され、その証文通りに裁許された（本栖村大敗）。

○ 片婦た山の後に天神嶽があると、右の裁許絵図に書かれているので、その天神嶽が国境だと駿州側は主張している。このことは大きい間違いで、北山村より東は湯沢に当たり、西は駿州佐折村と、甲州佐野（南部町）辺に当たり、そこには昔から天神嶽（天子ヶ岳のことか）という山がある。また、片婦た山は北山村より北にあたり、まったくの方角違いで誤りである。

○ 片婦た山より二十丁余り北方（郡内領）に、小さい天神の社があり、そこを天神尾といっているが、（相手側は元龜三年証文の天神嶽はここだといっている。）ここもまったくの方角違いである。先年の御裁許絵図にのるほどの境界点であれば、当然はつきりと、ここが国境であると決めているはずである。しかしこのことについては、どこからも



何の沙汰もまっただけでなかった。

○ それより十年過ぎた亥年（天和三年・一六八三）、富士郡の代官井出次左衛門・前嶋佐次右衛門ほか手代三人は、何を考えてのことか、百姓十三人を召し連れて谷村役所へ押しかけ、本栖村と争論のさい（延宝三年）の裁許絵図面の墨引き、裏書を持参、谷村役所の役人や当方百姓への説明は、絵図上の片婦た山の後に天神嶽があるという説明であったが、当方では片婦た山のうしろは郡内領で、天神嶽という山はかつてなく、前文に申し上げた通り、往還（若彦路）・逢坂・無間ヶ谷からこの方丸山をはじめ郡内領の御巢鷹山で、前々から巢鷹を管理、御公儀へ差し上げ、その証文が数通あることを申し上げ、先方の手代衆にその証文をお目にかけてところ、証拠のあることを確認された。

○ そのため前々から決められた通り、両国が互いに国境線を守るよう駿河の役人百姓衆へ谷村の役人があいさつをした。先方の百姓衆もそれに異論なく駿州へ引き揚げていった。

○ これだけの証拠その他で、境界線のことをはっきりしているのに、この度、駿州の者たちが越境し、郡内領をからめ取ろうと暴挙に及んだことは許せない。というのは先年の裁許絵図に、片蓋山のうしろに天神嶽があるというわり書きしたことである。

○ 右の通りたくさんの証拠品があり、昔から異論のなかった甲・駿国境を、今になっていつわり難題を持ちかけ、争論を起こされるのは八カ村としては大いに迷惑である。上井出村の者どもを召し出され、前々の通り両国々境を明らかにしていただければ、あり難いことである。

以上が訴状の内容であり、非常に回りくどい表現をしているが、八カ村の自信に満ちた文言が所々に見受けられる。この国境論争は、元亀三年甲・駿境界決定以来・明暦三年・延宝二年・天和三年・元禄十四年と資料に現れただ

けでも五回に及んでいる。広大な富士山原野だけに、目に見えない争いは数多かつたことであろう。

この訴えは取り上げられ、幕府直々に取り調べが行われた。翌、元禄十五年（一七〇二）壬午十二月四日に結果が裁許された。次の文書はその裁許状である。

### 甲・駿国境山論裁許状裏書

甲州都留郡成沢・大嵐・勝山・小立・舟津・浅川・大石・長浜以上八ヶ村与、駿州富士郡上井出・根原村国境諍論之事、八ヶ村百姓訴趣、八代郡本栖村境よ里、片蓋山峰下り逢坂迄道筋界之丸山之麓より長山江相統無間谷三俣江見通、同国本栖、成沢村之者立会、生木ニ致切判境相守、郡内領八ヶ村よ里小屋四拾三軒掛置、且又山師板材木等富士郡上井出村、北山村之者江数年附送候、又上井出村江從甲州境、行程三里六町有之旨、正保年中御国絵図ニ書記し由申伝候、郡内領丸山者御巢鷹山ニ而、御鷹差上候節、請取之証文数通有之旨、成沢村之者申之、上井出村、根原村之者申国境之儀、式拾九年以前八代郡本栖村、富士郡三拾壹ヶ村諍論之節、御裁許有之被下置候絵図を以証拠ニ申立、今般及異論候、其外元龜三年從信玄被出候証文ニ東者湯沢、西者天神嶽与有之、自其富士頂上薬師嶽迄見通三拾壹ヶ村入会之由答之、右論所為檢使佐橋左源太、宝七郎左衛門被差遣、逐檢分処、甲州百姓申通片蓋山峯よ里、往還道江移り、長山尾崎迄、境印切判大木数多有之、甲州百姓申所相違無之、自其長山尾崎ヲ上り峰限、無間谷三俣江見通相当り、特ニ山小屋数拾軒棹有之、材木附送候儀、上井出村、北山村兩名主、組頭并山師無相違由申之、次從八代郡境、上井出村迄之路程、正保年中之大絵図合点檢処、三里六間与有之、其上、前之異論古証文ニ方角偽之段、今般檢分之上合露頭候、然者、八代郡分先裁許駿州江紛入候与相見候段、郡内領申巢鷹山之儀、上井出村、根原村百姓申候山之名難合相違、巢鷹請取之証文遂吟味候ニ、成沢駿州境丸山与記之、從信玄巢鷹守被下置証文ニ而、国境之証拠不相見、剩於湯沢、兩國百姓立合、方角改処、富士山頂北方ニ相当り、自是西方天神嶽無

之、北方有之弓射塚天神嶽之由申立、右証文与方角致相違候、却而、從湯沢西方ニ当リ、天子嶽大絵図ニ茂載之、甲州百姓者、天神嶽雖称来方角相違無之、駿州百姓誤候旨証文差出之候、然上者、旁以甲州百姓為理運、仍本栖駿州境共改之、為後証絵図之面引墨筋、各加印判国境相定、双方江下置之条、永守此旨不可違犯者也、

元禄十五年壬午十二月四日

中半右衛門 印

戸 備 前 印

久 因 幡 印

萩 近 江 印

丹 遠 江 印

保 越 前 印

松 伊 豆 印

本 彈 正 印

阿 飛 彈 印

永 伊 賀 印

丹 後 印

但 馬 印

佐 渡 印

相 模 印

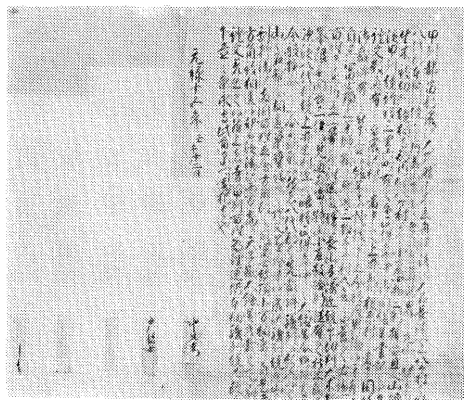
豊 後 印

以上が裁許状の全文であり、この甲・駿国境争論を裁許した十五名の役人の署名押印がされている。この役人はいずれも勘定奉行と老中であつた。丹後は稲葉丹後守、但馬は秋元但馬の守、佐渡は小笠原佐渡守、相模は土屋相模守、豊後は阿部豊後守で五人の老中であつた。柳沢美濃守吉保は実質的に大老職であつた。また、「但馬」は当時の郡内領主であつた秋元但馬守喬知で、元禄十二年（一六九九）十月六日から、宝永四年八月二日まで幕府老中の座にあつた。

この裁許状絵図の大きさは縦二・六呎横一・六呎で、厚手和紙を二枚張り合わせたものである。絵図は彩色されている。この裁許状の要旨をまとめると左ようになる。

#### 訴訟方郡内領八カ村の言い分

- 八代郡本栖村境から、片蓋・往還・逢坂・丸山・長山・無間谷三俣に至るまで、国境の目印として、本栖・成沢両村の者が立ち合い生木に切判して境を守っていた。
  - 郡内領八カ村は領内に小屋を四十三軒掛け、山師が伐木、製材として富士郡上井出村、北山村の材木宿へ数年来附け送っていた。
  - 甲州境から上井出村までの行程は三里六町であると、正保年中の御国絵図に記されている。
  - 郡内領の丸山は（現・二つ山）御巢鷹山で、巢鷹献上の証文数通を成沢村で所持している。
- 相手駿州方の言い分



裁許状裏書き（部分）

○ 延宝二年（一六七四）、八代郡本栖村と富士郡三十一カ村と争論した時の御裁許絵図を証拠として所持している。  
○ 元龜三年（一五七二）の信玄の証文に東は湯沢、西は天神嶽とあるから、成沢村の天神山（片蓋山のうしろ）以南が駿州領である。

以上が甲・駿両国の言い分であった。幕府は、この争論の实地検分のため検使役人、佐橋左源太・宝七郎左衛門を現地に派遣させ、その調査の万全を期した。次に掲げる文書はこの調査のため、成沢村をはじめ、八カ村の名主、百姓中を味び出した書状三通であり、細かく事情を聴取したものであろう。

① 御用之儀在之候間、只今、早々可被参候、為其申入候、以上

佐橋左源太内

九月廿四日 横山伝左衛門

甲州郡内領

成沢村

名主 伝兵衛殿

長浜村

名主 三右衛門殿

大嵐村

名主 六右衛門殿

小立村

名主 弥五兵衛殿

舟津村

名主 理左衛門殿

② 御用之儀有之候間、追付可被參候、以上

佐橋左源太内

九月廿七日 横山伝左衛門

甲州都留郡

百姓 中

③ 御用之儀在之候間、今日中可被參候、為其申入候、以上

佐橋左源太内

十月廿六日 横山伝左衛門

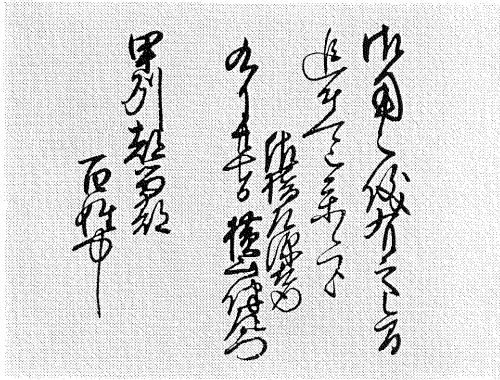
甲州郡内領

成沢村 伝兵衛殿

(渡辺泰一家蔵)

①は検使、佐橋左源太が、八カ村の名主にあてた呼び出し状であるが、大石村・浅川村・勝山村三村の名主名が見えない。これは資料の保存状態からみて、文書の一部が欠損したと思われる。また訴訟状写の名主名と、この文書の名主名とが合致しない。訴状写では大嵐村の名主は太郎左衛門であるが、この文書では六右衛門に、舟津村の清兵衛が理左衛門となっている。訴訟を起こしてから約一年を経過しているので、この間に両村では名主の交代があったのであろう。

内容は、用むきがあるので、只今早々に参らしたい。というものである。②は都留郡百姓中にあてたもので、書状



佐橋左源太の村役人呼び出し状

を見たらず追っ付け出頭するようにとみえる。③は成沢村名主伝兵衛にあてたものであり、御用の向きがあるので今日中に出頭するようにという書状である。

この書状三通はいずれも「只今早々」とか、「追付」「今日中」に出頭するようにというもので、年記はみえないが日付けは九月二十四日、同二十七日・十月二十六日である。裁許がくだったのが十二月四日であるから、裁許に先だち最後の実地検分や、審理の詰めがあわただしく行われたことがうかがえる。

郡内領主の秋元但馬守喬知は甲・駿国境論争を老中として裁く立場にあると同時に、郡内領主の威信にかかわる争いであることは十分承知していた。八カ村の役人を江戸の藩邸へ呼びよせ、何かと指示を与えたことに違いない。

れる。

『秋元家甲州郡内治績考』に次のような記録がみえる。

元禄十五年  
十二月十七日

①一金耆兩一分

平野屋半兵衛

是ハ郡内上郷八ヶ村御百姓共、甲駿之山論ニ付、当御地へ罷越候節宿仕候ニ付、御百姓ヨリ右半兵衛方エ、為礼金遣候様ニ、御百姓共ニ被下候、尤御百姓当地逗留中御賄被下、昨廿一日郡内へ罷越候ニ付、道中雜用錢モ被下候

②一金耆両耆分

紀伊国屋小左衛門

是ハ右同断之節、彼是肝煎精出シ候ニ付、御百姓共ヨリ、為礼金遣候様ニ御百姓共へ被下候

①の資料は、この論争で江戸の奉行所や、秋元藩邸によられた八カ村の百姓たちが、平野屋半兵衛方を常宿としていた。裁判は八カ村側が勝訴に終わったので、長逗留で半兵衛方に苦勞をかけたため、秋元家から百姓等に金耆両耆分を遣わし、それをもって平野屋半兵衛に謝礼として渡すようにというものである。それに郡内帰省の路銀までも下給された。

②の資料もこの事件で、山師の紀伊国屋小左衛門は現地にあつて郡内領の境界を守るための活躍をした。その謝礼を百姓から渡すように秋元家から金耆両耆分が百姓の手に下賜された。

次に裁許状の内容を要約する。

○ 甲州の百姓のいう境界線、本栖村境より片蓋山峰から往還道へ移り、丸山の麓長山尾崎まで、境界目印として生木へ切判した大木が多数あることを確認し、甲州側の言い分を認める。

○ 長山の尾崎を上り、峰を限り無間ヶ谷三俣へ見通しも相当している。特に郡内領には山小屋数十軒もたしかにあり、山師が入り、材木の付け送りをしていることは相違なく、上井出村・北山村両名主・組頭・山師もこれを認めている。

○ 八代郡境（本栖村）から、上井出村までの行程は正保大絵図と合わせ点検すると、三里六間（訴状写は三里六丁）であった。その上、駿州側が異論を唱えている裁許証文（延宝二年・本栖村との争論）には方角の違いがあつたこと



が今回の実地検分で露顕した。

○ また、この裁許絵図では、八代郡本栖村分の一部が、駿州分へ紛れ入っていたことと思われる。

○ 駿州側が言う、信玄の御巢鷹山証文を吟味したところ、信玄が御巢鷹守に発給した文書で、国境の証拠は見当たらない。

○ 湯沢で両国の百姓を立ち合わせ、方角を確認したところ、富士山頂は北方に当たり、これより西方には天神嶽はなく、北方にある弓射塚を天神嶽と申し立てても、右の証文と方角は一致せず、西方にあるというのに実際は北に弓射塚があるわけで、見当違いである。

○ 湯沢から西方には天子岳（南部町）があり、正保大絵図にもこれが載っている。

○ 争論となった天神嶽は全くの方角違いで駿州百姓も間違いを認めその証文を差し出し出している。

○ 以上であるから甲州百姓衆の申し分は理運（道理にかなう）として、本栖村との駿州境も共に改め、後々の証拠として裁許絵図面上に墨で筋引きを行い、奉行・老中の各々がそれに加判して国境を決定した。両者にこれを下し置くので、末長くこの趣旨を守り互いに違反のないようにとしくくっている。

この裁許状の文字数は実に八百二十八字余にも及ぶもので、すばらしい達筆で書かれている。一年八カ月にも及ぶ長い裁判であったが、甲州八カ村の言い分が、理運にかなうとして、この事件は、郡内領八カ村の全面勝訴で幕を閉じた。

## 第九節 入会山の紛争

### 入会山

入会は、入逢・入相・入合とも書く、入会山はある地域の住民が、区域内に生ずる林産物を共同利用、収益することのできる山林、原野のことをいい、肥料用の草木、燃料、自家用建築材などの補給の山である。また、それらの採取可能な時期、採取用器具、採取量、入会の戸数等の制限もあった。

入会料は山高・野高・山年貢・小物成・山手金・山手米・山役米・山銭などとよばれている。郡内領南部の入会山は広大な富士山北面、御坂山塊、鹿留山などであった。正保元年（一六四四）、領主秋元泰朝は、北麓二十九カ村を阿曾谷・桂谷の二つに分けて、右の村々に、それぞれの入会山を定めた。

阿曾谷は富士山北麓の東西に点在する村々で、西から成沢・大嵐・長浜・大石・河口・浅川・勝山・木立・舟津・新倉・上吉田・下吉田・松山・新屋・大明見・小明見・忍草・内野・長池・平野・山中の二十一カ村であった。

桂谷は桂川沿岸の村々で、南から上暮地・尾沼（小沼）・倉見・境・鹿留・夏狩・十日市場の七カ村である。阿曾谷の村々は主として富士山北面を入会山とし、桂谷の村々は御坂山塊、鹿留山に入山させた。『秋元家甲州郡内治績考』にこのことが次のように記されている。

正保元年十一月、元白公、高山伝右衛門・酒井権左衛門ニ命シ、先規ニ準シテ、桂谷及阿曾谷ノ入会山ヲ定ム

駿河国駿東郡ノ境界ヨリ、西富士郡ノ境界ニ至ルマテヲ阿曾谷廿一ヶ村、即チ成沢・大嵐・長浜・大石・河口・浅川・勝山・木立・舟津・新倉・上吉田・下吉田・松山・新屋・大明見・小明見・忍草・内野・長池・平野・山中

入会山トシ、三坂山大沢泉仙山ヲ阿曾谷五ヶ村即チ、河口・浅川・大石・長浜・新倉・及桂谷五ヶ村即チ、<sup>(上暮地)</sup>下暮地・尾沼・倉見・境ノ入会トシ、鹿留山ヲ桂谷八ヶ村即チ、鹿留・夏狩・尾沼・十日市場・上暮地・下暮地ノ入会山トス、

(注) 桂谷八カ村とあるが村名は六カ村しかみえない。二カ村が落ちている。

因ニ曰フ武田氏ノ時、山林ハ其傍近ノ村里ニ分配シテ之ヲ入会山ト称シ、自由ニ出入シテ草ヲ刈リ、薪ヲ採ルヲ許セリ、然レトモ一面ニハ嚴重ナル制裁ヲ設ケ、吏員ヲ置キテ山ニ入ル者ヨリ、山入銭ヲ徴セリ、之ヲ山口衆ト呼フ

この入会区分がいつまで続いたか定かでないが手許資料によると、富士北面に限り、江戸中期以降大きく東・西組にわかれて入会が展開されていた、それは西側八カ村と、東側十一カ村で富士山北麓を二分するかたちで富士山麓は紛争の対照となっていた。東・西の村わけは次の通りである。

東・山中村・平野村・長池村(以上現・山中湖村)・忍草村・内野村(以上現忍野村)・新屋村・上吉田村・下吉田村・松山村・大明見村・小明見村・新倉村(以上現・富士吉田市)

西・船津村・河口村・大石村・木立村・浅川村・(以上現・河口湖町)・成沢村(鳴沢村)・大嵐村(足和田村)・勝山村(勝山村)

このころの農業生産には山林原野は欠かせないものであった。それは肥料の供給源となる芝草は、馬の飼料となりそれを踏ませて堆肥を作ったり、農家の日用必需品である薪・家作材料の採集ができたからである。また入会山に入つて「山稼ぎ」を生業とすることができた。

本村の山稼ぎは別稿でも触れているが、大きくは山に小屋を掛けて材木の伐採製材であり笹板・小まいの生産であ

つたり、手工業生産の経木や曲げ輪、すず竹籠の材料を採取したり、馬の荷ぐらや、あしだ（下駄）を生産することであつた。おそらく炭の生産も入会山から採集した材料を使って大量の生産が行われたものと考えられる。

郡内領主であつた秋元但馬守は養蚕・製糸・製織を郡内に広めたことは有名であるが、これらに必要な資材（製糸に使う機械・燃料・養蚕に使う棚などの材料）は当然富士北麓の山林に求められたことはいうまでもない。郡内にこれらの織物業が定着発展すると、これらの必要資材の需要も増大し、材料確保の權益をめぐって、小さい争いから、大きな山論へと発展していった。

元禄十四・五年（一七〇一・二）の甲・駿国境論争は当時必要であつた建築用材確保の權益をめぐって、大きな争いとなつた要素も多分によみとれた。

### 劔丸尾逆道通りの境界争い

東・西組の入会山境界争いは、手許資料では万治二年が初見である。それは正徳四年（一七一四）に起きた山論で次の資料の中から抽出される、この文書は河口湖町船津、梶原健治家に所蔵される文書であり、この争いの東組は、上吉田・松山・新屋の三村で西組八カ村を相手取って訴訟を起こしたものである。この文書は裁判に当たって、役所の調べに対する質問事項に答えた松山村の弁明書である。

#### 乍恐以書付を御訴訟奉願候御事（写）

一富士山劔丸尾逆道通代々松山村之持郷山ニ而、すそ八月江寺境おはじめ地藏丸尾地藏堂、松山村と舟津村之大境ニ而地藏堂を、たけはくらかけと申所お見通し、松山村・舟津村之大境ニ而、是より東へは、一切入不申候所ニ、此度あたらしき様ニ西八ヶ村入込とじ上候事めいわくに奉存候御事

一此六十年以前まんど二年之御時、劔丸尾逆道通り、御林御用木お近郷へぬすミとられ候ニ付、御かう儀様より御せ

ん儀被遊、其上山本ニ而御座候得ハ、越度罷成、申わけ立不申候て、名主わ新倉村大正寺へかけ入申候而、其上名主女房ハ谷村へ御引被下、ざしき籠へ被仰付、永々罷ありなん儀仕候、其上御証文ニ而志やめん被遊候時、久嘉十右衛門様、塚越勘左衛門様御こし被遊候て、月江寺境おはじめ、地藏堂がたけはくらかけと申所まで見通し、五まい之札お御立被あそハ候所、まぎれ無御座候、其以後舟津と四十九年いぜん、くわんぶん六年之時、村山村と境論仕候得共、其時も先年之通りニ被仰付候御事

一三十年以前松山村、上吉田村、下吉田村と此度之論所のばお、一三年之公事仕候節茂、西八ヶ村持郷山ニ而無御座候間、少茂かまい不申御、此度あたらしき様申上候事皆むほんニ而御座候御事

一此十六年いぜんニ劔丸尾逆道通り御林からまつお、下吉田村御百姓我尽ニきりとり申候時分ニ茂、代々松山村持郷山ニ而、御林お相守リ申候得ハ、其上御公儀様御知り被遊候而、下吉田村を御せん儀被遊候得ハ、申わけ立不申候而、なぬし、組頭、長百姓共ニ籠者(倉カ)ニ被仰付候、其せつも松山持山ニ而、下吉田村お相改申ゆへニ、松山村訴人とうらミ請申事近郷ニかくれ無御座候、其せつも劔丸尾逆道通り御林、舟津、成沢八ヶ村持山ニ而無御座候間、少茂かまい無御座候所ニ、只今あたらしき事皆むほんニ而御座候御事

一御役笹板之儀ハ道志、長池、平野も相勤申候、此儀ハ御公儀様御役ニ御座候へハ、持山之せうこニハ無御座候御事、  
一先年御巢鷹之儀ハつばさ之儀ニ御座候得ハ、何方山ニ而も見付次第指上申候得ハ、此儀もせうこニハ無御座候御事、  
一元六十五年之時駿州上井出ね原村と成沢八ヶ村之境ろん之儀は、御国境之御公事ニ御座候得ハ、百姓はうばい(塚カ)ニ持山之せうこニハ無御座候事

一西八ヶ村之かせぎ道之儀つきふさぎ申と申上候儀ハ、先秋元たじま之守様より、村々人足被仰付候て、御ふさぎ被遊候、志んぎ之ふさぎ道ニハ無御座候、先御志はい様御ふさぎ被遊候せうこ、覚御座候御事、

一西八ヶ村持郷山ニ而無御座候、せうこニハ山道一筋も無御座候事、  
 一此二十七年以前、辰之年浅間様鳥居木大鉾、劔丸尾より秋元但馬守様御家頼、里よし徳右衛門様御見立被遊候而、  
 御取被遊候、其節之大鉾黒野田組、上之原組被仰付候、其せもニも山本ニ而御座候ゆへ、松山村名主、組頭山守ニ  
 あんないニ被仰付候而、山中之儀ニ御座候得へ、大鉾道大分之儀ニ御座候得へ、松山村山本ニ而御座候ゆへ、こさ  
 きり之所お、御林ニ立不申候ニ付、山本松山へ被下おき候事まぎれ無御座候、  
 右之条々少も相違無御座候、以御ぢひせんき之通、被仰付候へ、難有奉存候 以上

郡内領松山村

正徳四年午十二月

名主	庄兵衛
百姓	権兵衛
〃	彦兵衛
〃	惣兵衛
〃	多郎右衛門
〃	茂兵衛
〃	清右衛門
山守	助右衛門
惣百姓	

御大くわん様

この文書は正徳四年（一七二四）午十二月に谷村代官所に出されたものの写であり、本村関係文書（早稲田大学・柴辻俊六氏蔵影写本）で、翌五年役所へ提出された文書と内容が共通しているので同一山論と思われ、役所側の質問に対

する弁明書と考えられる。しかし、松山村の文書の標題は「御訴訟奉願候御事」であり、西側、成沢村ほか松山村に訴えられるという標題であるが、内容は役所の質問に答えたものであり、何回か写し替えられるうちに「差上申一札之事」が、「御訴訟奉願候」となったものであろうか。本村関係のものは、「口上書を以松山村御訴書ニ挨拶御事」である。この事件に関する訴訟状や、裁決状などの重要資料を欠くので、その内容や、結果は判然としないが、劔丸尾を中心とした東・西の入会山境界の一線についての出入りである。次にその内容を要約して紹介する。

○ 富士山劔丸尾逆さ道通りは、代々松山村の持ち山で、すそ野月江寺境をはじめ、地藏丸尾の地藏堂、それよりたけ（嶽）は、くらかけという所を見通したところが松山・舟津両村の大境で西八カ村はこの線より東へは一切入ることができない所であるが、西八カ村の者が入りこんで、持ち山の入口を閉塞（とじ上候事）したので迷惑している。

○ 六十年以前の万治二年（一六五九）、劔丸尾逆さ道通りにある官林から、御用木盗伐事件があり、松山村が山元であるため御公儀のご詮議を受け、名主一家は盗伐の責任を問われ、名主は新倉村大正寺（富士吉田市）へ入り坊主になっておわびをし、妻女は谷村の座敷牢へ入牢という厳しい罰を受けた、この時代官長谷川六兵衛は、手代久嘉十右衛門・塚越勘左衛門の兩名を境界現地へ派遣、月江寺・地藏堂から、たけ（嶽）はくらかけを見通して、五枚の立て札を立て境界としたことは紛れもないことである。

それ以後、四十九年たった寛文六年（一六六六）松山・舟津両村で東・西の境を争ったときも万治二年の裁決通りとなった。

○ 三十年前、松山村と上・下吉田村で（東組同志）論争のとき松山村は劔丸尾の官林に接した持ち山を主張したが、それは官林であると東組の上・下吉田村と西八カ村はそれを認めなかったようである。それが論争の発端とな

った。(『富士を守る』外川理一)。西八カ村は持ち山でないのに、この争いには加わらなかつた。それなのに今回新しく入会山の道を塞ぐような行為にでたことは、何かたくらみ(むほん)があつてのことであらう。

○ 十六年以前(元禄十二年、一六九九)、劔丸尾逆道の御林山(管林)から、下吉田村の百姓が「から松」を盗伐した事件があつた。この時もこの場所は松山村の持ち山で、近くの御林山の管理もしていたことを御公儀で知つていたため、松山村には何のおとがめもなく、下吉田村がご詮議をうけ、名主・組頭・長百姓の責任者が谷村の牢につなされた。そのさい松山村が訴人したと下吉田村から恨みを請けた、この時も逆道通りの御林は舟津・成沢村八カ村は持ち山でないため傍観していた。それでありながら今度のたくらみは、謀略以外何ものでもない。

○ 笹板役のことは、道志・長池・平野の各村がこの役を勤めていた。これは御公儀の御用であつて、持ち山の証拠とは何ら関係がない。

○ 御巢鷹山のこと、何方からでも見付け次第差し上げることができるので、このことも持ち山の証拠とはならない。

○ 元禄十五年(一七〇二)の西八カ村と、駿州上井出村・根原村との紛争は国境紛争で、百姓らの入会山の証拠とは何の関係もない。

○ 西八カ村は、かせぎ道を新規に塞がれたと主張するが、領主秋元但馬守の命令で、村々の人足を差し出し塞いだことで、その証拠の「覚」を所持している。

○ 西八カ村の持ち山でない証拠には、この場に一筋の出入りの山道もないことである。

○ 二十七年以前辰、(元禄元年・一六八八)、富士浅間神社大鳥居造宮(六月十三日)のさい、劔丸尾の御林山からその用木を調達することとなり、秋元但馬守の家来、里吉徳右衛門が見立てを行い、用木を伐採した。その搬出には



黒野田・上の原が担当した。松山村は山本であつたので、名主・組頭・山守が案内役となり、鳥居の用木を搬出するため「こさぎり」（邪魔な立木を伐採する）を行った。その跡地は御林（官林）とならないので、山本の松山村へ下賜された。このことはまぎれもないことである。

以上が松山村の弁明書であり、その内容は十項目にわたる。劔丸尾逆道通りの御林山（幕府官林）に隣接した松山村の持ち山分と西八カ村の境界をめぐる紛争である。西側八カ村では正徳五年（一七一五）、同じ質問に答えるように、九項目からなる弁明書を提出している。

### 鳴沢村の弁明書

乍恐口上書を以松山村御訴書ニ挨拶御事（写）

一富士山内劔丸尾逆道通るすそへ、月江寺境迄松山村持分之由申上候、月江寺境之儀ハ、八ヶ村構無御座、劔丸ひさかさ道通りニ元来松山村持山ハ無御座其上地藏堂茂舟津村持分ニ御座候所、右場所嶽くらかけと申所と見通し、松山持分之由申上候、八ヶ村持山西ハ無間ヶ谷三俣を限り、東ハ逆道□石祖母子導者道之内ニハ、くらかけと申場所ハ無御座候、山の様子茂ふ奉存、新敷名を付候と奉存候、去年迄八ヶ村持分へハ一円入ふ申候間、証拠差出候様ニ御下知奉仰候事

一六拾年以前万治弍年、劔丸尾逆道通りニ而、御用木被盜取、御領主様御吟味ニ逢、山本故難義仕候由大キ成偽ニ御座候、劔丸ひ逆道通之儀ハ、古来御巢鷹山ニ而、成沢村持分ニ紛無御座候、然所へ松山村ハ盜入候ニ付、御詮議之上申訳立兼、松山村之名主組頭新倉村大正寺へ欠入、女房共ハ谷村へ被召呼、禁獄被遊候ニ付、度々御訴証ニ付、誤証文ニ而御免被遊候、其割久賀重石衛門殿、塚越勘左衛門殿御出被成、舟津村之地蔵堂くらかけと屋ら申所を見通し、札五枚御立被遊候由皆繕事ニ御座候、境之儀ニ候ハ、立合之吟味可有之候所ニ、左之証拠も所持仕

間數候、四拾九年以前寛文六年、松山舟津丸及び諍論ニ双方持分之証拠御尋ニ付、舟津村申上候段、利運ニ被声召候、子細ハ先年甲州之太守武田晴信公御代迄ハ往還<sup>舟津村丸<sub>ウ</sub></sup>ニ御関御座候所ニ、晴信公御息女様御懐胎之砌、富士山北室社へ弘治三曆丁巳十一月十九日、御安産之為御願代、午六月<sup>カ</sup>舟津丸尾ニ、自往古有来候関鎖御解可被遊之由、御願書を以□被思召候、其上松山村へ証拠御尋被遊候所、可差出証拠茂所持<sup>カ</sup>一言之返答茂無御座候、丸尾ハ<sup>カ</sup>殘古来之由緒を以舟津村分ニ御裁談相濟申候、然上ニ其節但馬守様御代官岡田喜兵衛殿、三木九郎右衛門殿被仰候儀ハ、理非ハ相濟候得共、松山村ハ<sup>カ</sup>山茂無之難儀ニ候間、逆道<sup>カ</sup>下丸尾半分程之内ニ而柴刈候儀相免し、松山村茂相立候様ニと御扱之御意ニ而、無是悲御支配様へ相隨其分ニ仕置候、今般右之旨趣を相破御訴申上候ニ付而ハ、先規之通ニ被仰付、被下置候ニ様奉願事

一三拾年以前、松山上吉田下吉田此度之論所を式三年双論仕候閑ニ、八ヶ村持山ニ而無之ニ付、相加リ<sup>カ</sup>申候由申上候、是ハ場所違ニ而、逆道<sup>カ</sup>東ハ八ヶ村構<sup>カ</sup>申場所ニ御座候、其節之御書付下吉田村ニ所持仕候間、御尋被遊、可被下之事

一劔丸尾逆道<sup>カ</sup>上ハ成沢山ニ紛無御座候、但馬守様御代ニハ唐松御制禁ニ付、加ら松立候故、山稼茂<sup>カ</sup>仕、折節山廻リ仕候、其間ニ御用木を被盜取、<sup>カ</sup>奉存罷有候所ニ御目付近藤源五兵衛殿ひそかニ山廻リ被成候節、松山村之者逆道下へ薪取ニ罷越、源五兵衛殿ニ出合唐松伐荒候儀御穿鑿難逢<sup>カ</sup>、加ら松<sup>カ</sup>下吉田へ盜被取候由は<sup>カ</sup>状仕候、依之下吉田村名主組頭共谷村へ御引被遊、御吟味之上籠舎被仰付、御追放被遊候故、松山村之者共ハ持分ニ茂無之山の訴人仕候由、近郷之評判ニ逢候所を還而、此度持山之証拠ニ繕立偽申上候事

一御役笹板之義松山村申上候通、成沢、山中、新屋、道志、長池、平野以上六ヶ村相勤、外之村ハ附還リ人馬被仰付、百姓役ニ仕持山之証拠ニハ無之段、奉申上候、八ヶ村も如此之義を以証拠ニ<sup>カ</sup>仕候事

一 御巢鷹之義ハ、<sup>つば</sup>翅之儀故、何方ニ而も見付次第差上、持山之証拠ニシテ罷成候由申上候得共、劔丸尾を始メ持山所ニシテ御鷹差上候儀を以、駿州富士郡と、郡内八ヶ村と山論之証拠ニ御立被下候、御裁許之裏書ニ茂、御鷹之請取を以八ヶ村持山之証拠ニ御記被下置候事

一元禄十五午年駿州富士郡根原村上井出村と、郡内領八ヶ村山論之義ハ、御国境之爭論ニ而、持山之証拠ニシテ罷成候由申上候儀ハ、様子もふ奉存八ヶ村を可申掠工ニ御座候、其節一烈仕度可存候得共、可相加里筋目無之ニ付、御領主様ハ入会八ヶ村斗可罷成候由、被仰付候ニ付、差加里之儀ハ罷成候事

一 八ヶ村山道但馬守様御ふさぎ被遊、新規ニ塞候道ニ而無御座候由申上候、但馬守様御代ニハ御領内ハ駿州ハ入候茶壱抱ニ付、錢六百文ツヽニ而、御入被遊候ニ付商売仕候者共御役錢難義ニ存候、八ヶ村山道を盜通候故、村々人足ニ而御ふさぎ被遊候儀紛無御座候、其己後売人御請仕候故、右之道御開被下、去年ノ年まで先規之通無相違通行仕候所ニ、新屋村之者共八ヶ村持山ハ可紛入工を以、俄ニ相ふさぎ候所ニ松山村之者共持山無之ニ付、先御領主様御ふさぎ被遊、新規ニふさぎ申由一烈仕、大キ成偽を申上候、先年茶売共役錢を盜通候時分、道御留被遊之節、山稼道ハ少し不勝手ニ候共、外ニ有來候道を可通ル被仰付候故、外之道を通行仕候、其道數多御座候所、右御ふさぎ被遊候ハ外ニ通路無之と申上候段、御檢分被遊被下候得ハ、道之有なし相知候事

一 式拾七年以前辰年上吉田村鳥居木、成沢山劔丸尾ハ出候儀ハ紛無御座候間、松山村山本之証拠御座有<sup>無カ</sup>□□子細ハ鳥居木ハ大木ニ而、御巢鷹場ハ外ニ無御座候、成沢持山前ニ御巢鷹差上候所ハ出申候、其外平野村向山、山中村屋な志リ、右何連茂御巢鷹山故、大木共御座候ニ付、御出し被成候、山本成沢村を差置、劔丸ハ松山村之者共致案内こさ伐り仕、其場所ニ御用木を立ふ申松山ハ被下候段、偽ニ御座候、元來松山村山本ニ御座候ハ、其節改而右之場所ニ可申請様無御座、古來ハ山本之由を申立、又候其節申請候段、一事□□之繕事ニ御座候、其後、元禄八年亥

春、川口村鳥居木成沢村持分之御巢鷹場劔丸尾ノ御出し被遊、山本成沢をはじめ入会八ヶ村へ被仰付候根切こさきり仕、吉田組、川口組人足へ御渡し候得共、自往古成沢村持分故、改而申請之儀ニ無御座候、去年ノ年迄先規通山本成沢村と入会七ヶ村ニ而支配仕来り、他村ノ一円山稼ニ入ふ申候段、偽ニ無御座候間、松山村山本之由証拠御尋奉仰候事

右之通少も相違無御座候、先規之通相守様ニ被 仰付被下置候ハ、難有可奉存候

以上

正徳五乙未年

西側八カ村の弁明書は松山村のものより、具体的な内容に触れ長文で、この弁明書を起草するに当たっては、かなりの日時をついやし、村役人、百姓がある限りの智恵をしばったことが、ありありとうかがえる。その内容を項目別に要約する。

○ 富士山内劔丸尾逆道通り、すそ八月江寺境まで松山村の持ち分と言うが、月江寺境は八カ村とは何の関係もない。劔丸尾逆道通りには元来松山村の持ち山はなく、その上地藏堂（河口湖町）も船津村の持ち分で、その場所から嶽はくらかけという所を見通して松山村の持ち分と主張するが、八カ村の持ち山は西は無間ヶ谷の三俣、東は逆道通りの□石祖母子導者道で、この道の内にはくらかけという場所はなく、山の様子も知らずに新しい名をつけられては迷惑だ。

去る午年（正徳四年）まで八カ村の持ち分内へは一切入らなかつたので、その証拠となるものを差し出してもらうよう、御公儀の御下知を仰ぎたい。

○ 六十年前の万治二年、劔丸尾逆道通りで御林から御用木が盗伐された事件があつた。その際役人の吟味を受け、山本であるため難義をうけたというが、これは大きいつわりで、この場所は古来からの御巢鷹山で、成沢村持ち

分の山である。そこへ松山村の者が盗伐に入り、御公義のご詮議の末、申し訳が立ちかね、松山村名主・組頭は新倉村の大正寺へかけ込み、妻女は谷村へよばれ牢につながれる。という処罰をうけた。この時、久賀重右衛門（松山村は、久嘉十右衛門）、塚越勘左衛門両役人が、船津村の地藏堂から、くらかけとやら申す所を見通して五枚の境界の立て札を立てた。これは皆つくろいごとで、重要な入会境界を決定する場合は両者が立ち会い吟味の上決定されるべきで、その証拠となるものは何一つ松山村では持っていない。

○ 四十九年以前の寛文六年、松山・船津両村がこの境を争った時、双方の持ち分を証明する証拠提出を役所から求められた。船津村では、武田信玄が息女安産祈念のため、富士山北室社へ弘治三年十一月十九日捧げた願文をその証拠とした。信玄は息女の安産が成就すれば、船津村丸尾通りにあつた関所の鎖を解こうというもので、この往還通りこそ松山村との境であり、この船津村の弁明は利運にかなうと、役所ではこの主張を認めている。

松山村では差し出す証拠も返答もできなかった。このように丸尾はすべて船津村の持ち分であると、この時の裁判でご裁断がすんでいる。

しかし、その節、秋元但馬守の代官、岡田喜兵衛・三木九郎右衛門は、理非はともかく、松山村には山もなく難儀の村であるから逆道から下の丸尾半分ほどの内へ、松山村も入り会わせ、柴草の採取程度を認めさせ、松山も相い立つようと要望された。八カ村は、ぜひないことと、支配者の要望を入れることにした。

右の理由を十分承知しながら、今般訴訟を起こしたことはうなずけない。このような理由であるから、先規（前々）の通りにして欲しいので御願い申し上げたい。

○ 三十年以前、松山・上・下吉田村が二、三年この場所で争ったことがあるが、八カ村の持ち山でないので、八カ村はこれにかかわらなかつたというが、これは場所違いのことであり、逆道通りから東は八カ村とは何の関係もな

い。この争いの書付は下吉田村が所持しているので、役所で提出を求め判断されたい。

○ 劔丸尾逆道から上は成沢の持ち山にまぎれもない。近くにはから松の御林山があり、秋元家では禁制の山としていた。御林山では山稼ぎも行わず、折節、山回りを行い御林を監視してきた。その間、御林山のから松を盗伐されるという事件が起きた。

御目付役の近藤源五兵衛はひそかに、御林付近の山回りをしていた。たまたま松山村の者が逆道下で薪を採取していたところ、源五兵衛に出会い、から松盗伐の御詮儀を受けた。入山の百姓は、から松の御用木を盗取したものは下吉田村の百姓であることを白状した。

このことにより、下吉田村の名主・組頭らは谷村に召喚され吟味のうえ、牢屋につながれた。松山村の者共は自分の持ち分でもない山の訴人をしたことで近隣の評判となった。それなのに今回これを持ち山の証拠につくろい立て、いつわりを申し立てている。

○ 笹板役は松山村の言う通りで、成沢・山中・新屋・道志・長池の六カ村が引きうけ、他の村は人馬を提供して、笹板の付け送りの仕事をしていた。これは持ち山の証拠ではないので、八カ村ではこれを証拠には取り上げない。

○ 御巢鷹は「趣つばさ之儀故」どこからでも見付け次第献上できるので、持ち山の証拠にはならないと松山村ではいだが、成沢村ほか七カ村で元禄十四・五年の甲・駿国境山論の際、劔丸尾ほかの御巢鷹献上の証文を提出、これが認められた。

○ 元禄十五年、郡内領八カ村と、駿州富士郡根原・上井出との山論は、国境論争であつて、八カ村の持ち山ではないというが、これは様子も知らずに、八カ村の持ち山を掠め取るうというたくらみである。

○ 八カ村の入会山出入りの山道は、秋元但馬守が塞いだもので新規に塞いだ道ではない。この理由は駿州の茶売り

業者が、郡内領へ入る場合、お茶一抱について銭六百文ずつの通行税を取り入国させていたが、この料金を払う茶行商は、この税をのがれるため、八カ村の山道を盗み通っていた。

そのため村々の人足を集めて、お塞ぎになったことは紛れもないことである。その後茶商人が通行税を納得したので、塞いだ山道を開通し、去る午の年（正徳四年）まで先規の通り通行していたが、新屋村の者が、八カ村の持ち山へ紛れ入るたくらみのもとに、急に道を塞いでしまった。このように松山村には持ち山がないため、うそ、いつわりの証言をしている。

先年、駿州茶売商人が役銭を納めず盗み通った道を塞いださい、山稼ぎ道が不便になるが、ほかにある道を通って入山するよう仰せつかったので、その通り他の道を利用した。松山村では塞いだ道以外に入山の道はないといっているが、現地をご検分くだされば、道の有無は明確となる。

○ 二十七年以前（元禄元年辰・一六八八）富士浅間神社の鳥居の用木を、成沢山 丸尾から伐採搬出したことは紛れもないことで、松山村が山本である証拠は何もない。鳥居にする用木は大木で、御巢鷹場以外に採取することはできない、成沢村持ち山の御巢鷹山から採取献上したものであり、そのほか、平野村向山・山中村屋な志りはいずれも御巢鷹山で、そこから大木を献上している。

山本である成沢村を差し置き、一事が万事いつわりの証言をしていることは許せない。元禄八年（一六九五）、河口村浅間神社の鳥居の用木を採取した時も持ち山である劔丸尾御巢鷹山から採取した。この作業も山本である成沢村をはじめ、入会八カ村が根切り、こさぎりを行き献木を担当し、河口組の人足に渡している。

昨、正徳四年まで往古よりの仕来り通り山本である成沢村を筆頭とする八カ村が入会山を支配し、他村は一切山稼ぎに入山しなかったことは間違いないことである。松山村が山本であるという証拠を御尋ね願いたい。

以上が要約文であるが、質問事項は松山・成沢と同じであるが、両者の弁明は一、二を除いて真つ向から対立している。劔丸尾逆道通りの東、西の境界線を争つた入会山論争であるが、ただ、どここの山と見通して境界だといつても確たる証拠もなく漠然としたものであった。

この正徳四、五年に起きた紛争がどのように解決していったかは、関連資料がないので判然としない。富士北麓が東西に分断されている限り互いに利害を主張し合いながら、正徳の紛争以後もこの境界線の争いは続いていったものと思われる。

(小島 勇)